

八千代市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月
八千代市

はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、私たちの生活に豊かさをもたらしましたが、同時に、地球温暖化や資源の枯渇など、地球規模で様々な環境問題を引き起こしています。このことから、国際社会においては、平成27（2015）年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための世界全体目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。



我が国では、SDGsの考え方を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しております。

本市においても、「八千代市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者の皆様のご協力を得ながら、循環型社会の形成を目指しております。

ごみ処理については、皆様のご理解・ご協力によって、ごみの減量化やリサイクルが進んでおりますが、ごみ処理を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、新たな課題にも対応していく必要があります。

また、本市においては、令和2年（2020年）12月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した「ゼロカーボンシティ」を宣言し、社会活動における廃棄物発生の抑制を促すとともに、再生利用の促進を図り、廃棄物の適正処理を図る循環型社会の構築を目指すことを行動指針の1つとして掲げています。

生活排水対策については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等により河川環境の保全に努めてまいりましたが、引き続き、更なる施策を推進する必要があります。

本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・行政の三者が一丸となって取り組むことが必要であるため、引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました八千代市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様、市民・事業者の皆様、関係各位に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

八千代市長 服部 友則

目次

第1部 計画策定にあたって	
第1章 計画策定の背景	1
第2章 前計画の達成状況	2
第1節 数値目標の達成状況	2
第2節 施策の実施状況	3
第3章 計画の位置付け	13
第1節 関係法令等	13
第2節 計画の位置付け	14
第4章 計画の期間	15
第5章 計画の範囲	15
第6章 計画の進行・管理	16
第2部 地域の概況	
第1章 地域の概要	17
第1節 位置及び地勢	17
第2節 気候特性	18
第2章 社会環境の動態	19
第1節 人口動態	19
第2節 高齢化人口	20
第3節 産業構造	21
第4節 主要な交通	22
第5節 土地利用の状況	23
第3部 ごみ処理基本計画	
第1章 沿革	25
第2章 ごみ処理の流れ	29
第3章 処理体制	30
第1節 収集運搬	30
第2節 中間処理	33
第3節 最終処分	34
第4章 ごみ処理の現状	35
第1節 ごみ排出量の推移	35
第2節 収集運搬	39
第3節 中間処理	39
第4節 最終処分	40
第5節 ごみの減量化・リサイクル	42
第6節 ごみ質	44
第7節 ごみ処理経費	45

第5章	ごみ処理の動向	47
第1節	国や県の動向	47
第2節	類似団体との比較	48
第3節	近隣市町村との比較	50
第6章	ごみ処理の課題	53
第1節	ごみの減量化	53
第2節	新しい生活様式への対応	53
第3節	食品ロス削減	54
第4節	プラスチック資源の循環利用	55
第5節	資源化の促進	55
第6節	中間処理	55
第7節	最終処分量の削減	55
第7章	ごみ排出量の見込み	56
第1節	ごみ排出量の予測方法	56
第2節	収集計画人口	58
第3節	家庭系ごみ排出量の予測	59
第4節	事業系ごみ排出量の予測	64
第5節	その他排出量（不法投棄・ボランティア清掃）の予測	65
第6節	集団回収量の予測	66
第7節	ごみ総排出量の見込み	67
第8章	ごみ処理基本計画	69
第1節	ごみ処理の基本目標	69
第2節	ごみ処理の基本方針	70
第3節	市民・事業者・行政の取り組み	70
第4節	収集運搬計画	77
第5節	中間処理計画	79
第6節	最終処分計画	81
第7節	目標値	82
第4部	生活排水処理基本計画	
第1章	生活排水処理の状況	89
第1節	生活排水処理の状況	89
第2節	水質保全の状況	94
第3節	し尿及び浄化槽汚泥処理経費	96
第4節	生活排水処理の課題	97
第2章	し尿及び浄化槽汚泥の予測	98
第1節	生活排水処理形態別人口の予測	98
第2節	し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測	99

第3章 生活排水処理の基本方針	100
第1節 生活排水処理の基本方針	100
第2節 生活排水の処理計画	100
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	102
第4節 施設整備に関する計画	102
第5節 啓発事業における取り組み	103
第6節 災害への対応	103

資料

用語解説	105
------------	-----

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景

私たちの生活や経済社会活動は、地球温暖化^{*1}や資源の枯渇など、人類の生存基盤に関わる深刻な影響を及ぼしてきました。そのため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて、様々な取り組みを進めてきました。

国際社会においては、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）^{*2}」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*3}」が平成27（2015）年に国連サミットにて採択されました。

国では、SDGsの考え方を踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画^{*4}」「食品ロスの削減の推進に関する法律^{*5}」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針^{*6}」「プラスチック資源循環戦略^{*7}」が策定されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会^{*8}」を形成することを目指しています。

八千代市（以下、「本市」といいます。）では、循環型社会の形成を目指すため、平成10（1998）年1月に資源物（びん、缶、古紙、布類）分別収集を開始し、平成12（2000）年7月には有料指定ごみ袋制度^{*9}を導入するなど、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化や資源化^{*10}に取り組んできました。

本計画は、平成28（2016）年3月に策定した「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（以下、「前計画」といいます。）の計画期間が終了となることから、前計画の取り組み状況等を評価のうえ、近年の循環型社会をめぐる情勢を考慮し、新たに策定するものです。

第2章 前計画の達成状況

第1節 数値目標の達成状況

前計画では①ごみ排出量^{*11}、②1人1日当たりのごみ排出量、③1人1日当たりの家庭系ごみ^{*12}排出量、④事業系ごみ^{*13}排出量、⑤ごみ焼却対象量^{*14}、⑥再資源化^{*15}量（集団回収^{*16}を除く）、⑦最終処分^{*17}量の7項目において挑戦目標値を設定しました。

令和元（2019）年度の実績値及び令和2（2020）年度末における見込値、実績値（見込値）に対する評価は、以下のとおりです。また、前計画の初年度である平成28（2016）年度実績値を参考として記載します。

表 1-1 前計画の達成状況

区分	単位	平成28年度	令和元年度			令和2年度		
		実績値	実績値	前計画目標	評価	見込値	前計画目標	評価
人口	人	196,144	200,275	199,352	—	202,133	200,054	—
ごみ排出量	t/年	54,475	54,658	53,316	×	54,845	52,621	×
家庭系ごみ排出量	t/年	42,245	42,461	41,809	×	43,843	41,255	×
可燃ごみ	t/年	33,854	34,167	31,301	×	34,934	30,449	×
不燃ごみ	t/年	816	857	876	○	944	876	×
有害ごみ	t/年	67	59	73	○	59	73	○
粗大ごみ	t/年	645	1,141	949	×	1,247	949	×
資源物	t/年	6,862	6,238	8,610	—	6,659	8,908	—
事業系ごみ排出量	t/年	12,168	12,146	11,456	×	10,950	11,315	○
可燃ごみ	t/年	11,844	11,711	11,119	×	10,626	10,982	○
不燃ごみ	t/年	2	8	1	×	3	1	×
有害ごみ	t/年	2	2	1	×	1	1	○
粗大ごみ	t/年	320	426	335	×	320	331	○
資源物	t/年	—	—	—	—	—	—	—
その他排出量（不法投棄、ボランティア）	t/年	62	51	51	○	52	51	×
集団回収量	t/年	1,991	1,637	2,189	—	1,527	2,191	—
ごみ総排出量 ^{*18}	t/年	56,466	56,295	55,505	×	56,372	54,812	×
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	761	746	731	×	743	721	×
家庭系ごみ排出量（資源物を含む）	g/人日	590	579	573	×	594	565	×
家庭系ごみ排出量（資源物を除く）	g/人日	494	494	455	×	504	443	×
事業系ごみ排出量	g/人日	170	166	157	×	148	155	○
その他排出量（不法投棄、ボランティア）	g/人日	1	1	1	○	1	1	○
1人1日当たりの集団回収量	g/人日	28	22	30	—	21	30	—
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人日	789	768	761	×	764	751	×
ごみ焼却対象量	t/年	46,753	47,167	43,521	×	46,762	42,562	×
再資源化量（集団回収を除く）	t/年	9,610	9,712	12,612	×	10,144	13,106	×
再資源化率		17.6%	17.8%	23.7%	×	18.5%	24.9%	×
リサイクル量	t/年	11,601	11,350	14,801	×	11,671	15,297	×
リサイクル率 ^{*19}		20.5%	20.2%	26.7%	×	20.7%	27.9%	×
最終処分量	t/年	2,315	3,026	2,818	×	3,022	2,504	×
最終処分率		4.2%	5.5%	5.3%	×	5.5%	4.8%	×

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※評価 ○：達成 ×：未達成 -：評価不可

第2節 施策の実施状況

前計画では、「市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会」を基本目標とし、各施策を推進しました。施策の取り組み状況は、以下のとおりです。

施策項目(前計画)		実績
1 市民・事業者・市の役割		
1-1 市民の役割と行動		
(1) 生ごみの水切り、食べ残しの削減	<p>可燃ごみの約25%は生ごみであり、生ごみの多くは水分が含まれています。市民は、日常のちょっとした水切りを実践することにより可燃ごみの削減に努めます。さらに、食べ残しや調理くず、余分な食材の購入を減らすことで可燃ごみの発生を抑制します。</p> <p>また、生ごみ処理器^{*20}等を活用し、生ごみをたい肥化すること等により、可燃ごみの削減に努めます。</p>	<p>市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等において、生ごみの水切りや食品ロス^{*21}削減について啓発を行いました。また、まだ食べられる食料の有効活用やごみの減量化を図るため、平成30(2018)年度から「食品ロス削減アクションプラン^{*22}」を作成し、挑戦目標値や目標達成に向けた取り組みを定めました。このアクションプランに基づき、フードバンク^{*23}の活用等、可燃ごみの減量化について啓発しました。</p> <p>さらに、生ごみの減量化を推進するため、生ごみたい肥化容器等購入費の一部に対し補助金を交付しました。</p>
(2) 容器包装ごみの発生抑制	<p>排出される「可燃ごみ」の中には、紙類やプラスチック類等の容器包装ごみが含まれている場合があります。市民は、マイバッグの利用や過剰包装を断る(リフューズ)ことにより、容器包装ごみの発生を抑制します。</p>	<p>市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等において、マイバッグの利用を推進してきましたが、令和2(2020)年7月より実施されたレジ袋有料化に伴い、より一層のマイバッグ利用を推進するとともに、エコバッグの作り方を広報紙に掲載し周知しました。</p>
(3) 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進	<p>ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。</p>	<p>市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等において、マイ箸やマイボトルなどの利用について啓発しました。</p>
(4) 長期使用の推進	<p>フリーマーケットやリサイクルショップを利用し、不用になったものを必要としている人に譲る、また、使用可能な家具や家電製品をむやみに捨てず、修理して長く使用することでごみの発生抑制に努めます。</p>	<p>八千代フリーマーケットを年に2回～3回開催し、ごみの排出抑制に努めました。</p> <p>また、家庭で不用となった品物情報を市ウェブサイトや広報紙等に掲載し、必要としている人に譲る場を提供することで、ごみの排出抑制や長期使用を推進しました。</p>

施策項目(前計画)		実績
(5)ごみ分別への協力	可燃・不燃・有害・粗大ごみ・資源物の分別を徹底します。特に、可燃ごみの中には資源物となる雑がみ*24などが混入されているため、資源物への分別を徹底し、ごみの減量及び資源化に努めます。	市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等により、分別を徹底するよう周知し、ごみの減量及び資源化について啓発しました。
1-2 事業者の役割と行動		
(1)発生源における排出抑制・資源化の推進	事業者は、排出者責任*25や拡大生産者責任*26があることを認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進するため、食品リサイクルや紙おむつのリサイクルなどをはじめ、その他資源化できるものの活用を努めます。 また、拡大生産者責任の考え方等に基づき、法律又は事業者の自主的な取り組みが進められているリサイクル(家電、パソコン、携帯電話等)について、市民への周知を図り、制度の円滑な運用を促進します。	排出事業者に対し、事業系ごみの適正排出についてのパンフレットやチラシを用いて、分別の徹底などを啓発し、適正排出やリサイクルを推進しました。 また、食品ロス削減アクションプランに基づき、ごみの発生抑制や資源化についても推進しました。
(2)従業員教育の充実	従業員教育の充実を図り、ごみの発生抑制及び資源化の意識を高め、社内での分別排出や資源化を徹底します。	事業所全体でごみの発生抑制及び資源化の意識を高められるよう、事業系ごみについてのパンフレットやチラシを作成し、意識向上に努めました。 また、八千代商工会議所会報誌への食品ロス削減に関する記事の掲載や、啓発チラシの配布を行いました。
(3)再くるくん協力店*27との連携強化	事業者は、「再くるくん協力店」認定制度を活用し、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化や再資源化の促進及び市民のごみに対する意識高揚を図ります。	再くるくん協力店を紹介する市ウェブサイトの充実と広報紙特集号への掲載により、ごみの減量化や資源化の促進について啓発しました。
(4)多量排出事業者*28等における減量化計画	多量排出事業者及び事業用大規模建築物*29の所有者等は、事業系一般廃棄物減量化計画書*30を作成するとともに廃棄物管理責任者*31の選任を市へ報告し、ごみの排出抑制に努めます。	多量排出事業者及び事業用大規模建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を求め、適正処理やごみの減量化等について啓発を行いました。 <参考> 平成28(2016)年度 ・多量排出事業者 25社 ・事業用大規模建築物所有者 21人 ・多量排出事業者及び事業用大規模建築物所有者 8社 平成30(2018)年度 ・多量排出事業者 18社 ・事業用大規模建築物所有者 24人 ・多量排出事業者及び事業用大規模建築物所有者 7社

施策項目(前計画)		実績												
1-3 市の役割														
(1) 率先した取り組み	市は、自ら率先してごみの減量化、再使用、再生利用、グリーン購入 ^{*32} に積極的に努めます。	八千代市清掃センターで受け入れを行ったごみを選別し、売却可能な資源物を再資源化業者へ売却したほか、食品ロス削減についての啓発を市役所内食堂にて実施し、ごみの減量化に努めました。 また、市全体として、グリーン購入を実施し、環境負荷の低減に努めました。												
(2) 情報や学習の機会の提供と支援	市民・事業者が積極的に4R ^{*33} に取り組めるよう、情報や学習の機会の提供、普及啓発を行うとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化していきます。	4Rに関する情報や学習機会の提供、普及啓発を行いました。 また、自発的にごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者を市ウェブサイトで紹介するなど、市民・事業者との連携を強化しました。												
(3) 適正な処理・処分の実施	市民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分します。	定期的に焼却処理施設の排出ガスの分析を行い、排出ガスの環境基準に適合した、安全かつ安定したごみ処理を実施しました。												
2 市の施策														
(1) 教育、啓発活動の充実 ごみの減量化を推進していく上で、市民・事業者に対して理解と協力を求めていく必要があることから、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図り、具体的な行動へと結びつけていくため、学習機会を提供していきます。														
① 学校における環境学習の推進	小学4年生を対象に環境教育学習の一環として出前講座を開催し、ごみに対する意識の向上を図ります。	小学4年生を対象に、ごみの分別や減量、食品ロス削減に関する授業や、ごみ収集車の見学などの出前講座を実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>18回</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>14回</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>16回</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	回数	平成27年度	15回	平成28年度	18回	平成29年度	14回	平成30年度	16回	令和元年度	8回
年度	回数													
平成27年度	15回													
平成28年度	18回													
平成29年度	14回													
平成30年度	16回													
令和元年度	8回													
② 学習機会の充実	市民が気軽に参加し、ごみの減量や資源循環に対する知識と行動を習得してもらえるよう、直接自治会などに出向き「ごみ処理の現状と課題(ごみ減量)」などのごみ減量学習会を実施するなど、各種の学習機会を設けます。 また、事業者についても、出前講座の開催を検討します。	自治会等を中心にごみの分別や減量、食品ロス削減に関するごみ減量学習会を実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	回数	平成27年度	10回	平成28年度	3回	平成29年度	4回	平成30年度	7回	令和元年度	5回
年度	回数													
平成27年度	10回													
平成28年度	3回													
平成29年度	4回													
平成30年度	7回													
令和元年度	5回													

施策項目(前計画)		実績
③情報提供	<p>市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報について、広報紙・パンフレット、市ウェブサイト、イベント、ごみ減量学習会等を通じて提供していきます。</p> <p>また、事業者に情報提供を積極的に行います。</p>	<p>市ウェブサイトや広報紙の特集号、ごみ減量学習会等において、ごみの発生抑制や適正処理、資源化についての情報や具体的な取り組み方法等を掲載し、積極的に情報提供を行いました。</p>
④分別の徹底	<p>可燃・不燃・有害・粗大ごみ・資源物の分別を徹底します。特に、可燃ごみの中には資源物(雑がみ、ダンボール、ペットボトル等)が混入されているため、より一層のごみの減量及び資源化に努めます。</p>	<p>市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等で、ごみの分別や可燃ごみの中に混入される資源物(紙類等)の資源化について啓発しました。</p>
⑤可燃ごみの減量推進	<p>可燃ごみで排出される生ごみには、多くの水分が含まれていることから、可燃ごみの減量のため、水切りを実施してもらうよう啓発を続けます。</p> <p>また、食品ロス対策等、水切り以外の手法についても検討します。</p>	<p>市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等において生ごみの水切りの重要性を呼びかけました。</p> <p>また、食品ロス削減のための「食品ロス削減アクションプラン」にて、挑戦目標値や目標達成に向けた取り組みを定め、年度終了後に評価し、次期策定時の取り組み等へ反映させ、減量推進に努めました。</p>
⑥地域における活動の活性化	<p>地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図っていくため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。</p> <p>また、市民が実践しやすい取り組みや周知方法について検討します。</p>	<p>各自治会等においてごみの減量化や資源化等を推進する廃棄物減量等推進員^{*34}を委嘱しました。推進員を対象としたごみ減量学習会にて、ごみの減量方法や資源化等の情報提供を行い、推進員が中心となり各地域のごみ減量化等を推進するよう啓発しました。</p>
⑦事業者への働きかけ	<p>市は、立入検査を実施するなどして、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導します。</p> <p>また、ごみの発生抑制・資源化に取り組むようパンフレットの配布やごみ減量学習会を通して、事業者への指導を進めていきます。</p> <p>さらに、紙おむつのリサイクルや食品リサイクルなど事業者が主体となって取り組むことのできる活動を検討します。</p>	<p>市ウェブサイトや食品関連事業者団体等を通じて、適正排出やリサイクルの推進を啓発したほか、八千代商工会議所会報誌に食品ロス削減に関する記事を掲載し、啓発しました。</p>
⑧各種イベントの開催支援	<p>再使用(リユース)を促進するため、八千代フリーマーケット実行委員会^{*35}の主催するフリーマーケットの開催を継続的に支援します。</p> <p>毎年10月の「3R推進月間^{*36}」の活動の一環としてリサイクルフェアを開催し、イベントを通じてごみ減量・リサイクルの必要性を広く市民に啓発します。</p>	<p>再使用を促進するため、八千代フリーマーケット実行委員会主催のフリーマーケットの開催を支援しました。</p> <p>また、リサイクルフェアを開催し、ごみに関する意識調査やごみ減量化についての啓発を行いました。</p>

施策項目(前計画)		実績																		
⑨再くるくん協力店の拡大と利用の啓発	<p>市民と事業者の相互協力によるごみ減量化や再資源化の促進事業として、一定の要件(包装等の簡素化・買い物袋持参運動・再生品販売など)を満たしている事業所を平成11(1999)年度から「再くるくん協力店」として認定しています。平成27(2015)年3月末現在で20店舗ですが、認知度が低いことから、制度を見直すとともに、更なる協力店の拡大と啓発を図ります。</p> <p>【認定要件】 市が定める認定要件のうち、2つ以上を推進しているもの。</p>	<p>再くるくん協力店の認定要件を以下の要件へ見直し、また、回収品目による評価点数を設け、評価点による星の数で再くるくん協力店をランク付けすることとしました。これにより、ごみの減量及び資源化に係る取り組みを積極的に行っている店舗を把握しやすくなり、市民の利便性の向上につながりました。</p> <p>【認定要件】 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの。 (1)店頭において市が定める資源物を回収し、自らの処理ルートにより資源化している。 (2)店舗独自でごみの減量及び資源化に係る取り組みを積極的に行っている。</p>																		
(2) 集団回収支援の継続	<p>本市では資源の有効利用を推進する目的で、資源物の回収に携わる活動団体に奨励金を交付しており、今後も継続して支援を進めていきます。また、支援の方法、あり方についても検討します。</p>	<p>資源物の集団回収を実施した自治会やPTA等の団体に対し奨励金を交付しました。団体数及び回収量は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団体数</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>89団体</td> <td>2,133,856kg</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>88団体</td> <td>1,990,561kg</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>88団体</td> <td>1,832,243kg</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>86団体</td> <td>1,732,442kg</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>85団体</td> <td>1,637,205kg</td> </tr> </tbody> </table>	区分	団体数	回収量	平成27年度	89団体	2,133,856kg	平成28年度	88団体	1,990,561kg	平成29年度	88団体	1,832,243kg	平成30年度	86団体	1,732,442kg	令和元年度	85団体	1,637,205kg
区分	団体数	回収量																		
平成27年度	89団体	2,133,856kg																		
平成28年度	88団体	1,990,561kg																		
平成29年度	88団体	1,832,243kg																		
平成30年度	86団体	1,732,442kg																		
令和元年度	85団体	1,637,205kg																		
(3) 有料指定ごみ袋制度の継続	<p>有料指定ごみ袋制度を今後も継続するとともに、手数料の定期的な見直しを行います。</p> <p>また、不燃・有害ごみ10リットル指定ごみ袋の創設については、廃棄物減量等推進審議会^{*37}の答申を踏まえつつ、回収頻度も含めて引き続き検討します。</p>	<p>有料指定ごみ袋制度を継続して実施しました。</p> <p>手数料の見直しについては、社会情勢及び近隣市の状況等を踏まえ、適正な受益者負担について検証し、平成30(2018)年12月に開催された廃棄物減量等推進審議会に諮問したところ、処理経費は増加しているものの、家庭系ごみは年々減少していることから、改定を要しないとの答申を平成31(2019)年3月に開催された審議会にて受けました。以上を踏まえ、指定ごみ袋の手数料を据え置きとしました。</p> <p>また、不燃・有害ごみ10リットル指定ごみ袋の創設については、平成27(2015)年11月に開催された審議会に諮問したところ、見送るべきであるとの答申を平成28(2016)年3月に開催された審議会にて受けました。このことから、不燃・有害ごみ10リットル指定ごみ袋の創設を見送ることとしました。</p>																		
(4) 事業系ごみ搬入手数料の見直し	<p>事業系ごみの搬入手数料は、均一従量制により徴収しています。</p> <p>今後も事業系ごみ搬入手数料の適切な設定を検討します。</p>	<p>ごみ処理経費や社会情勢及び近隣市の状況等を踏まえ、適正な受益者負担について検証し算出した手数料の改定案について、平成30(2018)年12月に開催された廃棄物減量等推進審議会に諮問したところ、事業者には自ら廃棄物を処理する責務があることや近隣市の手数料を考慮し、改定を行うことは妥当と認めるとの答申を平成31(2019)年3月に開催された審議会にて受けました。以上を踏まえ、令和2(2020)年1月に手数料の改定を施行しました。</p>																		

施策項目(前計画)		実績																												
(5)生ごみたい肥化容器などの購入補助	<p>家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみたい肥化容器などを購入する世帯を対象とし、購入費の一部に対し補助金を交付しており、今後も同制度の啓発、普及に努めます。また、市民が利用しやすいよう制度の見直しを検討します。</p>	<p>生ごみたい肥化容器等の購入者に対し、補助金を交付しました。また、生ごみたい肥化容器等を活用した生ごみの減量化を推進するため、市ウェブサイトや広報紙にて制度案内をしたほか、八千代フリーマーケットにて生ごみたい肥化容器等を展示し、生ごみの減量化について啓発しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>補助基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成27年度</td> <td>たい肥化容器</td> <td>30基</td> </tr> <tr> <td>電気式処理機</td> <td>14基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成28年度</td> <td>たい肥化容器</td> <td>19基</td> </tr> <tr> <td>電気式処理機</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年度</td> <td>たい肥化容器</td> <td>20基</td> </tr> <tr> <td>電気式処理機</td> <td>17基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成30年度</td> <td>たい肥化容器</td> <td>19基</td> </tr> <tr> <td>電気式処理機</td> <td>19基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>たい肥化容器</td> <td>24基</td> </tr> <tr> <td>電気式処理機</td> <td>20基</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	補助基数	平成27年度	たい肥化容器	30基	電気式処理機	14基	平成28年度	たい肥化容器	19基	電気式処理機	11基	平成29年度	たい肥化容器	20基	電気式処理機	17基	平成30年度	たい肥化容器	19基	電気式処理機	19基	令和元年度	たい肥化容器	24基	電気式処理機	20基
区分	種類	補助基数																												
平成27年度	たい肥化容器	30基																												
	電気式処理機	14基																												
平成28年度	たい肥化容器	19基																												
	電気式処理機	11基																												
平成29年度	たい肥化容器	20基																												
	電気式処理機	17基																												
平成30年度	たい肥化容器	19基																												
	電気式処理機	19基																												
令和元年度	たい肥化容器	24基																												
	電気式処理機	20基																												
(6)バイオマス ^{*38} 活用の検討	<p>バイオマスの利活用システムの構築に向けた検討・取り組みを行います。</p>	<p>八千代市清掃センター内に搬入された樹木の剪定枝について、民間資源化施設へ処理を委託し、堆肥原料等として資源化しました。</p> <p>また、廃食用油についても拠点回収を行い、民間資源化施設へ処理を委託し、再生重油として資源化しました。</p>																												
(7)資源化施設のあり方について	<p>ごみの排出抑制、ごみの選別・保管、また粗大ごみなどを補修した再生品の展示や不用品の情報交換を行える環境教育の場として活用できるリサイクルセンター以外の手法を検討する必要があります。</p>	<p>資源化施設については、処理業務委託の見直しを行い、ペットボトル減容機と空き缶自動選別圧縮機の調達及び保守点検を受託者が行うこととしました。これにより効率的な運用を行うことができる体制となりました。</p> <p>また、家庭で不要となった品物情報を市ウェブサイトや広報紙等に掲載し、ごみの排出抑制、再使用を推進しました。</p> <p>なお、再生品展示等の環境教育の場については、リサイクルセンターに代わる効果的な手法は検討できませんでした。</p>																												
(8)既存施設の延命化事業の実施	<p>安全かつ安定したごみ処理を実施しつつ、各施設の延命化を図るため、また、地球温暖化防止対策に貢献する観点から、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的として、基幹的設備等改良工事^{*39}を行っています。</p> <p>焼却残渣^{*40}等の資源化処理を拡大していき、将来的にも適切かつ安全なごみ処理を維持し、循環型社会の形成を目指します。</p>	<p>平成26(2014)年度から平成28(2016)年度にかけて焼却処理施設の基幹的設備等改良工事を行いました。一般廃棄物処理施設の安全かつ安定的な稼働を維持できる施設整備を行うため、平成31(2019)年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想^{*41}」を策定し、この基本構想に基づき令和2(2020)年3月に「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針^{*42}」を策定しました。</p> <p>また、焼却残渣等の一部については民間処理施設へ処理を委託し、資源化しました。</p>																												

施策項目(前計画)	実績
3 収集運搬計画	
(1)収集運搬の基本方針	<p>分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、資源化及び適正処理・処分を図るため、効率的な収集体制となるよう適宜見直しを行い、市民サービスの向上を図ります。</p> <p>効率的で適正な収集体制を構築するため、収集状況を適時把握し、効率的で適正な収集体制の維持に努めました。</p>
(2)収集区域及び収集人口	<p>本市全域を収集区域とします。 将来人口が収集人口となり、平成26年度時点における収集人口は194,438人ですが、平成32(令和2)年度では200,054人となるものと見込まれます。</p> <p>令和元年度実績: 200,275人 令和2年度見込み: 202,133人</p>
(3)収集体制	<p>家庭系ごみの収集運搬は、リクエスト収集となっている粗大ごみ及び拠点回収を実施している白色トレイ、廃食用油を除き、ステーション収集方式を継続して行います。</p> <p>また、現在月に1回別々に収集している不燃・有害ごみの収集を同時に行い、収集回数を月2回にする「併せ収集」や高齢者や障害を持つ方に対する「サポート収集」の検討をするとともに、ごみの分別区分や収集の効率化の促進を図ります。</p> <p>なお、感染性廃棄物^{*43}や在宅医療廃棄物^{*44}などについては、環境省からの通知のとおり、非鋭利な在宅医療廃棄物は、市が一般廃棄物^{*45}として回収しているため、引き続き適正な処理に努めるとともに、回収・処理方法について医療機関等と連携をとりつつ周知を図ります。</p> <p>平成28(2016)年10月より不燃・有害ごみを同時に収集する「併せ収集」を開始しました。 高齢者や障害者への収集のサポート体制については、福祉部局と協議し、情報を共有、各施策については検討しましたが、実施には至りませんでした。 感染性廃棄物等については、平成29(2017)年1月に「廃棄物適正処理のための手引き」を作成し、八千代市医師会を通じ、市内医療機関へ配布し、適正処理を促進しました。</p>
(4)収集運搬量の見込み	<p>平成32(令和2)年度: 41,255t/年</p> <p>令和元年度実績: 41,623t/年 令和2年度見込み: 43,229t/年</p>
4 中間処理計画	
(1)中間処理 ^{*46} の基本方針	<p>本市では、八千代市清掃センターにおいて中間処理を行っています。</p> <p>可燃ごみは焼却処理を行い、発生する焼却残渣については資源化処理を進め、最終処分量の削減を図ります。不燃・有害ごみ、粗大ごみについては、破碎又は選別を行い、可燃性・不燃性のごみ、資源化できるものに分別します。</p> <p>資源物については、種類に応じて、圧縮・梱包又は手選別します。</p> <p>可燃ごみについては焼却処理を行い、発生する焼却残渣の一部を資源化し、最終処分量の削減に努めました。</p> <p>また、不燃・有害ごみ、粗大ごみについても、破碎・選別し、金属類等を資源化することにより、最終処分量を削減しました。</p> <p>資源物については、種類に応じて、圧縮・梱包又は手選別し、資源化しました。</p>

施策項目(前計画)		実績												
(2) 中間処理量の見込み	平成32(令和2)年度:46,951t/年	令和元年度実績:50,852t/年 令和2年度見込み:50,733t/年												
(3) 中間処理の流れ	ごみ処理の流れは、現状を維持するものとしませんが、デジタルカメラやゲーム機などの小型家電については、小型家電リサイクル法 ^{*47} (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に則り、回収・資源化することを検討します。	適正な中間処理を行い、不燃ごみで回収されたデジタルカメラやゲーム機などの小型家電については、選別し資源化しました。												
(4) 中間処理施設の整備計画	安全かつ安定したごみ処理を実施しつつ、各施設の延命化を図るため、また、地球温暖化防止対策に貢献する観点から、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的として、平成25(2013)年度から平成28(2016)年度にかけて基幹的設備等改良工事を行っています。 また、「一般廃棄物処理基本構想」の策定を検討しています。	平成26(2014)年度から平成28(2016)年度にかけて焼却処理施設の基幹的設備等改良工事を行いました。 また、平成31(2019)年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し、この基本構想を基に、令和2(2020)年3月に「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」を策定しました。												
5 最終処分計画														
(1) 最終処分の基本方針	搬入された可燃ごみ及び不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみの選別後の可燃物は焼却します。発生した焼却残渣(主灰・飛灰)については、埋立処理を実施するとともに、資源化処理を行い最終処分量の削減を図っていきます。 最終処分に際しては、今後も八千代市一般廃棄物最終処分場において埋立処理を行うものとしませんが、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していきます。	焼却残渣の一部を資源化し、最終処分量の削減に努めました。 また、適正に最終処分を行うことができる体制を保持しました。												
(2) 最終処分量の予測	平成32(令和2)年度:2,504t/年	令和元年度実績:3,026t/年 令和2年度見込み:3,022t/年												
(3) 最終処分場の整備計画	老朽化した浸出水処理施設の改修を検討します。	令和2(2020)年3月に「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」を策定しました。この方針を基に計画的に施設整備事業を実施することとしました。												
6 その他ごみの処理に関し必要な事項														
(1) 八千代市廃棄物減量等推進審議会の活用	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用の促進等に関する事項について審議するため、本市では八千代市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。 今後も、審議会を活用しながら、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進を図ります。	一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するため、下記のとおり、審議会を開催しました。 <table border="1" data-bbox="986 1818 1347 2020"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	回数	平成27年度	3回	平成28年度	2回	平成29年度	2回	平成30年度	3回	令和元年度	1回
年度	回数													
平成27年度	3回													
平成28年度	2回													
平成29年度	2回													
平成30年度	3回													
令和元年度	1回													

施策項目(前計画)		実績
(2)適正処理困難物及び医療系廃棄物への対応	<p>特別管理一般廃棄物^{*48}など、本市の施設において処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。</p> <p>なお、環境省や千葉県に対し、市の施設では処理が難しく、民間の処理施設においても処理できるところが限られている廃棄物について、適正処理ができるような制度や体制の整備を働きかけていきます。</p> <p>また、在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されます。感染性廃棄物については、適正な回収・処理ができるよう医療機関等と協議し、回収・処理方法について検討するとともに、非鋭利な在宅医療廃棄物については、回収・処理方法のルールを明確にし、周知を図ります。</p>	<p>本市の処理施設で処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう案内し、適正な処理が行われるよう努めました。</p> <p>医療系廃棄物については、平成29(2017)年1月に「廃棄物適正処理のための手引き」を作成し、八千代市医師会を通じ、市内医療機関に配布し、適正処理を促進しました。</p>
(3)散乱ごみ・不法投棄対策の強化	<p>不法投棄や野外焼却の防止については、高性能監視カメラの設置や不法投棄連絡員^{*49}の設置、不法投棄通報者への報奨金、不法投棄防止パトロール、不法投棄防止キャンペーンを実施するとともに、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上のため、市民や事業者へ不法投棄などの未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を継続的に推進します。</p>	<p>不法投棄や野外焼却の防止を目的とし、不法投棄監視カメラ設置、不法投棄防止パトロール、野焼き防止パトロールや不法投棄防止啓発活動を実施しました。</p>
(4)地球温暖化防止に関する対応	<p>本市では、地球温暖化防止対策の指針となる「八千代市率先実行計画^{*50}」を策定しており、市民と行政が一体となり、目標水準に達するよう各種施策を着実に推進していく方針です。</p> <p>今後は、可燃ごみなどの焼却対象量を減らし、八千代市清掃センターにおける一般廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス^{*51}(二酸化炭素、メタンなど)の発生量を削減することとします。</p> <p>また、八千代市衛生センターの焼却炉の廃止を検討します。</p>	<p>八千代市清掃センターにおいては、基幹的設備等改良工事を行い、各機器の省エネルギー化等を図ったことにより、二酸化炭素排出量を3%以上削減しました。</p> <p>また、令和2(2020)年3月に策定した「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」を基に、各施設において、計画的に施設整備事業を実施することとしました。</p>

施策項目(前計画)	実績																		
<p>(5) 災害廃棄物^{*52}対策</p>	<p>大規模な地震や水害等の災害が発生した場合には、大量の災害廃棄物が発生するとともに、ごみ処理施設の機能にも重大な影響が生じる可能性があることから、「八千代市災害廃棄物処理計画」に則り災害廃棄物の迅速な処理にあたります。</p> <p>また、本市のごみ処理能力に不足等が生じた場合に備えて、平成17(2005)年9月に八千代清掃事業協同組合と「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を、平成26(2014)年2月には八千代資源回収事業協同組合と「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結しており、県内市町村や近隣市、民間事業者との連携を強化し、広域的な協力体制の構築を図ります。</p> <p>本市では、平成23(2011)年3月に「八千代市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、当計画策定後に東日本大震災や令和元(2019)年台風第15号及び第19号による甚大な被害があったことから、被害想定の見直しを行い、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行えるよう、令和3(2021)年3月に当計画を改定します。</p> <p>また、令和元(2019)年台風第15号及び第19号で発生した災害廃棄物の処理を適正に行うとともに、被害が甚大であった県内市町村へ職員の派遣を行うなど連携を図りました。</p> <p>なお、令和3(2021)年1月には、公益社団法人船橋市清美公社と「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」を締結し、協力体制を強化しました。</p>																		
<p>(6) 広報・啓発活動のあり方</p>	<p>循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるためには、市民、事業者、行政の三者それぞれが、具体的な行動に結びつく情報が求められます。広報紙、市ウェブサイトなどの情報媒体を活用して、4Rやごみ処理に関する情報を分かりやすく発信していきます。</p> <p>また、毎年発行している「八千代市廃棄物行政の概要」は各年度におけるごみ処理の実績や施策の実施状況等についてまとめています。市民が読みやすく、理解しやすいものとなるように適宜見直しを図ります。</p> <p>市ウェブサイトや広報紙の他、八千代商工会議所会報誌に食品ロス削減に関する記事を掲載しました。「八千代市廃棄物行政の概要」については、理解しやすいものとなるように見直しを行いました。</p>																		
<p>(7) 生活排水処理基本計画との整合</p>	<p>廃棄物処理と生活排水処理を効率的に行うよう、行政組織の見直しを検討するとともに、今後も生活排水処理基本計画と一体化した計画を策定します。</p> <p>ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の内容を包括し、「八千代市一般廃棄物処理基本計画」として策定しました。</p>																		
<p>(8) 八千代市廃棄物減量等推進員制度の活用</p>	<p>廃棄物の適正処理及び減量化を図るため、廃棄物減量等推進員制度を活用し、ごみの分別や減量化の啓発活動をより一層推進します。</p> <p>毎年度、廃棄物減量等推進員の委嘱を行い、当推進員に対して、ごみの減量及び食品ロス削減について研修会を開催するなど、地域の啓発活動のリーダーとして活動ができるよう推進員への支援を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="927 1693 1409 1895"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委嘱人数</th> <th>研修会回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>137人</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>143人</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>129人</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>122人</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>116人</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委嘱人数	研修会回数	平成27年度	137人	2回	平成28年度	143人	2回	平成29年度	129人	2回	平成30年度	122人	2回	令和元年度	116人	2回
区分	委嘱人数	研修会回数																	
平成27年度	137人	2回																	
平成28年度	143人	2回																	
平成29年度	129人	2回																	
平成30年度	122人	2回																	
令和元年度	116人	2回																	

第3章 計画の位置付け

第1節 関係法令等

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた法体系は、以下のとおりです。



図 1-1 計画の関係法令等

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、関係する計画等との整合性を図ったうえで、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

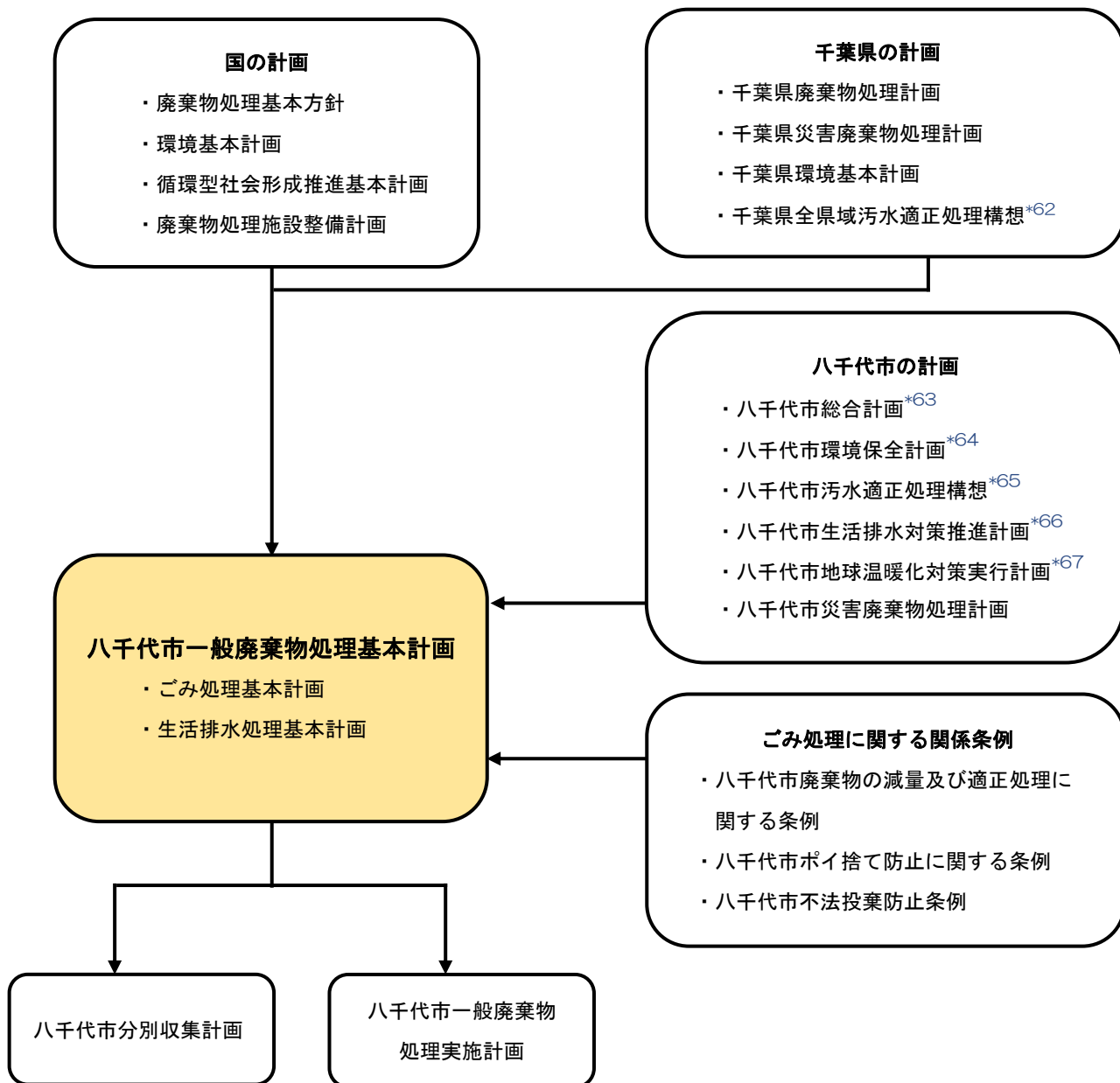
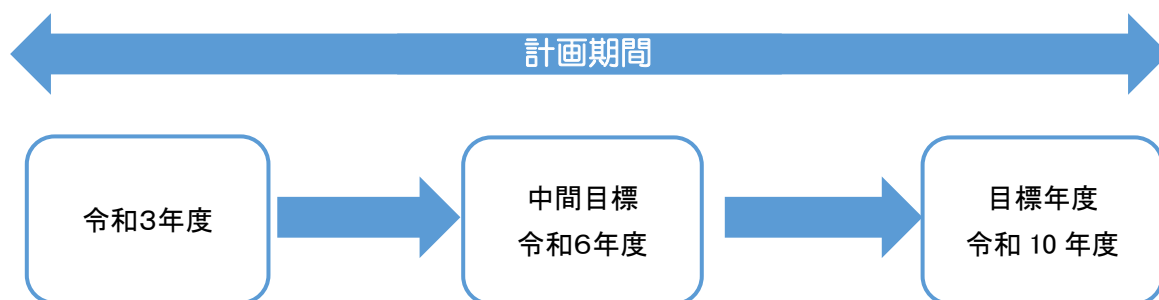


図 1-2 関係する計画等

第4章 計画の期間

本計画の期間は、八千代市第5次総合計画の計画期間と整合性を図り、令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間とします。

なお、本計画は、おおむね4年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件や社会情勢等に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた目標や施策の取り組み状況などを踏まえ見直しを行います。



第5章 計画の範囲

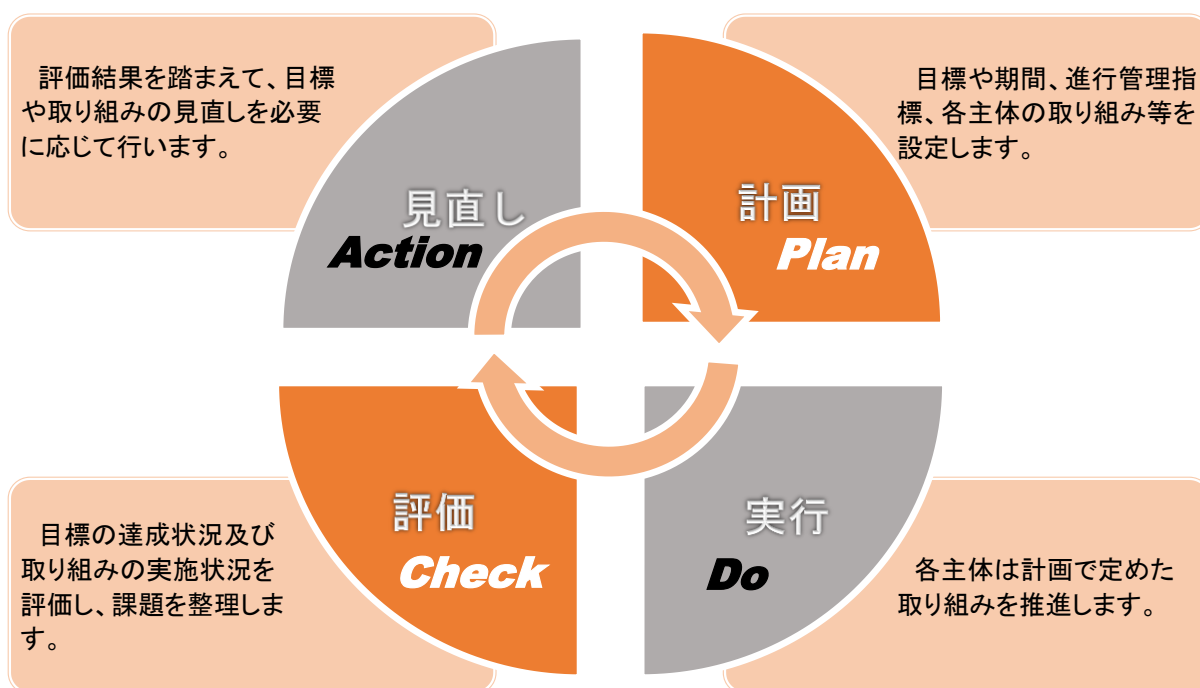
本市全域を対象地域とし、本市内で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

第6章 計画の進行・管理

本計画は、循環型社会を形成するにあたり、様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。目標を達成するため、計画の各段階において取り組み状況を評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。また、廃棄物を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、本計画の施策について、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度を毎年評価し、問題点を整理することとします。これにより、次年度の事業課題を明確に把握し、必要に応じて本計画及び本計画に基づき毎年度策定している「八千代市一般廃棄物処理実施計画」の見直しを行います。

また、市民や事業者が推進している取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても随時検討していくものとします。



第2部 地域の概況

第1章 地域の概要

第1節 位置及び地勢

本市は、東京都心から約31km、千葉市中心部から約13km、成田国際空港から約26kmの千葉県北西部に位置し、面積は51.39㎢（東西8.1km、南北10.2km）となっています。

地勢は、標高5～30mのなだらかな台地が広がり、市域のほぼ中央を印旛放水路（新川）が南北に流れています。

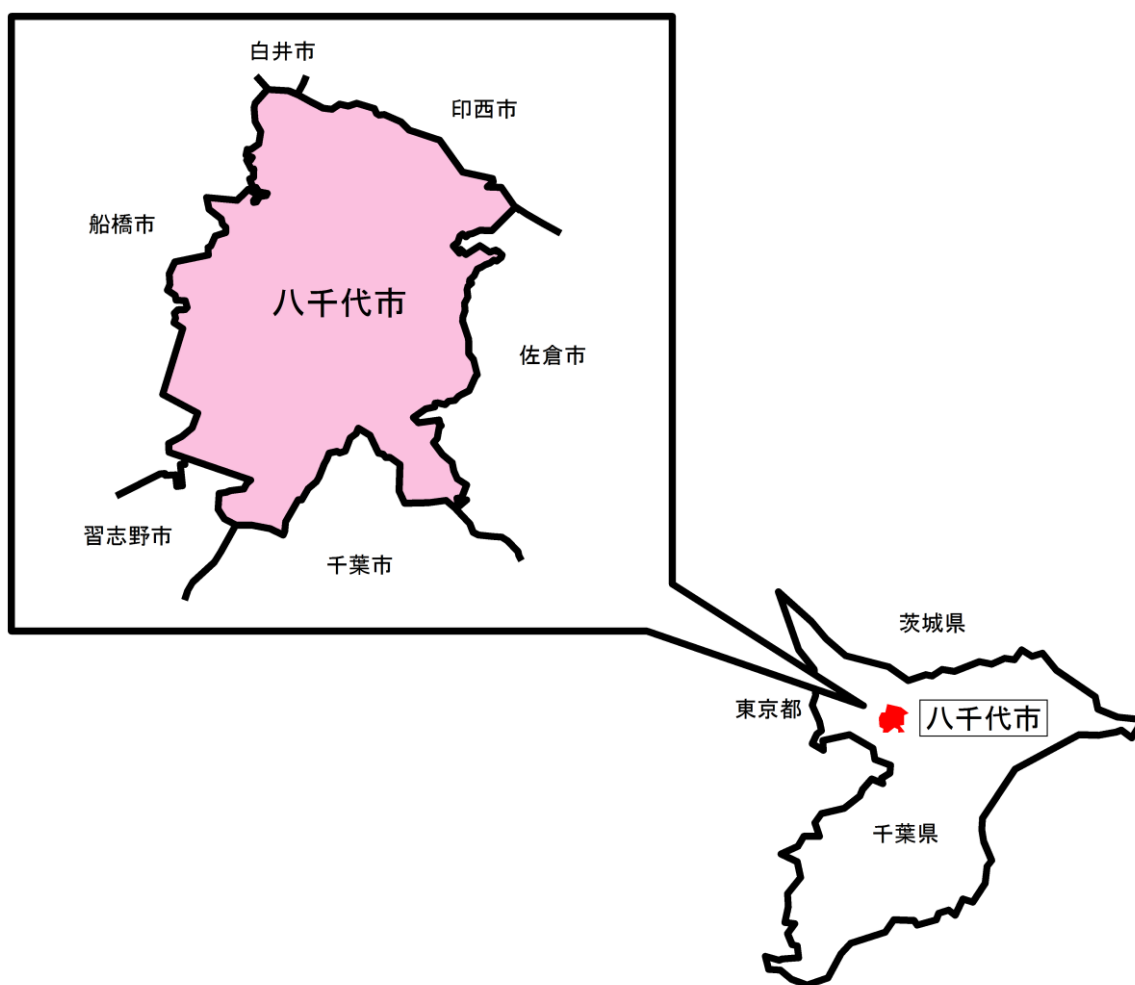


図 2-1 本市の位置

第2節 気候特性

本市における気候の特性は、以下のとおりです。

平均気温は16℃程度であり、最高気温は37℃程度、最低気温は氷点下となります。また、降水量は近年大きく増減しています。

表 2-1 気温・降水量の推移

区分	気温(℃)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	
平成27年	15.8	36.4	-2.9	1,371.0
平成28年	15.9	38.3	-2.2	1,412.5
平成29年	15.4	37.3	-3.2	1,292.0
平成30年	16.2	37.6	-3.3	1,110.5
令和元年	15.9	37.2	-1.7	1,408.0
1月	5.1	16.0	-1.7	11.0
2月	6.7	19.1	-1.6	31.0
3月	10.0	23.9	0.8	95.0
4月	12.9	25.2	1.6	74.5
5月	19.4	33.2	8.5	87.0
6月	21.2	31.8	14.2	131.0
7月	23.5	33.6	17.2	156.5
8月	27.9	37.2	20.9	37.5
9月	24.4	36.4	17.0	145.5
10月	19.1	31.5	10.2	425.5
11月	12.8	24.9	0.9	137.5
12月	8.1	20.1	0.9	76.0

資料：八千代市統計書

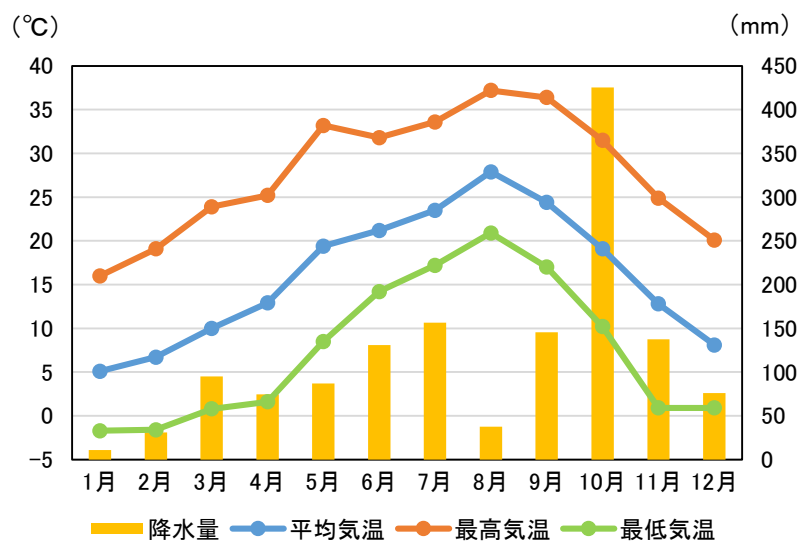


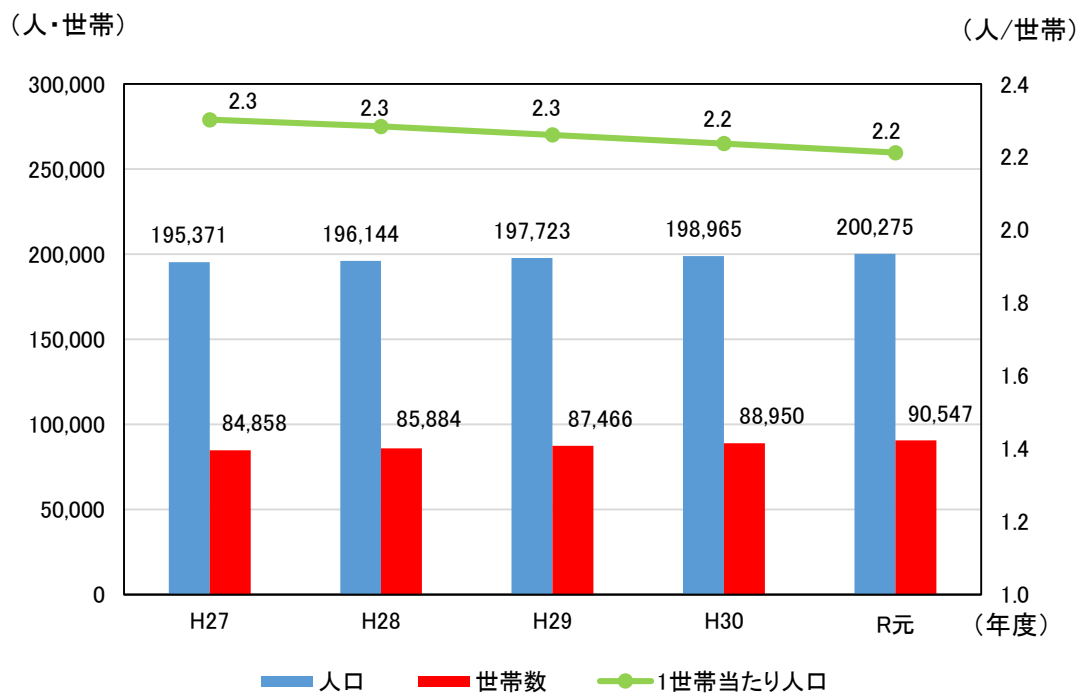
図 2-2 令和元年の気温・降水量の推移

第2章 社会環境の動態

第1節 人口動態

本市の人口及び世帯数の推移は、以下のとおりです。

人口と世帯数はやや増加傾向ですが、1世帯当たりの人員は減少傾向を示しています。



資料：八千代市統計書

図 2-3 人口及び世帯数の推移

第2節 高齢化人口

本市の人口構成は、以下のとおりです。

一般的に65歳以上の人口が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼びます。本市においては、令和元（2019）年度の65歳以上の高齢者人口は25.0%であり、超高齢社会となっています。

表 2-2 人口構成の推移

(単位:人)

区分	15歳未満		15～64歳		65歳以上		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
平成27年度	27,455	14.1%	120,839	61.8%	47,077	24.1%	195,371
平成28年度	27,031	13.8%	121,143	61.8%	47,970	24.4%	196,144
平成29年度	26,623	13.4%	122,128	61.8%	48,972	24.8%	197,723
平成30年度	26,239	13.2%	123,016	61.8%	49,710	25.0%	198,965
令和元年度	25,949	13.0%	124,183	62.0%	50,143	25.0%	200,275

資料:八千代市統計書

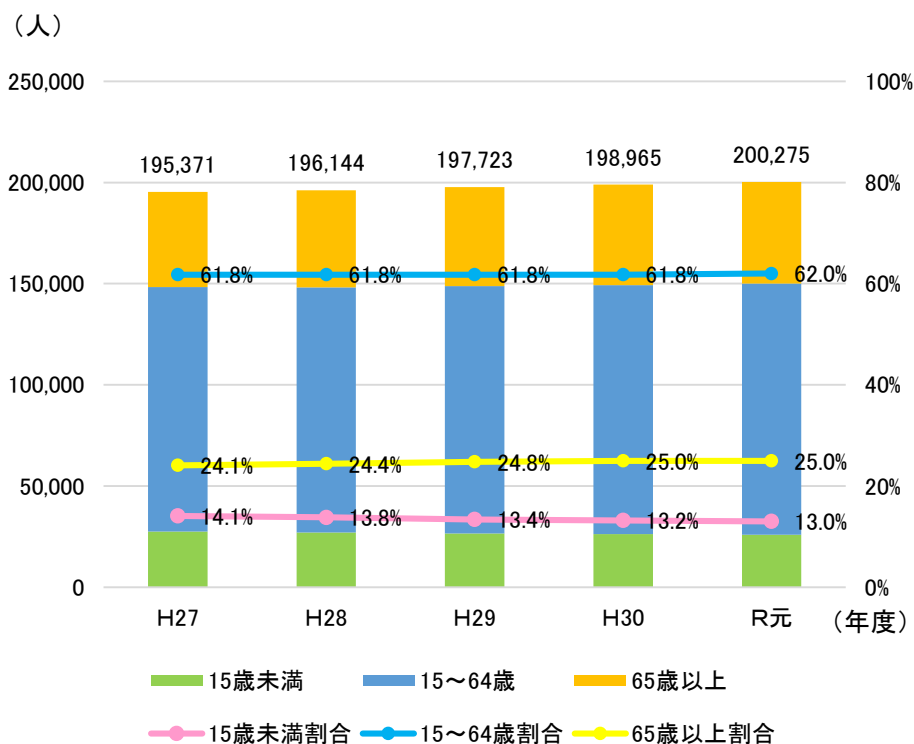


図 2-4 人口構成の推移

第3節 産業構造

本市の産業別人口は、以下のとおりです。

卸売・小売業やサービス業などの第三次産業人口が7割以上を占めています。

表 2-3 産業（大分類）別人口*68の推移

(単位:人)

区分	第一次産業人口		第二次産業人口		第三次産業人口		分類不能		合計
平成7年度	1,726	2.2%	23,038	28.7%	55,016	68.6%	393	0.5%	80,173
平成12年度	1,486	1.8%	21,338	25.4%	60,770	72.2%	549	0.6%	84,143
平成17年度	1,449	1.7%	18,994	22.1%	63,721	74.3%	1,636	1.9%	85,800
平成22年度	1,046	1.2%	16,585	19.3%	63,128	73.5%	5,185	6.0%	85,944
平成27年度	1,046	1.2%	16,636	19.4%	63,011	73.4%	5,146	6.0%	85,839

資料:八千代市統計書

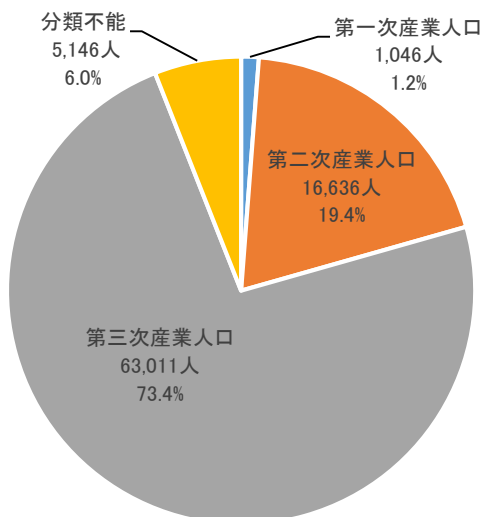


図 2-5 産業（大分類）別人口の割合（平成 27 年度時点）

第4節 主要な交通

本市の主要な交通として、鉄道では、京成本線（八千代台駅、京成大和田駅、勝田台駅）が本市の南西から東に通っており、東葉高速線（八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅、東葉勝田台駅）が本市の東西を横断しています。また、主要な道路として国道16号が本市の南北を、国道296号が東西を横断しています。



図 2-6 主要な交通

第5節 土地利用の状況

本市の土地利用の状況は、以下のとおりです。

総面積は令和2(2020)年1月1日時点で5,139haであり、そのうち約35%を宅地が占めています。首都圏へのアクセスが容易であることから、ベッドタウンの性質が強くなっています。

表 2-4 土地利用の状況（各年1月1日時点）

（単位：ha）

地目	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
田	585	11.4%	581	11.3%	580	11.3%	580	11.3%	580	11.3%
畑	714	13.9%	700	13.6%	691	13.4%	685	13.3%	681	13.3%
宅地	1,711	33.2%	1,739	33.9%	1,761	34.3%	1,768	34.4%	1,778	34.6%
山林	383	7.5%	345	6.7%	332	6.5%	330	6.4%	328	6.4%
原野	9	0.2%	7	0.1%	7	0.1%	7	0.1%	7	0.1%
雑種地	508	9.9%	505	9.8%	521	10.1%	522	10.2%	516	10.0%
その他	1,229	23.9%	1,262	24.6%	1,247	24.3%	1,247	24.3%	1,249	24.3%
総面積	5,139	100.0%	5,139	100.0%	5,139	100.0%	5,139	100.0%	5,139	100.0%

資料：八千代市統計書

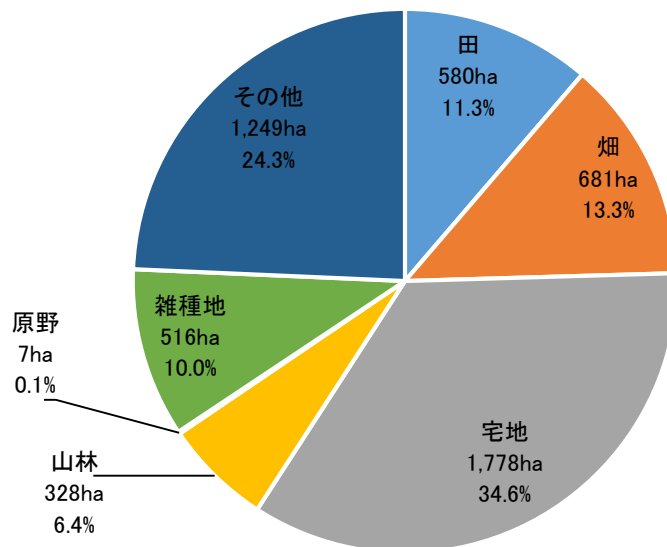


図 2-7 土地利用の状況（令和2年1月1日時点）

第3部 ごみ処理基本計画

第1章 沿革

年	月	内容
昭和 32 年	7 月	・八千代町の直営事業で収集開始（収集車両 2t 車 1 台）
34 年	12 月	・焼却施設操業開始（処理能力 7.5t/日）
36 年		・「八千代町清掃条例」制定
40 年	7 月	・吉橋し尿処理場操業開始（処理能力 36kl/日）
42 年	1 月	・市制施行 ・収集方式変更、コンクリート製ごみ箱からポリバケツへ（週 1 回収集）
	6 月	・衛生公社にし尿収集業務を委託
43 年		・ダストボックス導入 ・「八千代市清掃条例」制定
44 年	1 月	・清掃工場 1 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
45 年		・清掃事務所設置 ・収集方式変更（一部週 2 回、危険物、粗大ごみ月 1 回収集） ・可燃物、不燃物の分別収集開始
	3 月	・犬猫専用焼却炉竣工
46 年		・清掃業務一部民間委託
47 年	4 月	・「八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 ・危険物月 2 回収集
48 年	1 月	・清掃工場 2 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
	6 月	・埋立処分場使用開始（上高野 976 番地）
50 年	4 月	・収集方式変更、ポリバケツから袋へ（可燃物週 2 回、不燃物週 1 回収集）
51 年	3 月	・八千代市衛生センター竣工（処理能力 100kl/日）
52 年	6 月	・ごみ減量運動（資源回収）開始
54 年	3 月	・第 2 次第 I 期埋立処分場竣工（上高野 946 番地）
56 年	3 月	・清掃工場 3 号焼却炉竣工（処理能力 100t/日）
57 年	4 月	・第 2 次第 II 期埋立処分場竣工（上高野 950 番地） ・専用ポリ袋使用開始及びダストボックスの撤収開始
	10 月	・粗大ごみ処理施設竣工（処理能力 50t/5h）
58 年	11 月	・清掃事務所から八千代市清掃センターへ名称変更
59 年	2 月	・不燃物週 2 回収集
	12 月	・有害ごみ分別収集開始
60 年	6 月	・市内全域、袋収集開始
62 年	6 月	・生ごみたい肥化容器購入者に補助金交付制度開始
63 年	8 月	・可燃物週 3 回、不燃物週 1 回収集に変更（新焼却炉稼働開始による）
平成 元年	2 月	・第 2 次第 III 期埋立処分場竣工（上高野 966 番地）
	3 月	・1・2 号全連続式流動床炉竣工（処理能力 60 t/日×2 基）
	4 月	・八千代市衛生センターに高度処理施設（リン除去設備）を建設

年	月	内容
平成 3年	10月	・公共施設で紙パック拠点回収開始
	11月	・クリーン推進課新設
4年	4月	・資源回収業者への協力金交付開始
5年	2月	・不法投棄監視員を委嘱
	7月	・ふれあいプラザの温水プールへ給湯開始
	10月	・資源回収モデル地区実施（高津東洋会自治会）
	12月	・資源回収モデル地区実施（村上黒沢台自治会） ・空きびん保管施設竣工
6年	3月	・八千代市一般廃棄物最終処分場（第3次）竣工（上高野 1010 番地外）
	4月	・「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行 ・八千代市廃棄物減量等推進審議会設置
	7月	・廃棄物減量等推進員委嘱（45名）
	8月	・生ごみたい肥化容器購入者への補助金交付再開
	9月	・資源回収モデル地区実施（米本団地南自治会）
	10月	・第1回八千代フリーマーケット開催
7年	2月	・空き缶選別処理施設竣工
	10月	・資源回収モデル地区実施（勝田台・勝田地区）
8年	1月	・生ごみたい肥化容器購入費補助の対象容器に「電気式生ごみ処理機」を追加
	3月	・八千代市衛生センター基幹整備（処理能力を 100kl/日から 40kl/日へ変更）
	10月	・資源回収モデル地区実施（八千代台地区）
9年	8月	・ペットボトル拠点回収開始
	10月	・第2次最終処分場埋立終了
10年	1月	・市内全域の資源物分別収集開始（5分別収集開始） ・不燃ごみ、有害ごみ月1回収集に変更
	4月	・「八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」施行
	5月	・新川周辺を市主催会場としたゴミゼロ運動開始
	7月	・「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」施行
	11月	・「八千代市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」施行
11年	9月	・「再くるくん協力店」制度開始
12年	7月	・有料指定ごみ袋制度開始 ・ペットボトル及び紙パック定期収集開始（週1回） ・白色トレイ拠点回収開始
13年	3月	・3号全連続式ストーカ炉竣工（処理能力 100t/日）
	9月	・千葉県より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」に基づく立入検査権の市への権限付与
14年	1月	・不法投棄監視カメラ設置 ・不法投棄連絡員委嘱（5名）
	4月	・「八千代市クリーン基金条例」施行

年	月	内容
平成 14 年	5 月	・不法投棄専用パトロール車導入
	7 月	・不法投棄連絡員委嘱（7 名）
	9 月	・ごみ及び生活排水処理に関する市民意識調査実施
	10 月	・「八千代市不法投棄防止条例」施行 ・やちよごみマップ作成 ・ごみに関する事業所アンケート調査実施 ・1・2号焼却炉ダイオキシン類 ^{*69} 対策改修工事終了 ・八千代市清掃センター内にて不燃ごみの再分別開始
	11 月	・「くらしとごみのシンポジウム」開催
15 年	5 月	・不法投棄受付専用電話設置
	6 月	・事業者向け「ごみ減量と適正処理」パンフレット作成
	7 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「廃棄物処理施設整備と運営方法の企画検討書」策定
	10 月	・不法投棄対策班新設
	12 月	・八千代市不法投棄対策連絡会議設置
16 年	2 月	・廃棄物手数料の見直し等に係るパブリックコメント実施
	3 月	・「リサイクルプラザの P F I 的手法導入可能性調査報告書」策定
	12 月	・指定ごみ袋手数料改定
17 年	4 月	・事業系ごみ搬入手数料改定
	7 月	・粗大ごみ処理有料化
	9 月	・「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」締結 (八千代清掃事業協同組合)
18 年	2 月	・「循環型社会形成推進地域計画 ^{*70} 」作成
	3 月	・旧3号焼却炉解体終了 ・ペットボトル減容施設竣工
	4 月	・ハッピーマンデーの可燃ごみ収集開始
19 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工（脱臭設備更新）
20 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工（沈砂除去装置、メタノール注入設備設置）
	12 月	・八千代市衛生センター焼却炉等改修工事竣工
21 年	6 月	・資源物の持ち去り防止のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正（罰則規定は同年 10 月から施行）
	12 月	・一般廃棄物最終処分場（第3次）改修工事竣工
23 年	1 月	・「第二期八千代市循環型社会形成推進地域計画」作成
	3 月	・「八千代市清掃センター長寿命化計画報告書」作成 ・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「八千代市災害廃棄物処理計画」策定
	7 月	・八千代市清掃センターにおける廃食用油引き取り開始
	8 月	・指定ごみ袋 10 リットル（可燃ごみ専用）を導入
24 年	8 月	・公民館における廃食用油拠点回収開始
25 年	1 月	・ごみ減量に関する標語決定 「100 グラム 毎日減らして きれいな八千代」

年	月	内容
平成 25 年	3 月	・不法投棄専用パトロール車入替
	9 月	・焼却処理施設基幹的設備等改良工事開始
26 年	2 月	・「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」締結 (八千代資源回収事業協同組合)
	8 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結 (株式会社森山工業)
27 年	9 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結 (八千代清掃事業協同組合)
28 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」策定
	4 月	・「再くるくん協力店」制度見直し
	10 月	・不燃ごみ・有害ごみの同時収集開始(月2回)
29 年	3 月	・焼却処理施設基幹的設備等改良工事竣工
	8 月	・「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト ^{*71} 」へ参加 携帯電話・スマートフォンの窓口回収開始
30 年	4 月	・「化粧品びん」の区分を不燃ごみから資源物へ変更 ・「食品ロス削減アクションプラン」策定
	3 月	・「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定
31 年	4 月	・「アフターメダルプロジェクト ^{*72} 」へ参加 携帯電話・スマートフォンの窓口回収継続
	6 月	・一般廃棄物処理手数料改定のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正
令和 元年	10 月	・一般廃棄物処理手数料の改定(消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う改定) (1)し尿処理手数料 (2)浄化槽汚泥処理手数料 (3)動物の死体の処理手数料 (4)事業系一般廃棄物処理手数料
	1 月	・一般廃棄物処理手数料の改定 (1)粗大ごみ処理手数料 八千代市清掃センターへ搬入するときの手数を品目別の点数制から従量制(10 キログラムにつき 150 円)へ変更、収集するときの手数料に 900 円の区分を新設。 (2)事業系一般廃棄物処理手数料
2 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」策定
	12 月	・「ゼロカーボンシティ」を宣言
	1 月	・「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」締結 (公益社団法人船橋市清美公社)
3 年	1 月	

第2章 ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れは、以下のとおりです。

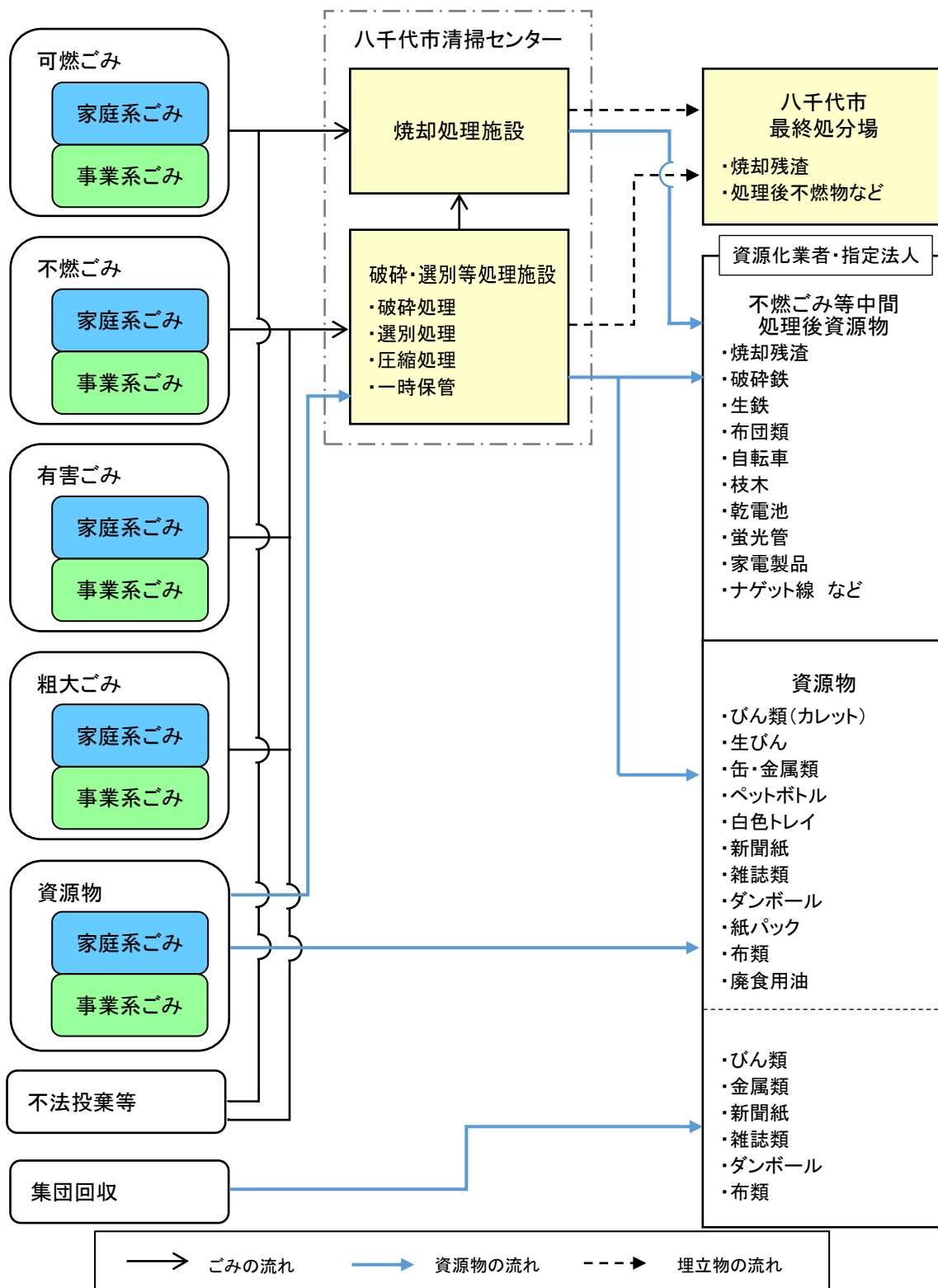


図 3-1 ごみ処理の流れ

第3章 処理体制

第1節 収集運搬

1 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分と収集方法、ごみ集積場所数の推移は以下のとおりです。

不燃ごみ及び有害ごみは市職員が収集し、可燃ごみ及び資源物、粗大ごみは委託業者が収集しています。

表 3-1 家庭系ごみの分別と収集方法

区分	主な品目	排出方法	収集回数	収集方法	収集体制
可燃ごみ	厨芥類 ^{*73} 資源物に出せない紙・布類 プラスチック類 革製品 草木類 など	指定ごみ袋 ※少量の枝木(太さ7cm以下で、長さ50cm以下)は、ひもで束ねて排出	週3回	ステーション収集	委託
不燃ごみ	小型電化製品 ガラス・陶磁器類 など	指定ごみ袋	月2回	ステーション収集	市
有害ごみ	乾電池 蛍光管 水銀体温計 など	指定ごみ袋 ※乾電池は透明な袋での排出も可			
資源物	紙類 (新聞紙、雑誌類、ダンボール、雑がみ)	ひもで十字に縛る ※雑がみは紙袋に入れての排出も可	週1回	ステーション収集	委託
	布類				
	びん類	コンテナ			
	缶・金属類	コンテナ			
	ペットボトル	網袋	週1回	ステーション収集	委託
		回収ボックス	随時	拠点回収	
	紙パック	ひもで十字に縛る	週1回	ステーション収集	委託
		回収ボックス	随時	拠点回収	
白色トレイ	回収ボックス	随時	拠点回収	委託	
廃食用油	回収ボックス	随時	拠点回収	市	
粗大ごみ	大型家具類、布団類、自転車、ソファなど ※指定ごみ袋(20リットル用)の口が縛れない、又は、はみ出してしまふ大きさのもの	指定された日時・場所に粗大ごみ処理券を貼付し排出	リクエスト収集 ※事前申込が必要	戸別収集	委託

※本計画作成時点の収集運搬体制。

※八千代市清掃センターへの自己搬入も可。集積場所への排出方法と同様の排出方法で搬入。

※剪定や引越し、大掃除等での多量のごみは、集積場所への排出は不可。八千代市清掃センターへの自己搬入又は八千代市一般廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼。

表 3-2 ごみ集積場所数の推移

(単位:箇所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
集積場所数	5,643	5,740	5,856	5,908	6,043
前年度比増減数		97	116	52	135

家庭系ごみの減量化や分別の促進、受益者負担の適正化を図るため、増大するごみ処理費用の一部を一般廃棄物処理手数料として負担していただく有料指定ごみ袋制度を平成12(2000)年7月から導入しました。対象となるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみです。平成16(2004)年12月には、手数料を下表に示す金額に改定し、平成23(2011)年8月には、10リットルの可燃ごみ専用袋を導入しました。

粗大ごみの処理においても、平成17(2005)年7月から品目に応じた有料化を実施し、令和2(2020)年1月には、八千代市清掃センターへ搬入するときの手数を品目別の点数制から従量制(10キログラムにつき150円)へ変更し、収集するときの手数料については、300円、600円に加えて900円の区分を新設しました。

表 3-3 有料指定ごみ袋の手数料

指定ごみ袋の種類	手数料(税込)		1枚当たり	
可燃ごみ専用	10 リットル	170 円	1 組 20 枚	8.5 円
	20 リットル	120 円	1 組 10 枚	12 円
	30 リットル	180 円		18 円
	40 リットル	240 円		24 円
不燃・有害ごみ専用	20 リットル	120 円		12 円

市が収集・処理しない家庭系ごみについては以下のとおりです。

なお、引越しや大掃除などに伴い多量に排出される一時多量ごみについては、市では収集ができません。八千代市清掃センターへ事前連絡後に自己搬入するか、八千代市一般廃棄物処理業許可業者(以下、「許可業者」といいます。)に収集を依頼し処理を行うこととしています。

表 3-4 市が収集・処理しない家庭系ごみ

品 目	処理方法
・家電リサイクル法の対象品目 テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	1. 買い換え時に販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者又は電機商業組合加盟店等に処理を依頼する。 3. 自ら指定引取場所へ搬入する。
・資源有効利用促進法の対象品目 パソコン(ノート型、デスクトップ型本体・ディスプレイ)	製造・販売メーカーや認定事業者、一般社団法人パソコン3R推進協会等へ処理を依頼する。
・自動車リサイクル法の対象品目 自動車、自動車のパーツなど	自動車リサイクルシステムを利用する。

品 目	処理方法
・二輪車リサイクルシステム ^{*74} の対象品目 原動機付自転車、軽二輪、小型二輪	二輪車リサイクルシステムを利用する。
・消火器	廃消火器リサイクルシステム ^{*75} を利用する。
・適正処理困難物	
1辺が2メートルを超えるもの (カーテンレール、物干しざお、じゅうたん、カー ペットなどを除く)	許可業者に処理を依頼する。
著しく重い(大きい)もの(※1) (0.5坪超えの大型物置、重量が50キログラム を超えるものなど)	1. 専門業者に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
建築設備など、設置工事を伴うもの (洗面台、浴槽、流し台、便器、サッシ、玄関ド アなど)	工事を行った業者に処理を依頼する。
構造上、市で処理できないもの (スプリング入りベッドマットレス、ピアノ、電子オ ルガン、タイヤ、非金属タイヤチェーン、ガスボン ベ、耐火金庫、オイルヒーター、大型健康器 具<マッサージチェア等>、フロン含有の家電 製品など)	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
危険物 (薬品、農薬、殺虫剤、ガソリン、灯油、バッテリ ー、爆発の恐れがあるもの、注射器等の感染 の恐れがあるもの、有害な液体など)	専門業者や販売店に引き取りを依頼する。
その他 (石などの硬いもの、ボウリングの球、砂・土、 焼却灰、塗料、液体・液状のもの、ペンキが残 っている缶、増改築などに伴う建築廃材、石膏 ボードなど)	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。

※1 八千代市清掃センターへ自己搬入の場合に限り、処理可能。

2 事業系ごみ

飲食店や各種事務所、管理組合、ホテル、学校、官公庁等の事業活動に伴って発生した廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

廃棄物処理法で定められた産業廃棄物^{*76}以外の廃棄物(以下、「事業系一般廃棄物」といいます。)は、八千代市清掃センターで受け入れています。事業者は、自ら八千代市清掃センターに搬入するか、許可業者に処理を委託することとしています。

なお、事業系ごみを搬入するときの処理手数料は令和2(2020)年1月から10キログラムにつき270円(税込)となっています。

表 3-5 事業系ごみの処理方法

品 目	処理方法
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみは事業者の責任で適切に処理する。
事業系一般廃棄物	1. 八千代市清掃センターに自己搬入する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
産業廃棄物	産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼する。

第2節 中間処理

1 焼却処理施設

可燃ごみは八千代市清掃センターの焼却処理施設1・2号炉と3号炉で処理を実施しています。

表 3-6 焼却処理施設の概要

施 設 名 称	八千代市清掃センター 焼却処理施設1・2号炉	八千代市清掃センター 焼却処理施設3号炉
所 在 地	八千代市上高野 1384 番地 7	
竣 工	平成元年 3 月	平成 13 年 3 月
ダイオキシン類削減恒久対策工事	平成 11 年度～平成 14 年度	—
基幹的設備等改良工事	平成 26 年度～平成 28 年度	
処 理 方 式	全連続式流動床炉	全連続式ストーカ炉
処 理 能 力	60t/24h × 2基	100t/24h
余 熱 利 用	場内給湯・温水プールへの熱供給	
灰 処 理 方 式	加熱脱塩素化処理＋セメント固化＋薬剤処理	

2 粗大ごみ処理施設

粗大ごみは八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設で破碎し、鉄を磁気選別しています。

表 3-7 粗大ごみ処理施設の概要

施 設 名 称	八千代市清掃センター 粗大ごみ処理施設
所 在 地	八千代市上高野 1384 番地 7
竣 工	昭和 57 年 10 月
処 理 能 力	50t/5h
処 理 方 式	破碎方法:横型回転式衝撃破碎 選別方法:電磁式吊下型磁選機(磁性物) 風力選別機、回転ふるい(非磁性物)

第3節 最終処分

最終処分場は、昭和48（1973）年6月から第1次、第2次と整備され、それぞれ埋立が終了したため、第3次が整備されました。

第3次最終処分場は平成7（1995）年11月から埋立を開始しましたが、平成10（1998）年に遮水工の損傷が確認されたため、埋立を中止し、平成15（2003）年度から平成17（2005）年度にかけて処分場周囲に遮水壁の築造を主とする最終処分場遮水施設設置工事を実施し、さらに平成18（2006）年度から平成21（2009）年度にかけて遮水構造や埋立容量の拡大を主とする最終処分場恒久対策工事を実施し、平成22（2010）年度から埋立を再開しています。

表 3-8 最終処分場の概要

施設名称	八千代市一般廃棄物最終処分場(第3次)
所在地	八千代市上高野 1010 番地 1
竣工	平成 6 年 3 月
埋立開始	平成 7 年 11 月(平成 22 年 4 月再開)
処理方式	セル方式
埋立面積	12,300 m ²
埋立容量	141,000 m ³ (埋立予定期間:26 年)
浸出水処理施設	竣工:平成 6 年 3 月 浸出水処理能力:80 m ³ /日 浸出水処理方法:カルシウム除去→回転円板式生物処理→凝集沈殿 →砂ろ過処理→活性炭吸着処理→滅菌処理→放流

第4章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ排出量の推移

本市全域から発生するごみの推移は、以下のとおりです。

ごみ排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の傾向をそれぞれ示します。

表3-9 ごみ排出量の推移

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口	人	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275
ごみ総排出量	t/年	56,974	56,466	55,727	55,210	56,295
ごみ排出量	t/年	54,840	54,475	53,895	53,477	54,658
家庭系ごみ排出量	t/年	42,433	42,245	41,924	41,784	42,461
可燃ごみ	t/年	33,953	33,854	33,872	33,700	34,167
不燃ごみ	t/年	883	816	771	781	857
有害ごみ	t/年	64	67	58	58	59
粗大ごみ	t/年	647	645	668	1,017	1,141
資源物	t/年	6,885	6,862	6,555	6,228	6,238
事業系ごみ排出量	t/年	12,354	12,168	11,922	11,642	12,146
可燃ごみ	t/年	11,979	11,844	11,523	11,390	11,711
不燃ごみ	t/年	2	2	3	1	8
有害ごみ	t/年	1	2	1	1	2
粗大ごみ	t/年	371	320	395	249	426
資源物	t/年	-	-	-	-	-
その他排出量	t/年	53	62	49	52	51
不法投棄	t/年	21	24	14	15	19
ボランティア	t/年	32	38	34	36	33
集団回収量	t/年	2,134	1,991	1,832	1,732	1,637
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人日	796.8	788.7	772.2	760.2	768.0
ごみ排出量	g/人日	766.9	760.9	746.8	736.4	745.7
家庭系ごみ排出量	g/人日	593.4	590.1	580.9	575.4	579.3
事業系ごみ排出量	g/人日	172.8	170.0	165.2	160.3	165.7
その他排出量	g/人日	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7
集団回収量	g/人日	29.8	27.8	25.4	23.8	22.3
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	33.8	33.3	32.7	31.9	33.2

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

1 ごみ排出量

本市全域から発生する家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及びその他排出量（不法投棄・ボランティア清掃）をあわせたごみ排出量は、平成30（2018）年度までは人口が増加傾向であるにもかかわらず減少していましたが、令和元（2019）年度に増加へ転じています。

令和元（2019）年度の増加の主な要因としては、台風第15号及び第19号、大雨被害による災害廃棄物の発生、また、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等により増加したことが考えられます。

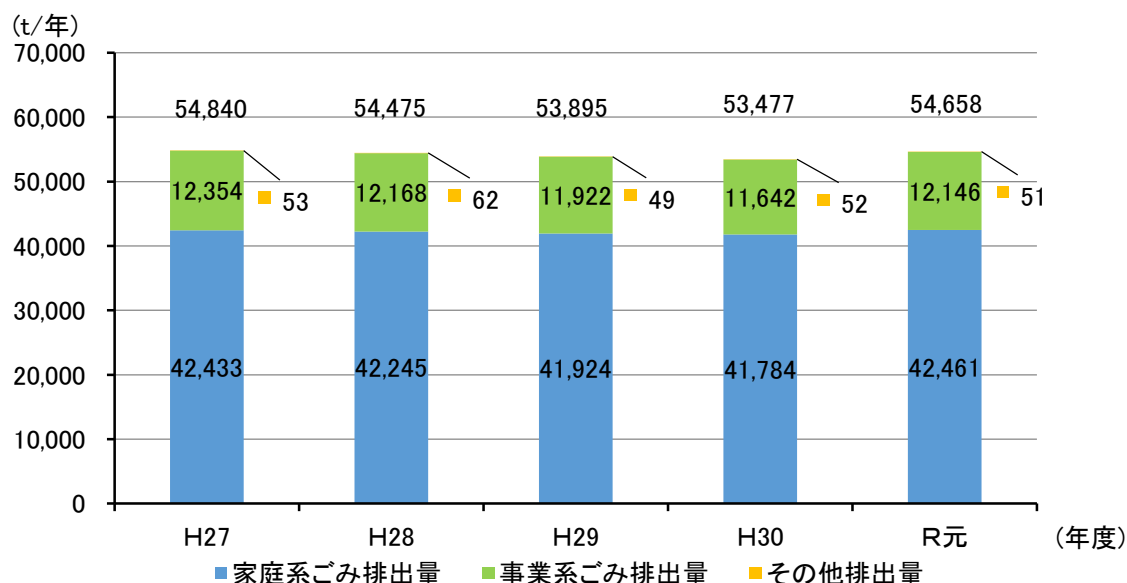


図 3-2 ごみ排出量の推移

2 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、人口が増加傾向であるにもかかわらず、平成30（2018）年度までは減少していました。

しかし、令和元（2019）年度は可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物のすべてが増加しています。主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛などにより、外食が控えられ、家庭内での食事の機会が増えたことや、テイクアウトによる使用済包装容器の排出、マスクの着用が推奨されることによる使い捨てマスクの排出などにより家庭系ごみが増加したと考えられます。

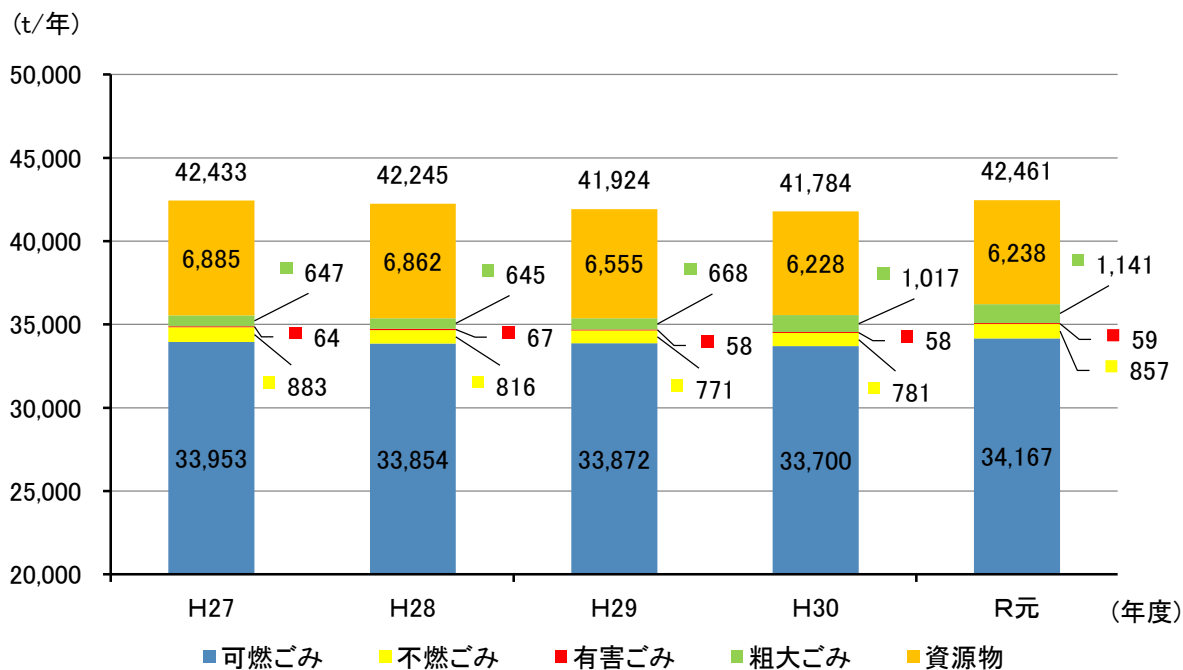


図 3-3 家庭系ごみ排出量の推移

3 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成30（2018）年度までは減少していましたが、令和元（2019）年度に増加へ転じています。

令和元（2019）年度の増加の主な要因としては、台風第15号及び第19号、大雨の被害による災害廃棄物の発生が考えられます。

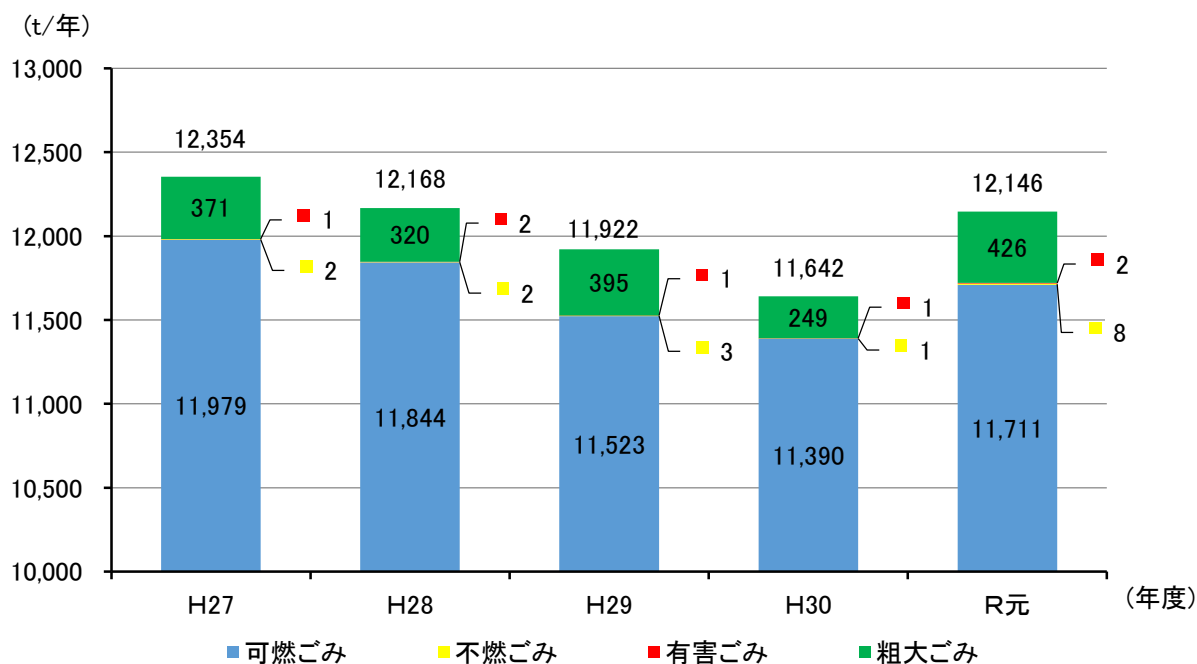


図 3-4 事業系ごみ排出量の推移

4 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、平成30（2018）年度までは減少していました。

しかし、令和元（2019）年度には、災害廃棄物の発生や新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響によりごみ排出量が増加したことから、1人1日当たりのごみ排出量も増加へと転じました。

1日当たりの事業系ごみ排出量は、平成27（2015）年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

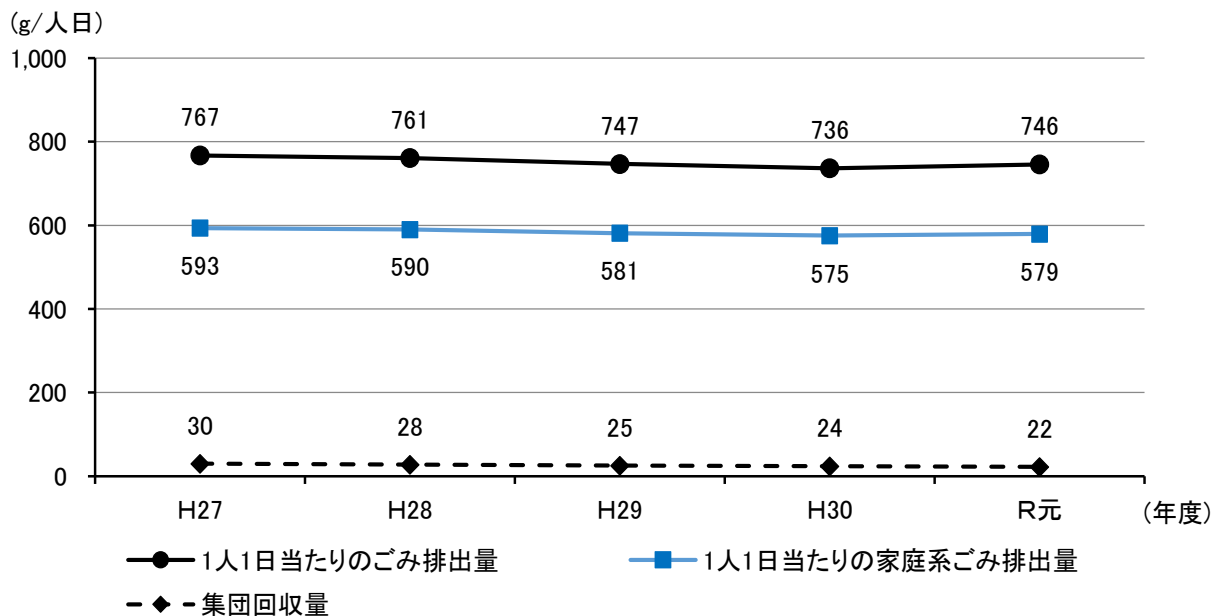


図 3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

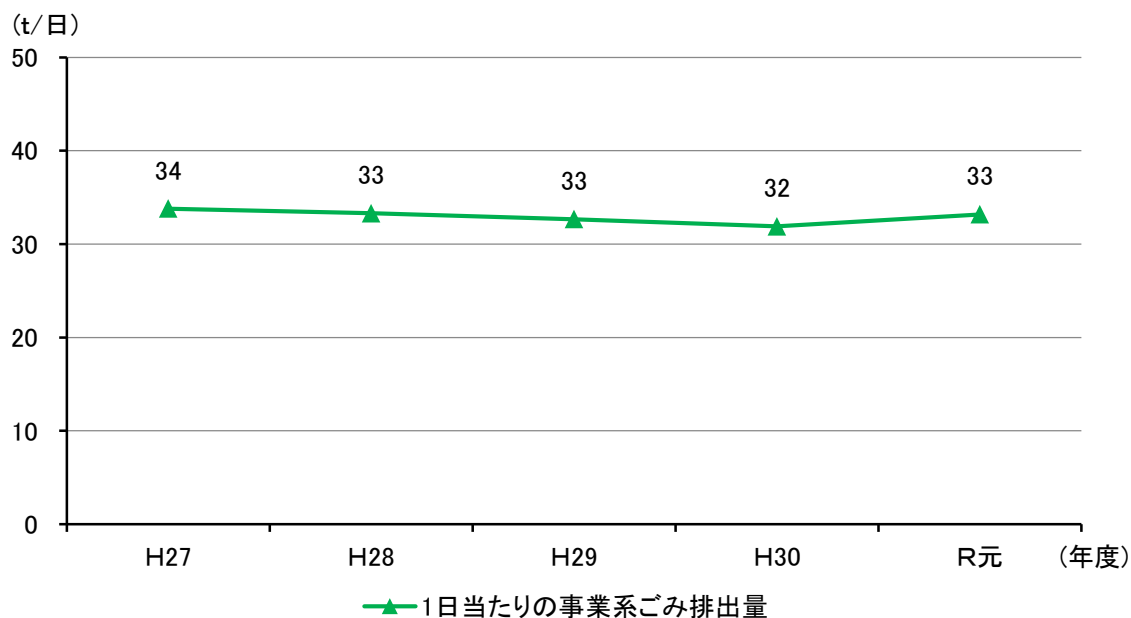


図 3-6 1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

第2節 収集運搬

主体別収集量は、以下のとおりです。

家庭系ごみについて、不燃ごみ、有害ごみは市職員が収集し、可燃ごみ、資源物、粗大ごみは委託業者が収集しています。事業系ごみについては、許可業者が収集しています。

表 3-10 主体別収集量の推移

(単位:t)

区分	実績					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
市	803	765	723	731	777	
委託	41,140	41,041	40,792	40,305	40,846	
許可	10,967	10,937	10,716	10,661	10,874	
直接搬入	家庭系	490	438	409	748	838
	事業系	432	443	456	384	533
その他	1,008	850	799	648	790	
合計	54,840	54,475	53,895	53,477	54,658	

※その他は、公共施設から排出されたごみ、災害や火災等に罹災し発生したごみ、不法投棄やボランティア清掃等により発生したごみの収集量。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

第3節 中間処理

中間処理量は、以下のとおりです。

表 3-11 中間処理量の推移

(単位:t)

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ焼却対象量	t/年	46,927	46,753	46,459	46,291	47,167
可燃ごみ	t/年	45,933	45,698	45,395	45,090	45,878
処理後可燃物	t/年	994	1,054	1,064	1,201	1,290
破碎選別等処理量	t/年	4,557	4,584	4,430	4,588	4,975
不燃ごみ	t/年	885	818	774	782	864
有害ごみ	t/年	65	69	60	60	61
粗大ごみ	t/年	1,018	965	1,062	1,266	1,566
資源物	t/年	2,566	2,715	2,521	2,466	2,468
不法投棄	t/年	13	13	8	10	12
ボランティア	t/年	10	5	4	5	3
合計	t/年	50,490	50,282	49,825	49,678	50,852

※処理後可燃物の量については、破碎選別等処理量に含まれているため、中間処理量合計からは除くものとする。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

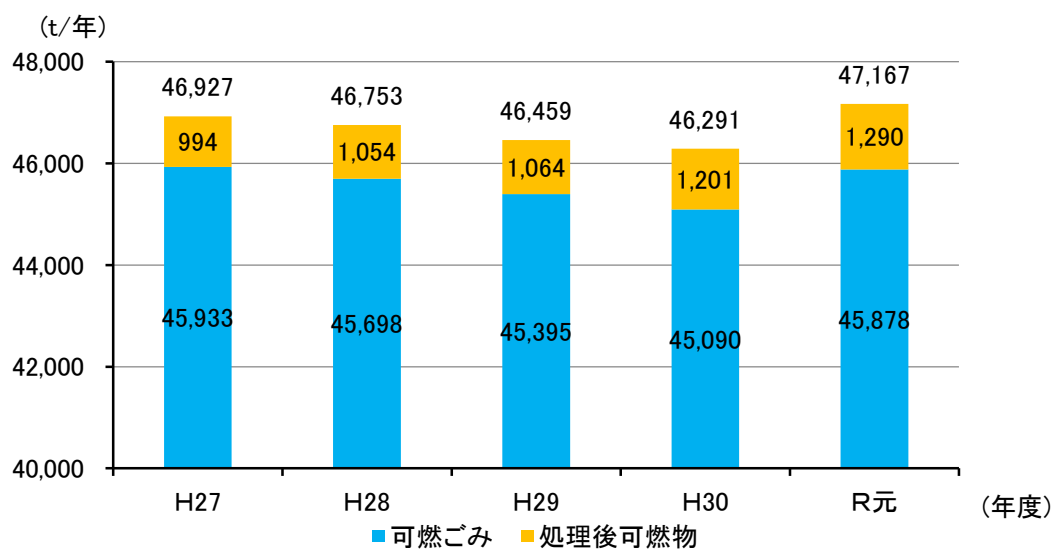


図 3-7 ごみ焼却対象量の推移

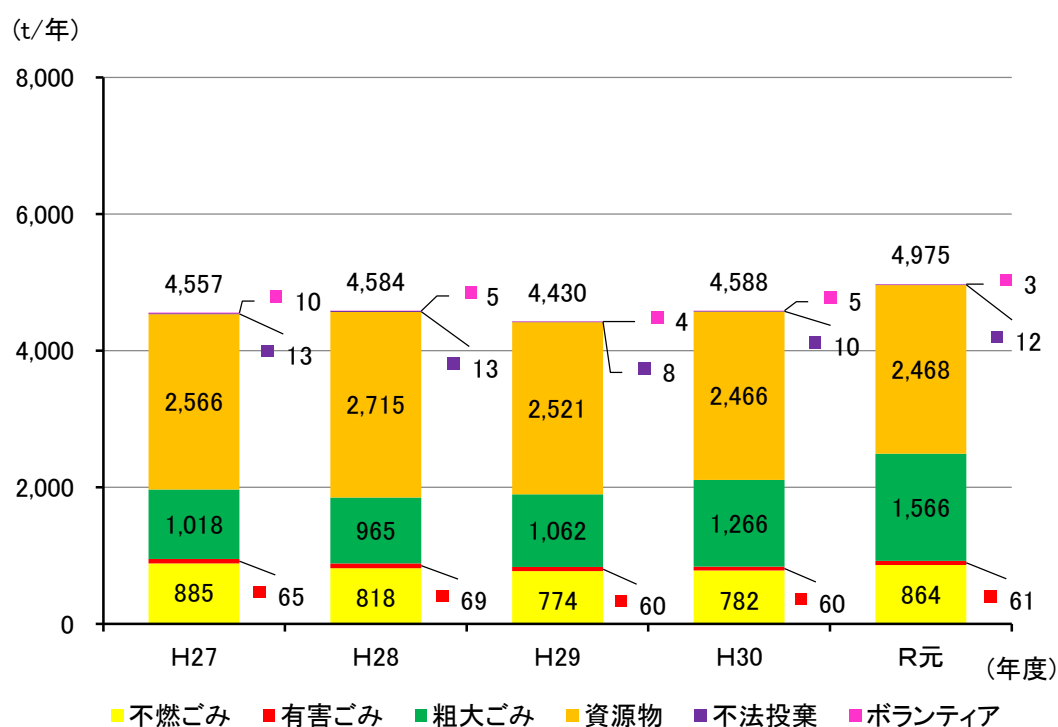


図 3-8 破碎選別等処理量の推移

第4節 最終処分

最終処分量の推移は、以下のとおりです。

平成6（1994）年3月に整備された第3次処分場は、平成10（1998）年に遮水工の損傷が確認されたことから、循環型社会形成推進交付金対象事業^{*77}として最終処分場改修事業を行い、平成22（2010）年4月より埋立てを再開しました。

本市は、平成25（2013）年度以降、複数の資源化施設に処理を委託することにより、最終処分量の減少につなげました。

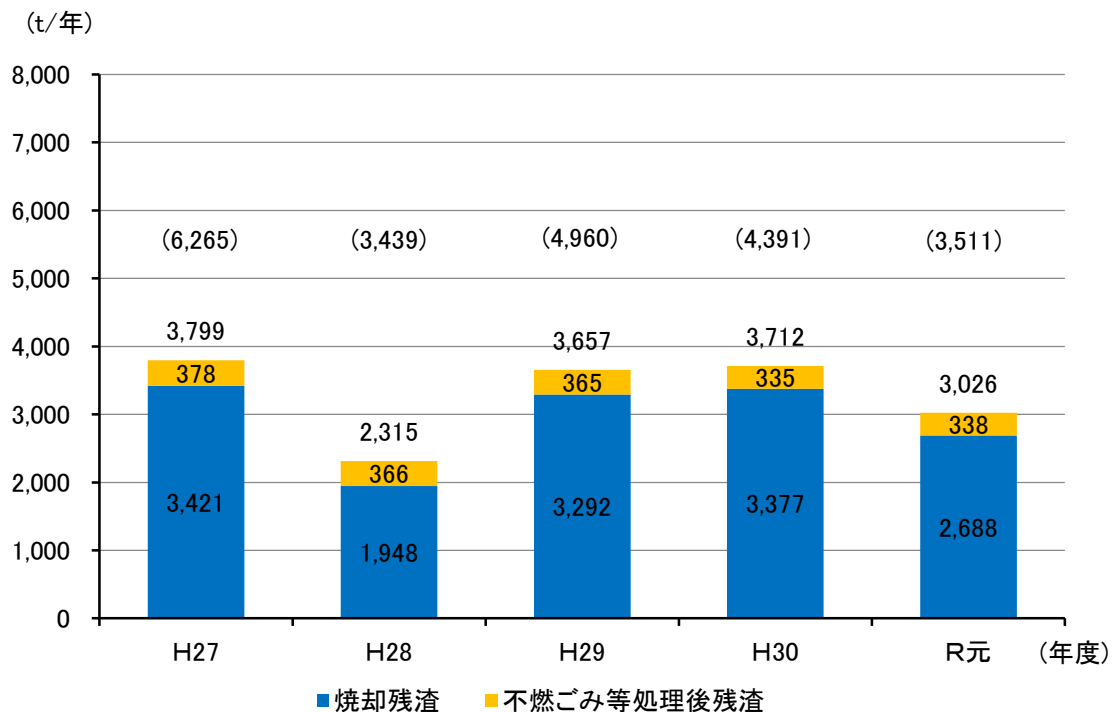
なお、平成28（2016）年度最終処分量の減少については、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度にかけて実施した焼却処理施設の基幹的設備等改良工事により、可燃ごみの一部の処理を外部委託したことが要因となっています。

表 3-12 最終処分量の推移

(単位:t)

区分	実績				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量	3,799	2,315	3,657	3,712	3,026
焼却残渣	3,421	1,948	3,292	3,377	2,688
成形品	2,439	1,433	2,901	2,834	2,637
主灰	585	9	4	136	0
残渣	397	507	387	408	50
不燃ごみ等処理後残渣	378	366	365	335	338
中間不燃	378	366	365	335	338
排出処理困難物	0	0	0	0	0
最終処分率	6.9%	4.2%	6.8%	6.9%	5.5%
最終処分量(覆土等を含む)	6,265	3,439	4,960	4,391	3,511
覆土等	2,466	1,124	1,303	679	485
覆土	2,413	986	1,218	620	485
碎石	54	138	85	59	0

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。



※()内の数値は覆土等を含めた最終処分量

図 3-9 最終処分量の推移

第5節 ごみの減量化・リサイクル

1 リサイクル量の推移

リサイクル量の推移は、以下のとおりです。

分別収集した資源物と不燃ごみ等中間処理後資源物、集団回収をあわせたりサイクル量は、令和元（2019）年度に11,350t、リサイクル率は20.2%となりました。

表 3-13 リサイクル量及びリサイクル率の推移

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
リサイクル量(集団回収を除く)	t/年	9,051	9,610	9,741	9,044	9,712
資源物	t/年	6,885	6,862	6,555	6,228	6,238
不燃ごみ等中間処理後資源物	t/年	2,166	2,748	3,186	2,816	3,474
焼却残渣	t/年	1,046	1,899	2,099	1,860	2,459
金属類・その他	t/年	1,120	849	1,087	956	1,015
リサイクル率(集団回収を除く)		16.5%	17.6%	18.1%	16.9%	17.8%
集団回収量	t/年	2,134	1,991	1,832	1,732	1,637
リサイクル量	t/年	11,185	11,601	11,573	10,777	11,350
リサイクル率		19.6%	20.5%	20.8%	19.5%	20.2%

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

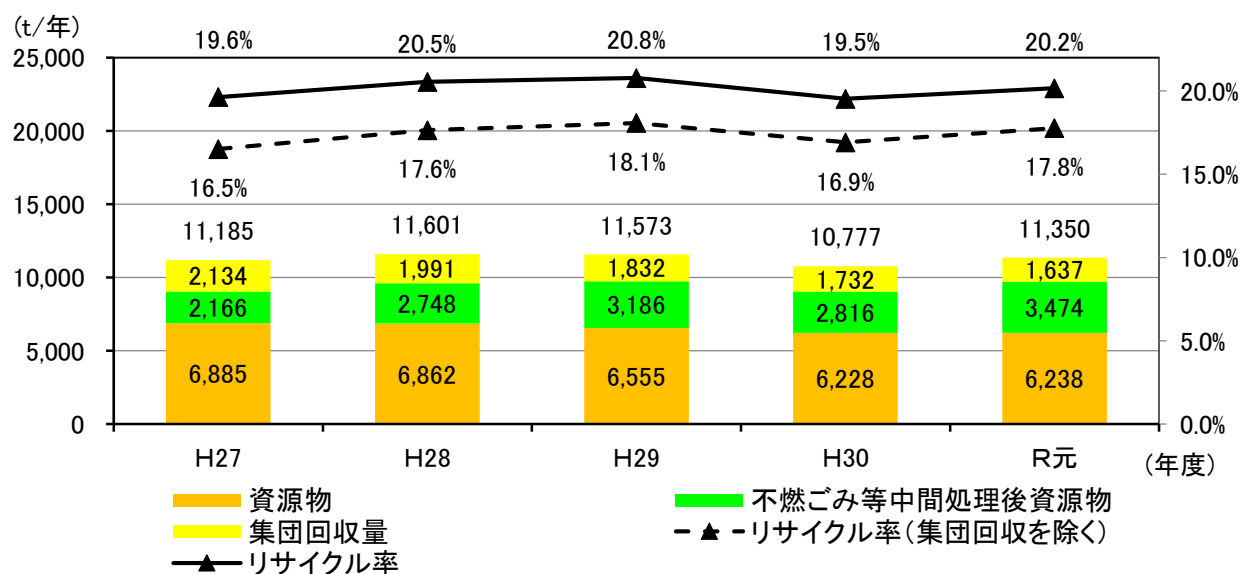


図 3-10 リサイクル量及びリサイクル率の推移

2 集団回収

集団回収は、市に登録した自治会やPTA、子ども会などの団体が、古紙、古布、缶類、びん類等の資源物を資源回収業者に売却し、その売却代金を活動費の一部とするものです。本市では昭和52（1977）年6月から資源回収運動を推進しており、現在、資源回収実施団体に奨励金4円/kgを交付しています。また、資源回収業者に対しても平成4（1992）年4月から協力金を交付しており、現在の協力金は4円/kgとなっています。

表 3-14 集団回収実績の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
団体数	89	88	88	86	84
回収量	2,133,856 kg	1,990,561 kg	1,832,243 kg	1,732,442 kg	1,637,205 kg

3 生ごみのたい肥化等

家庭から排出される生ごみの減量化に向けた取り組みとして、生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度を平成6（1994）年8月から実施しています。生ごみたい肥化容器等の購入者に対して一基につき3,000円を限度に購入価格の6割の補助金を交付しています。

平成8（1996）年1月からは、電気式生ごみ処理機も補助対象とし、平成12（2000）年4月からは電気式生ごみ処理機に対する補助金額の上限額を一基につき20,000円に引き上げ、購入を促進しています。

表 3-15 生ごみたい肥化容器等の設置数

（単位：基）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
EM容器	22	6	8	11	13
コンポスト	10	13	12	8	11
電気式生ごみ 処理機	14	11	17	19	20
合 計	46	30	37	38	44

第6節 ごみ質

ごみ質について、可燃ごみに混入している紙類は、平成27（2015）年度は22.2%であったのに対し、令和元（2019）年度には33.1%まで増加しています。

表 3-16 ごみの組成

(単位: %)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均	
可燃ごみ	紙類	22.2	19.4	19.0	23.6	33.1	23.4	
	布類	7.1	9.3	11.5	8.6	7.1	8.7	
	厨芥類	24.6	24.3	24.9	21.5	25.2	24.1	
	草木類	14.0	15.8	16.2	15.2	10.1	14.3	
	プラスチック	28.3	27.9	24.3	27.7	20.1	25.7	
	その他	3.4	2.7	2.5	2.9	3.1	2.9	
	不燃ごみ	0.4	0.6	1.6	0.5	1.3	0.9	
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
不燃ごみ	不燃系	金属類	18.4	25.2	24.3	22.4	23.1	22.7
		ガラス類	12.2	10.3	13.6	9.9	13.8	12.0
		不燃系その他	35.5	27.7	27.7	30.7	29.3	30.2
		小計	66.1	63.2	65.6	63.0	66.2	64.8
	可燃系	紙類	1.0	1.1	1.5	0.9	1.2	1.1
		プラスチック	30.6	32.6	31.2	34.4	29.7	31.7
		可燃系その他	2.3	3.1	1.7	1.7	2.9	2.3
		小計	33.9	36.8	34.4	37.0	33.8	35.2
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

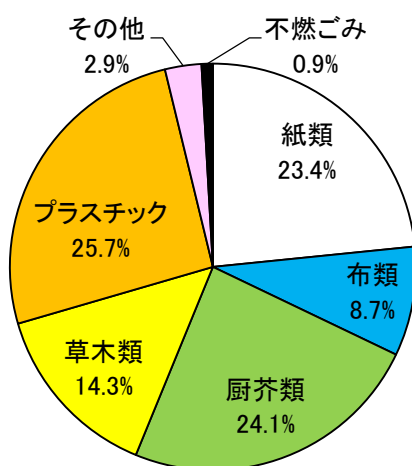


図 3-11 可燃ごみの組成 (平均)

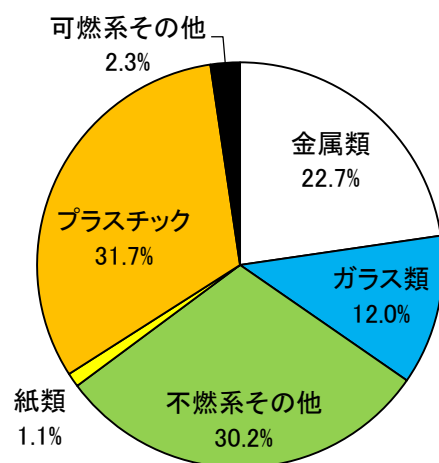


図 3-12 不燃ごみの組成 (平均)

第7節 ごみ処理経費

ごみ処理経費は人件費が微減傾向で推移しています。処理費、委託費は増減を繰り返しています。また、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度は、焼却処理施設の基幹的設備等改良工事により工事費が増加しました。市民1人当たりの処理経費、ごみ1t当たりの処理経費は工事費の増加に伴い、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度が高くなっています。

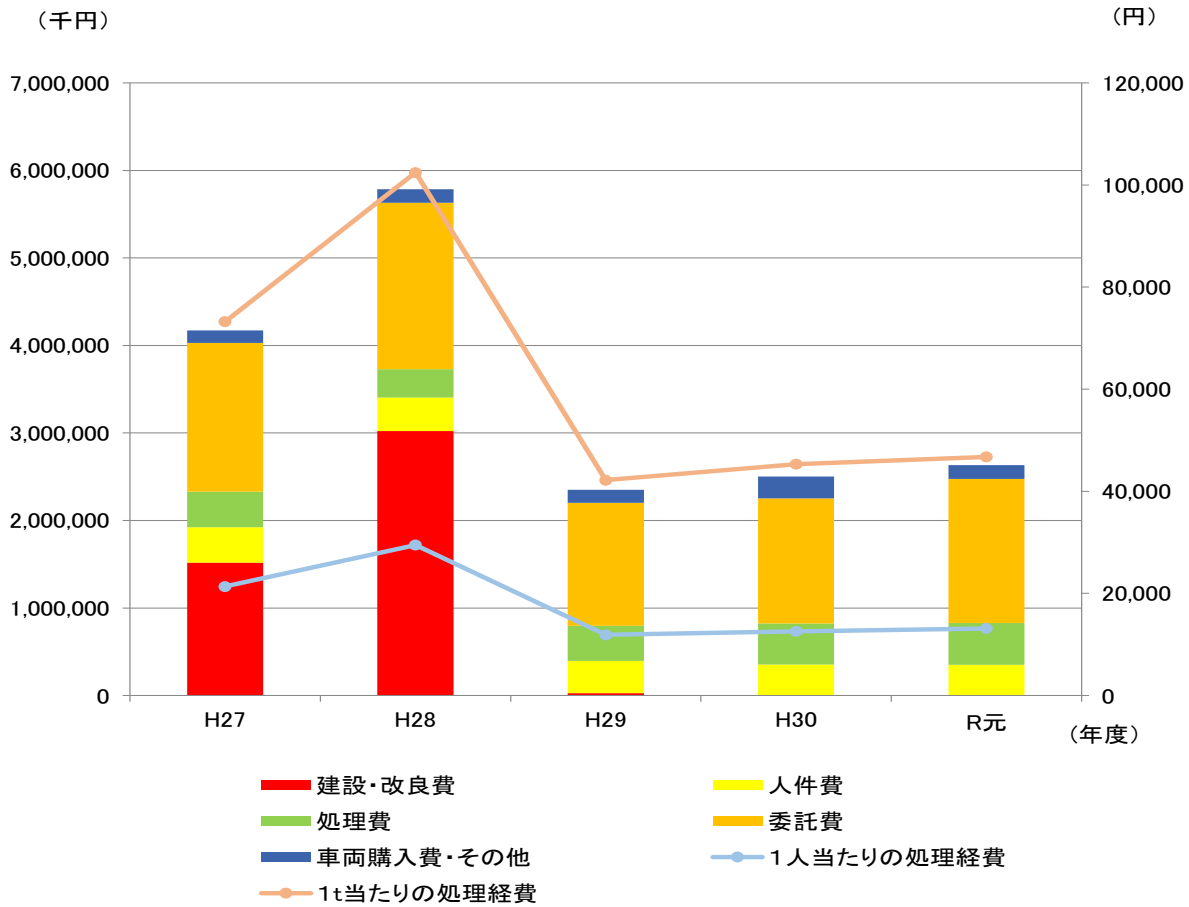
表 3-17 八千代市のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0		
		中間処理施設	1,518,680	3,021,264	25,554	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	1,009	
		小計	1,518,680	3,021,264	25,554	0	1,009	
	調査費	0	0	0	0	0		
	(組合分担金)	0	0	0	0	0		
計	1,518,680	3,021,264	25,554	0	1,009			
処理及び維持管理費	人件費	一般職	179,609	177,063	172,762	175,495	176,556	
		技能職	収集運搬	140,014	149,379	128,645	130,818	133,520
			中間処理	36,521	32,041	32,394	25,620	21,771
			最終処分	46,398	27,045	36,426	21,017	19,211
	小計	402,542	385,528	370,227	352,950	351,058		
	処理費	収集運搬費	5,472	4,800	5,368	5,412	4,869	
		中間処理費	356,735	275,430	347,392	403,043	424,700	
		最終処分費	46,941	42,676	47,353	61,618	48,699	
		小計	409,148	322,906	400,113	470,073	478,268	
	車両等購入費	0	0	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	566,728	590,928	591,886	610,433	662,225	
		中間処理費	1,042,198	1,219,310	722,608	712,439	880,335	
		最終処分費	25,511	29,465	29,101	36,726	33,681	
		その他	63,459	60,337	60,987	68,423	67,876	
		小計	1,697,896	1,900,040	1,404,582	1,428,021	1,644,117	
	(組合分担金)	0	0	0	0	0		
	調査研究費	0	0	0	0	0		
計	2,509,586	2,608,474	2,174,922	2,251,044	2,473,443			
その他	144,146	154,669	151,384	251,954	157,578			
合計	4,172,412	5,784,407	2,351,860	2,502,998	2,632,030			
人口(人)	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275			
1人当たりの処理経費(円/人)	21,356	29,491	11,895	12,580	13,142			
ごみ総排出量(t/年)	56,974	56,466	55,727	55,210	56,295			
1t当たりの処理経費(円/t)	73,234	102,441	42,203	45,336	46,754			

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。



資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

図 3-13 八千代市のごみ処理経費の推移

表 3-18 千葉県及び全国のごみ処理経費の推移

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
千葉県	処理経費	千円	100,813,058	101,439,484	91,502,510	101,103,979
	人口	人	6,263,716	6,281,537	6,298,748	6,308,313
	1人当たりの処理経費	円/人	16,095	16,149	14,527	16,027
	ごみ総排出量	t/年	2,120,485	2,094,316	2,074,990	2,064,300
	1t当たりの処理経費	円/t	47,542	48,436	44,098	48,977
全国	処理経費	千円	2,248,890,239	2,267,700,767	2,280,138,069	2,407,090,124
	人口	人	128,038,523	127,924,238	127,718,374	127,438,270
	1人当たりの処理経費	円/人	17,564	17,727	17,853	18,888
	ごみ総排出量	t/年	43,980,873	43,169,649	42,891,158	42,724,880
	1t当たりの処理経費	円/t	51,133	52,530	53,161	56,339

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

第5章 ごみ処理の動向

第1節 国や県の動向

国は、平成30（2018）年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会^{*78}や自然共生社会^{*79}との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏^{*80}による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。

表 3-19 第四次循環型社会形成推進基本計画の指標と目標値

指標	目標値(令和 7(2025)年度)
1人1日当たりのごみ総排出量	約 850g/人日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万 t/年

千葉県では、令和3（2021）年3月策定の「第10次千葉県廃棄物処理計画」において、持続可能な循環型社会の構築を目指し、「みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築」「多様化する新たな課題への対応」「県民の安全・安心の確保に向けた体制強化」の3つの基本方針を定めています。

また、県が重点的に取り組むべき課題として、食品ロス削減の推進、プラスチック等資源の循環利用、PCB^{*81}廃棄物の適正処理の推進、ごみ処理広域化・集約化の推進、災害廃棄物処理体制の強化を掲げています。

表 3-20 第10次千葉県廃棄物処理計画の指標と目標値

指標	目標値(令和 7(2025)年度)
ごみ総排出量	183 万t/年 以下
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	440g/人日 以下
出口側の循環利用率 ^{*82}	30%以上
最終処分量	12 万t/年 以下

第2節 類似団体との比較

人口規模や産業構造が類似している都市28団体（人口150,000人以上250,000人未満、第二次・第三次産業人口比95%以上、第三次産業人口比65%以上の市町村）と本市を比較した結果を示します。

類似団体と比較して、本市は、「人口1人1日当たりごみ総排出量」が少なく、「廃棄物からの資源回収率*83（RDF*84・セメント原料化等除く）」は低くなっています。

また、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は類似団体より本市が高くなっています。

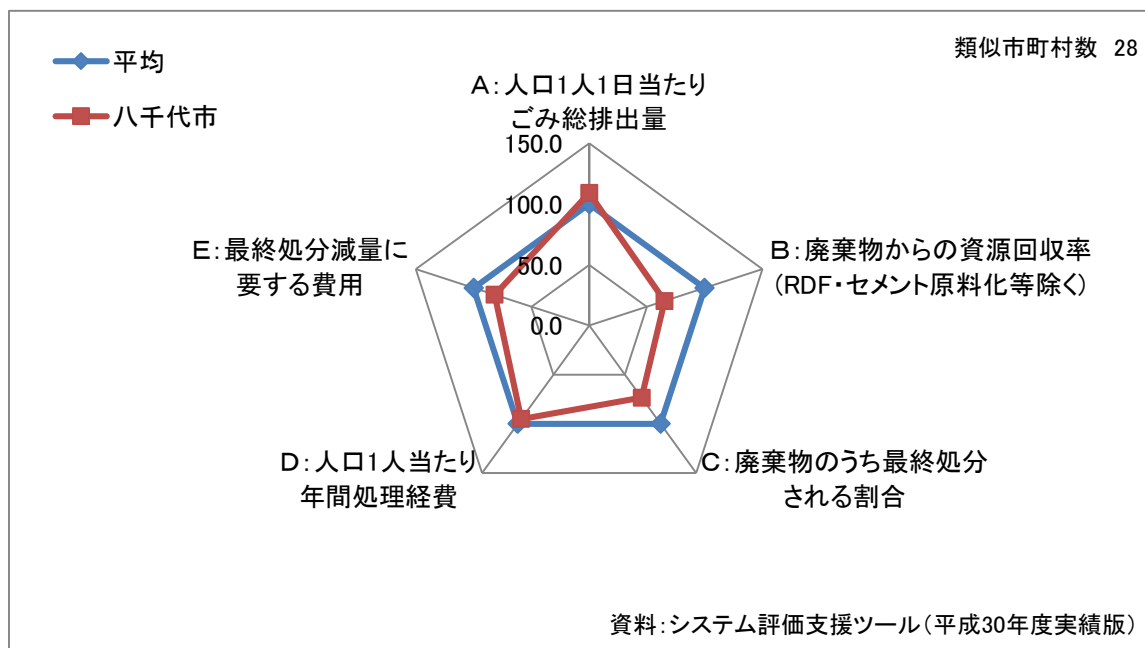


図 3-14 類似団体との比較結果

表 3-21 類似団体との比較結果

区分	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たりごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	837.4	25.1	5.3	10,799	34,868
八千代市	761.0	16.4	6.7	11,332	41,198
指数値	109.1	65.3	73.6	95.1	81.8
指数値の見方	指数値が大きいほどごみ排出量は少くなる	指数値が大きいほど資源回収率は高くなる	指数値が大きいほど最終処分される割合は小さくなる	指数値が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少くなる	指数値が大きいほど費用対効果は高くなる

資料: システム評価支援ツール(平成30年度実績版)

※指数値とは、平均値を100として比較した場合の偏差のこと。

表 3-22 類似する 28 の市町村

市町村名	街の区分	人口	A	B	C	D	E	
			人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原料 化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される割合	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)	
1	北海道釧路市	都市3	170,627	1,117.0	16.2%	12.0%	12,496	33,173
2	北海道苫小牧市	都市3	171,711	1,155.0	31.4%	10.6%	9,886	25,759
3	茨城県ひたちなか市	都市3	159,296	1,013.0	13.9%	4.7%	6,357	15,879
4	埼玉県狭山市	都市3	151,817	796.0	28.4%	0.7%	11,699	36,646
5	埼玉県上尾市	都市3	228,466	748.0	18.1%	8.4%	10,115	37,033
6	埼玉県新座市	都市3	165,434	761.0	25.9%	3.9%	3,075	11,521
7	埼玉県久喜市	都市3	153,757	830.0	26.4%	2.1%	12,566	41,269
8	千葉県野田市	都市3	154,474	754.0	29.2%	6.1%	10,663	34,653
9	千葉県佐倉市	都市3	175,904	801.0	20.0%	1.6%	6,553	22,546
10	千葉県習志野市	都市3	173,092	965.0	20.0%	2.5%	12,750	36,105
11	千葉県流山市	都市3	189,762	857.0	21.9%	12.7%	12,472	38,148
12	千葉県八千代市	都市3	198,651	761.0	16.4%	6.7%	11,332	41,198
13	千葉県浦安市	都市3	170,254	1,003.0	17.7%	5.7%	13,912	36,274
14	東京都立川市	都市3	183,482	656.0	35.0%	0.0%	15,587	56,321
15	東京都三鷹市	都市3	187,351	691.0	31.9%	0.0%	8,840	35,034
16	東京都調布市	都市3	234,867	702.0	36.0%	0.0%	10,060	39,274
17	東京都小平市	都市3	193,191	756.0	26.1%	0.1%	11,264	40,877
18	東京都日野市	都市3	185,330	640.0	25.7%	0.0%	10,115	34,927
19	東京都東村山市	都市3	150,939	683.0	36.3%	0.0%	13,374	45,915
20	東京都西東京市	都市3	202,115	683.0	33.8%	0.0%	10,795	42,748
21	神奈川県鎌倉市	都市3	176,421	910.0	52.0%	0.0%	18,128	45,971
22	神奈川県秦野市	都市3	165,393	805.0	22.0%	7.9%	12,064	37,213
23	三重県松阪市	都市3	164,777	974.0	11.3%	13.3%	8,467	26,202
24	京都府宇治市	都市3	187,290	804.0	22.0%	14.9%	10,062	36,654
25	大阪府和泉市	都市3	185,983	854.0	13.2%	11.0%	9,302	31,789
26	兵庫県伊丹市	都市3	202,872	864.0	17.9%	11.2%	3,248	10,162
27	兵庫県川西市	都市3	158,227	855.0	27.6%	1.5%	13,839	44,863
28	山口県宇部市	都市3	165,584	1,008.0	26.4%	10.7%	13,355	38,155

資料:システム評価支援ツール(平成 30 年度実績版)

第3節 近隣市町村との比較

近隣6市町村と本市を比較した結果を示します。

近隣市町村と比較して、本市は、「人口1人1日当たりごみ総排出量」が少なくなっています。

一方で、「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の指数値が近隣市町村より本市が低いことから、より一層の努力が必要な項目となっています。

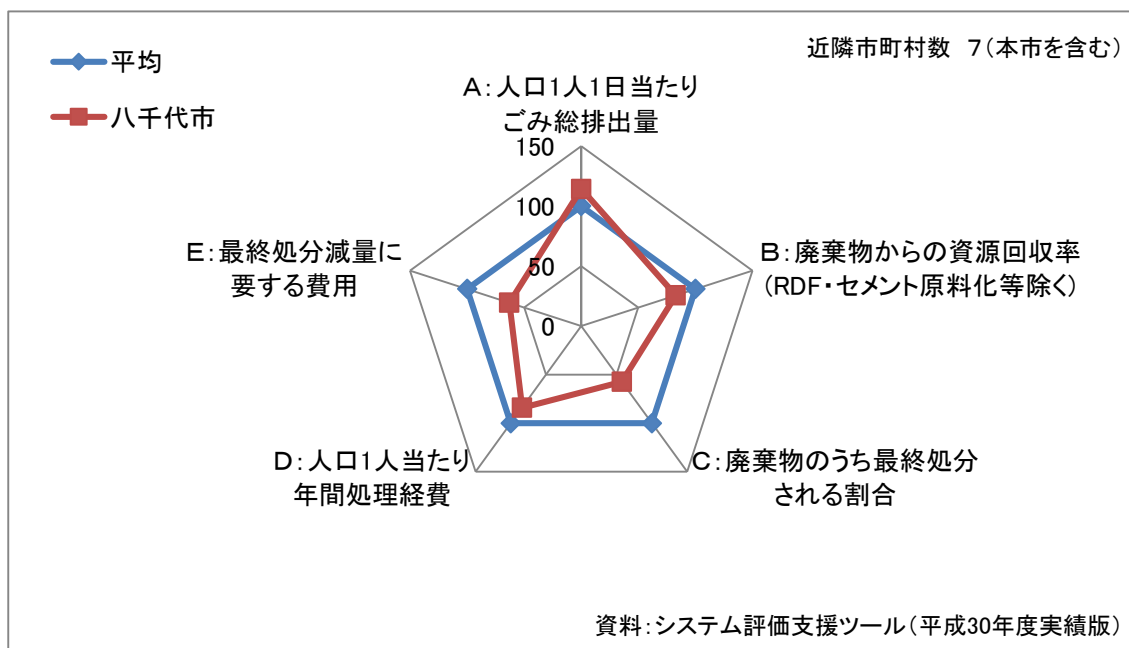


図 3-15 近隣市町村との比較結果

表 3-23 近隣市町村との比較結果

区分	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たりごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	888.1	19.8	4.7	9,766	30,101
八千代市	761.0	16.4	6.7	11,332	41,198
指数値	114.3	82.7	57.4	84.0	63.1
指数値の見方	指数値が大きいほどごみ排出量は少くなる	指数値が大きいほど資源回収率は高くなる	指数値が大きいほど最終処分される割合は小さくなる	指数値が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少くなる	指数値が大きいほど費用対効果は高くなる

資料: システム評価支援ツール(平成30年度実績版)

※指数値とは、平均値を100として比較した場合の偏差のこと。

表 3-24 近隣と本市を含めた 7 の市町村

市町村名	街の区分	人口	A	B	C	D	E
			人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原料 化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される割合	人口1人当たり 年間処理経費 (円/t)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
1 千葉県千葉市	政令指定都市0	969,544	997.0	33.4%	5.7%	10,933	29,578
2 千葉県船橋市	中核市0	639,223	877.0	19.7%	3.8%	9,543	25,870
3 千葉県酒々井町	町村V	20,918	945.0	10.4%	1.7%	7,089	20,681
4 千葉県佐倉市	都市IV	175,904	801.0	20.0%	1.6%	6,553	22,546
5 千葉県習志野市	都市IV	173,092	965.0	20.0%	2.5%	12,750	36,105
6 千葉県八千代市	都市IV	198,651	761.0	16.4%	6.7%	11,332	41,198
7 千葉県印西市	都市III	100,641	871.0	18.9%	10.9%	10,162	34,730

資料:システム評価支援ツール(平成 30 年度実績版)

表 3-25 近隣市町村及び組合の焼却処理施設の設置状況

団体名	施設名	焼却対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	余熱利用の状況	発電能力		灰処理設備の有無		運転管理 体制
								発電能力 (kW)	発電効率 (%)	焼却灰	飛灰	
千葉市	北清掃工場	可燃ごみ、 ごみ処理残渣	ストーカ式 (可動)	570	3	1996	場内温水、場内蒸気、 発電(場内利用)、 場外蒸気、 発電(場外利用)	8,000	13.37	無し	セメント固化、 薬剤処理	委託
千葉市	新港清掃工場	可燃ごみ、粗大ごみ、 ごみ処理残渣	ストーカ式 (可動)	435	3	2002	場内温水、場内蒸気、 発電(場内利用)、 場外蒸気、 発電(場外利用)	7,970	11.1	熔融処理	熔融処理	委託
船橋市	船橋市北部 清掃工場	可燃ごみ、粗大ごみ、 ごみ処理残渣、 し尿処理残渣	ストーカ式 (可動)	381	3	2017	場内温水、 発電(場内利用)、 場外蒸気、 発電(場外利用)	8,800	23.04	薬剤処理	薬剤処理	委託
船橋市	船橋市南部 清掃工場	可燃ごみ、粗大ごみ、 ごみ処理残渣、 し尿処理残渣	ストーカ式 (可動)	375	3	1989	場内温水、 発電(場内利用)	1,680	5	薬剤処理	薬剤処理	委託
習志野市	芝園清掃工場	可燃ごみ、その他、 ごみ処理残渣	シャフト式	219	3	2002	発電(場内利用)、 発電(場外利用)	2,470	10	熔融処理	薬剤処理	委託
佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター 焼却処理施設 (AB系)	可燃ごみ、 ごみ処理残渣	流動床式	120	2	1987	場内温水、場内蒸気、 発電(場内利用)、 場外温水、場外蒸気、 発電(場外利用)	—	—	無し	無し	委託
佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター 焼却処理施設 (C系)	可燃ごみ、 ごみ処理残渣	流動床式	100	1	1990	場内温水、場内蒸気、 発電(場内利用)、 場外温水、場外蒸気、 発電(場外利用)	—	—	無し	無し	委託
佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター 焼却処理施設 (D系)	可燃ごみ、 ごみ処理残渣	流動床式	100	1	2005	場内温水、場内蒸気、 発電(場内利用)、 場外温水、場外蒸気、 発電(場外利用)	2,500	14.3	薬剤処理	薬剤処理	委託
印西地区環境 整備事業組合	印西クリーン センター	可燃ごみ、 ごみ処理残渣	ストーカ式 (可動)	300	3	1986	場内温水、場内蒸気、 発電(場内利用)、 場外蒸気	850	10	無し	薬剤処理	委託

資料:一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成 30 年度)

表 3-26 近隣市町村及び組合の資源化施設・粗大ごみ処理施設の設置状況

団体名	施設名	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	運転管理 体制	リユース・ リペア機能 の有無	リユース・ リペア の内容
千葉市	新浜リサイクルセンター	粗大ごみ、 不燃ごみ	125	1995	一部委託	無	—
千葉市	新浜リサイクルセンター	金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、 ペットボトル、プラスチック、 不燃ごみ、粗大ごみ	95	1995	一部委託	無	—
船橋市	船橋市西浦 資源リサイクル施設	粗大ごみ、 不燃ごみ	63	2013	委託	無	—
習志野市	習志野市リサイクルプラザ	金属類、ガラス類、 ペットボトル、不燃ごみ、 粗大ごみ	50	1996	委託	有り	修理、展示、 販売
佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター 粗大ごみ処理施設	粗大ごみ、 不燃ごみ、 資源ごみ	50	1987	委託	無	—
印西地区環境 整備事業組合	印西クリーンセンター	粗大ごみ、 不燃ごみ	50	1986	委託	無	—

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成 30 年度）

表 3-27 近隣市町村及び組合の最終処分場の設置状況

団体名	施設名	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立地 面積 (㎡)	全体 容積 (㎡)	浸出水の処理	運転管理 体制
千葉市	新内陸最終処分場	焼却残渣（主灰）、 溶融飛灰、不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2000	82,800	939,000	凝集沈殿、 生物処理（脱窒あり）、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理	一部委託
佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター 最終処分場	焼却残渣（主灰）、 不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1987	18,900	118,000	凝集沈殿、 生物処理（脱窒あり）、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理、 キレート処理	委託
佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター 第2期最終処分場	焼却残渣（主灰）、 不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1993	23,250	251,000	生物処理（脱窒あり）、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理、 キレート処理	委託
印西地区環境 整備事業組合	印西地区一般廃棄物 最終処分場	焼却残渣（主灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1999	53,900	402,200	凝集沈殿、 生物処理（脱窒なし）、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理、 下水道放流	委託

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成 30 年度）

第6章 ごみ処理の課題

第1節 ごみの減量化

本市のごみ排出量は、平成30（2018）年度までは減少傾向にありました。

しかし、令和元（2019）年度の1人1日当たりのごみ排出量は、前計画における目標を達成しておらず、また、最終目標年度である令和2（2020）年度の目標値の達成も難しいことが見込まれています。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量においては、平成30（2018）年度までは減少傾向にあり、目標達成となっていました。しかし、令和元（2019）年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等によりごみの排出が増加し、前計画における目標を達成できませんでした。令和2（2020）年度においても、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言により、より一層外出が控えられ、ごみ排出量が増加することが見込まれるため、前計画における目標達成は難しい状況にあります。

事業系ごみ排出量についても、目標値には達成していなかったものの、平成30（2018）年度までは減少傾向にありました。しかし、令和元（2019）年度には災害廃棄物の発生があり、前計画における目標を達成できず、令和2（2020）年度の目標達成も難しい状況にあります。

以上のことから、国や県が掲げる目標に向け、今後もさらなるごみ減量化への取り組みを推進する必要があります。

第2節 新しい生活様式への対応

令和元（2019）年度から流行した新型コロナウイルス感染症の影響は、これまでの生活様式を大きく変えるものとなりました。これは、廃棄物行政においても影響は大きく、令和元（2019）年度以降におけるごみ排出量の増加の要因の1つと考えられます。

本市においては、これまで人口が増加傾向であるにもかかわらず、家庭系ごみ排出量は減少していました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛やリモートワークの普及、大型イベントの開催自粛等により、市民が自宅に留まる機会が増え、家庭ごみの排出増加につながったと考えられます。

このような生活様式の変化は、新たな生活様式として今後も継続し、家庭ごみの排出の機会は増加すると考えられます。

そのため、新たな生活様式を実践する中でも実施できるごみ削減の方法を模索しなくてはならない状況です。

また、ごみ処理は、新型コロナウイルス感染症が流行する状況下であっても、市民生活において不可欠なものであることから、適正な収集・運搬・処理を維持することができる体制の確保が求められます。

第3節 食品ロス削減

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の推計によると、日本では年間約2,759万tの食品廃棄物^{*85}等が排出され、このうち約23%にあたる約612万tが食品ロスと試算されており、約半分は家庭から、残りの半分は食品関連事業者から排出されています。日本全体の食品ロスの量は、世界の食糧援助量（約380万t）よりも多く排出していることとなります。

国際食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界で飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約8億人にのぼり、これは世界人口の9人に1人に相当します。こうしたなか、国内では、我が国の食料自給率カロリーベースは約4割と先進国の中でも最低水準であり、食料の約6割を海外に依存するなど、食料を海外から大量に輸入する一方で、大量の食品ロスを生み出しています。また、食品ロス・食品廃棄物の焼却処理には燃料が使われることから、地球温暖化にもつながっています。

食品ロスに関する国際的な関心が高まるなか、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、今や食品ロス・食品廃棄物の削減は、経済・環境・社会において非常に重要な世界的問題となっています。

国においても、家庭内から排出される食品ロス量については、第四次循環型社会形成推進計画で令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減させることとしています。事業者から排出される食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針^{*86}」（令和元（2019）年7月公表）において、同じく令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減させることとしています。

令和元（2019）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品ロス削減に向けて、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力を図っていくこととしています。

千葉県では、数値目標を定めず、展開する施策の中で、食品ロス削減の推進に向けた体制を構築し、県全体として食品ロス削減に努めるとしています。

そこで現在、「ちば食べきりエコスタイル（ちば食べエコ）」の取り組みが推進されており、ちば食べエコ協力店^{*87}の募集や、家庭及び外食時の「食べきり」、「食べ残しの削減」について啓発しています。

本市においても、市民・事業者と一体となり、食品ロス削減に取り組む必要があります。

第4節 プラスチック資源の循環利用

プラスチックは、私たちの生活や経済社会に浸透し、大きな利便性と恩恵をもたらしました。

一方で、不適正な処理により、世界全体で年間数百万 t を超えるプラスチックごみが海洋へ流出していると推計されており、地球規模で環境汚染が懸念されています。

また、日本を含む先進国の廃プラスチックの資源循環を支えていたアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、これまで以上に国内での資源循環やプラスチック製品の使用・排出抑制を含めた様々な対策が必要となっています。

国においては、このような海洋プラスチックごみ問題^{*88}やプラスチックの資源循環等の幅広い課題に対応するために、令和元（2019）年5月に「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、令和12（2030）年までに、「リデュース：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックを累積で25%排出抑制する」、「リユース・リサイクル：プラスチック製容器包装^{*89}の6割をリユース又はリサイクルする」、「再生利用（Renewable）：プラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増する」といった目標を掲げています。

本市においても、市民・事業者と一体となり、プラスチックの資源循環やプラスチックごみの削減に向けて取り組みを進めていく必要があります。

第5節 資源化の促進

令和元（2019）年度のリサイクル量の実績は11,350tであり、リサイクル率は20.2%となりました。リサイクル量は年々減少しており、前計画で掲げた目標の達成は難しい状況にあります。

しかしながら、リサイクル量の増加はごみ排出量の増加であり、基本目標である「ごみの減量化」を阻害しかねないため、リサイクル率の増加に向けて、引き続き市民、事業者と一体となって取り組む必要があります。

第6節 中間処理

ごみ焼却対象量は、可燃ごみ排出量などに影響されることから、今後も可燃ごみ排出量の削減をより一層推進する取り組みが必要です。

第7節 最終処分量の削減

本市の最終処分場は、管理型の最終処分場であり、現在、第3次最終処分場に埋立を行っています。埋立容積は141,000m³であり、埋立期間は26年間で令和18（2036）年までとなっています。

今後も引き続き、焼却残渣の資源化に努め、計画的に最終処分を行う必要があります。

第7章 ごみ排出量の見込み

第1節 ごみ排出量の予測方法

ここでは現状の傾向が継続した場合のごみ排出量（⑤ごみ排出量の予測）を算出します。

本計画の目標年度は令和10（2028）年度ですが、長期的視点から、計画期間後8年間の将来予測も行うこととします。

令和3（2021）年度以降のごみ排出量予測の算出にあたっては、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の排出量の実績を基に各推計式から推計を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症は令和2（2020）年度のごみ排出量に大きな影響を及ぼしました。このことから、令和2（2020）年度のごみ排出量見込みの算出については、令和2（2020）年4月から11月までの実績値と、12月から3月までの過去5年の同月実績を基に各推計式により推計した予測値から、見込値の推計を行います。

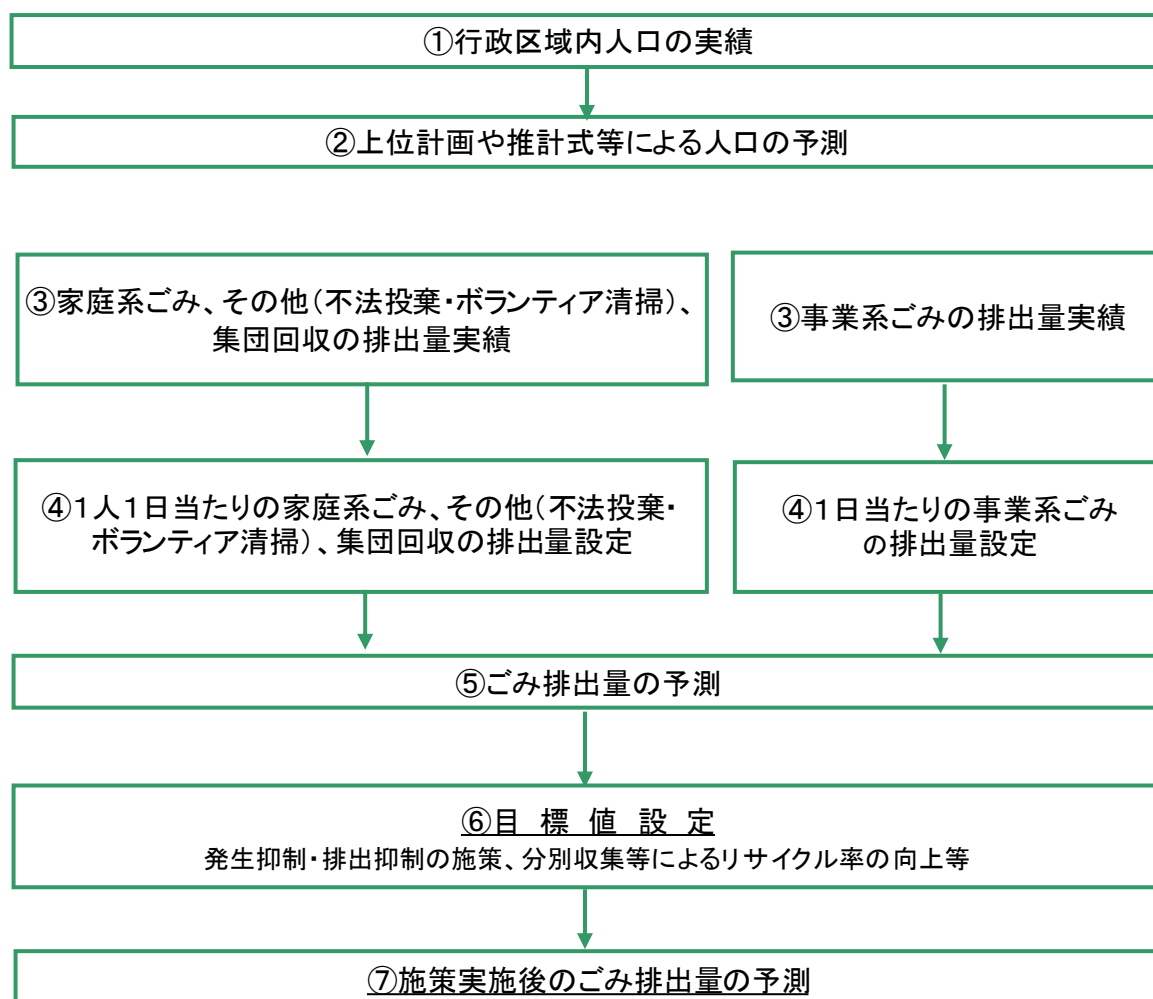


図 3-16 ごみ排出量の予測フロー

表 3-28 将来予測に用いる推計式

推計式の名称	推 計 式	特 徴
一次傾向線	$y=a+b \cdot x$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増加又は減少することから、長期の予測では不自然な傾向となってしまうこともあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
二次傾向線	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減少になる場合などは傾向が極端に出る。
一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測をする場合は、予測値の妥当性について判断する必要がある。
べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$	一次指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなっていく式であるが、推計式の特性上、実績値が減少傾向となっている場合には推計結果が得られないことがある。
ルート式	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線的推移を示す場合に用いられる予測式である。
対数式	$y=a+b \cdot \log x$	徐々に増減率が収束していくような推移となる推計式である。長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である。
ロジスティック式	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	生物の固体数の変化を表すモデルとして考案された式であり、成長曲線とも呼ばれる。 一般的に、飽和値kはその環境下で存在できる最大値を示す定数であり、yが増加するにつれ、増加率は抑制され、最終的には飽和値に収束していく。

※a, b, c=実績値から定められる係数、y=人口又はごみ量等、x=時間係数

第2節 収集計画人口

収集計画人口は、「八千代市人口ビジョン*90」（令和2（2020）年3月改訂）の将来予測人口を採用します。

増加傾向にある人口は、令和元（2019）年度時点で200,275人、令和6（2024）年度にはピークを迎え205,041人、その後減少傾向となり、本計画の目標年度である令和10（2028）年度には203,921人と予測されています。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
人口 (人)	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
人口 (人)	202,133	203,249	204,191	204,590	205,041	204,931	204,631	204,534	203,921	197,784

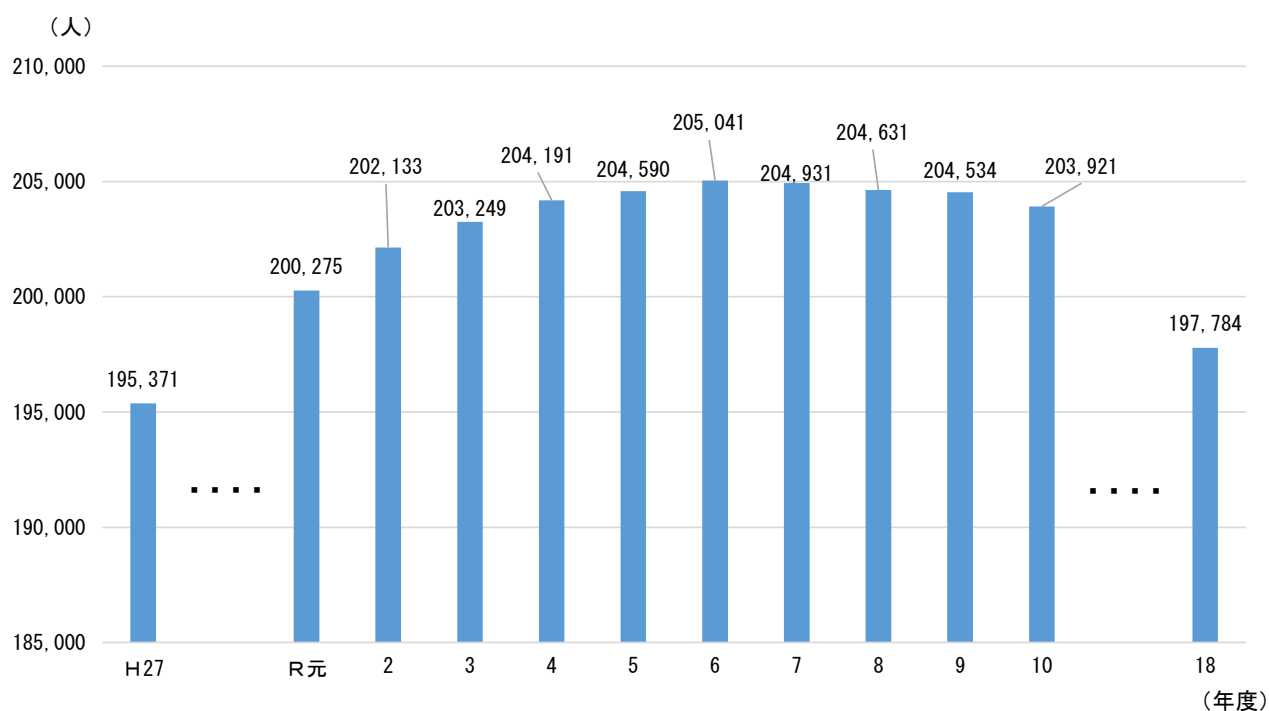


図 3-17 将来予測人口

第3節 家庭系ごみ排出量の予測

1 可燃ごみの予測

令和元（2019）年度の1人1日当たり排出量は、災害廃棄物の発生や新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響により増加したものの、平成30（2018）年度までは減少傾向となっていました。

令和2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言により、より一層外出が控えられたため、4月から6月までの排出量は例年に比べ大きく増加しましたが、7月以降は例年と同程度の排出量となっています。

以上のことから、令和3（2021）年度以降は、各推計式から推計した予測値のとおり減少傾向が継続すると予測します。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値(g/人日)	474.8	472.9	469.3	464.0	466.1

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(g/人日)	473.5	459.5	457.2	455.0	452.8	450.7	448.7	446.7	444.8	430.8

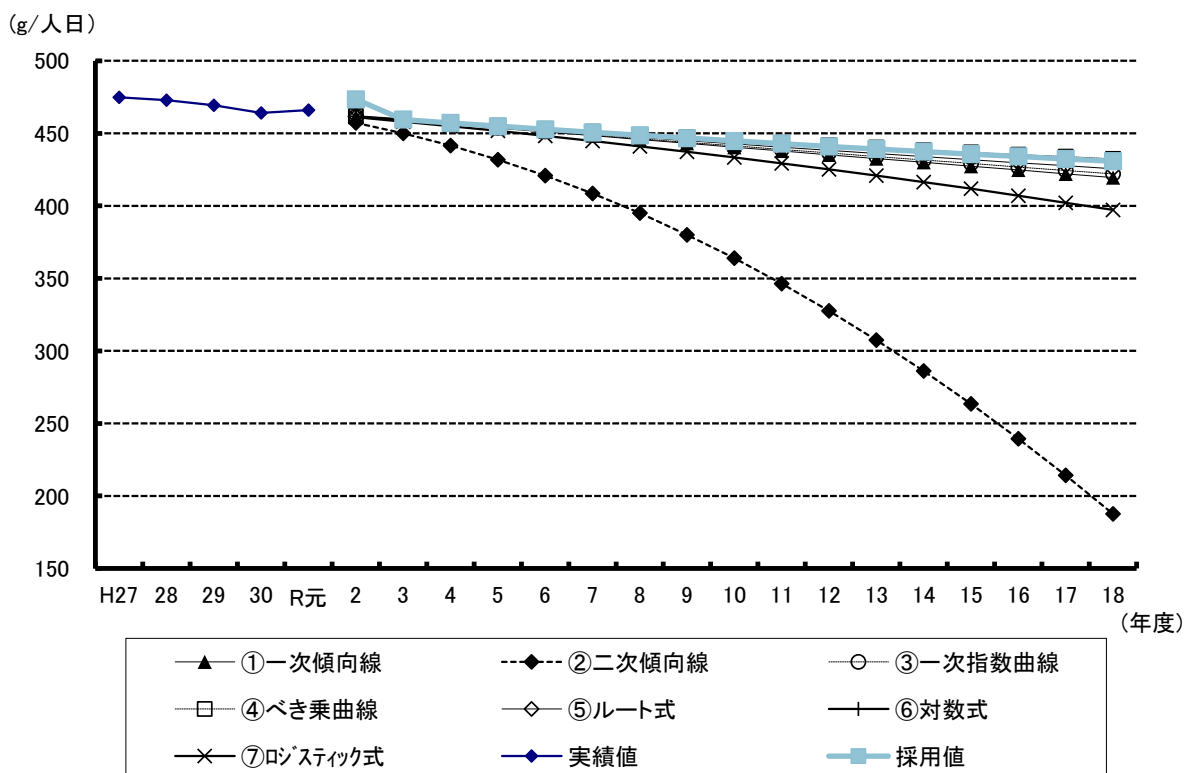


図 3-18 可燃ごみの将来予測

2 不燃ごみの予測

過去5年の1人1日当たり排出量は10g～12g程度で推移しています。

今後も多少の増減はあるものの概ね同程度での推移が予測されることから、令和3（2021）年度以降は過去5年実績の平均値で推移していくものと予測します。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値(g/人日)	12.3	11.4	10.7	10.8	11.7

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(g/人日)	12.8	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4

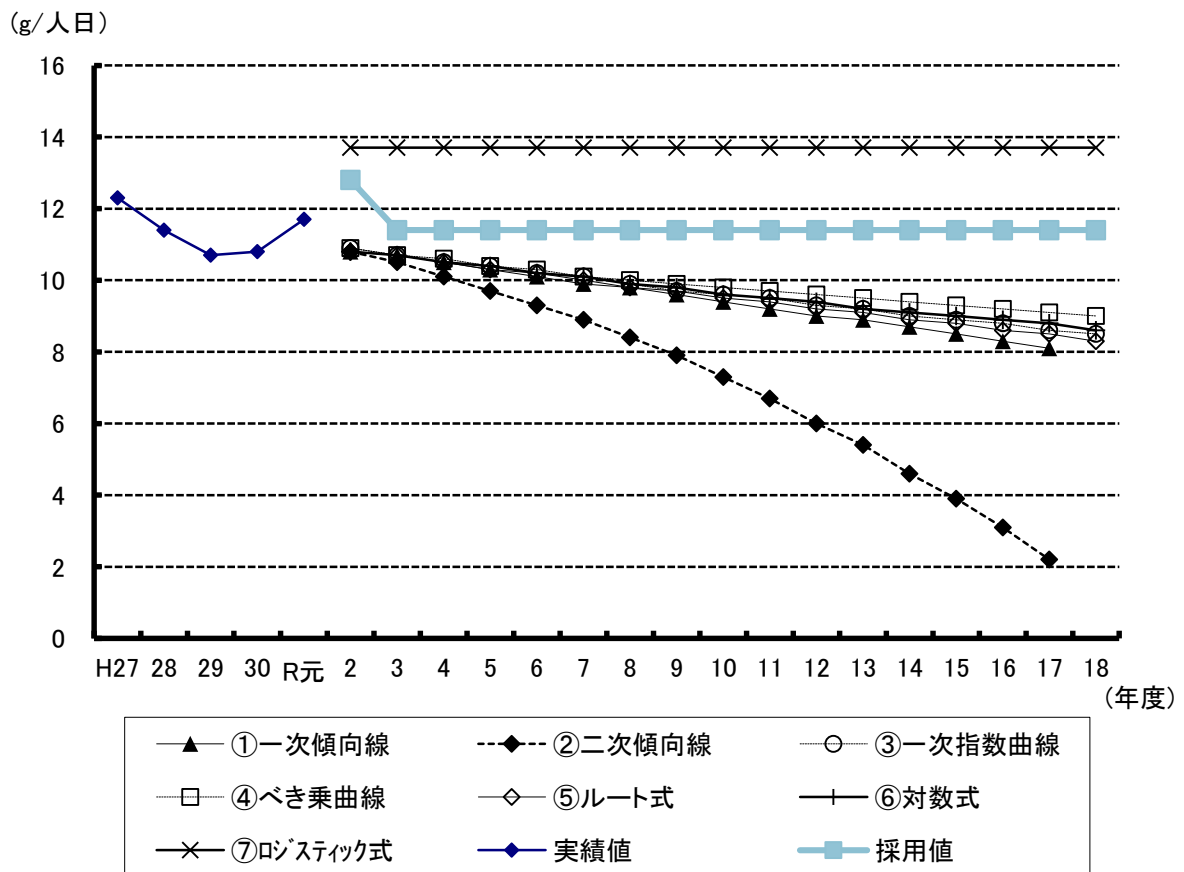


図 3-19 不燃ごみの将来予測

3 有害ごみの予測

過去5年の1人1日当たり排出量は0.8g~0.9g程度で推移しています。

今後も多少の増減はあるものの概ね同程度での推移が予測されることから、令和3（2021）年度以降は過去5年実績の平均値で推移していくものと予測します。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値(g/人日)	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(g/人日)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8

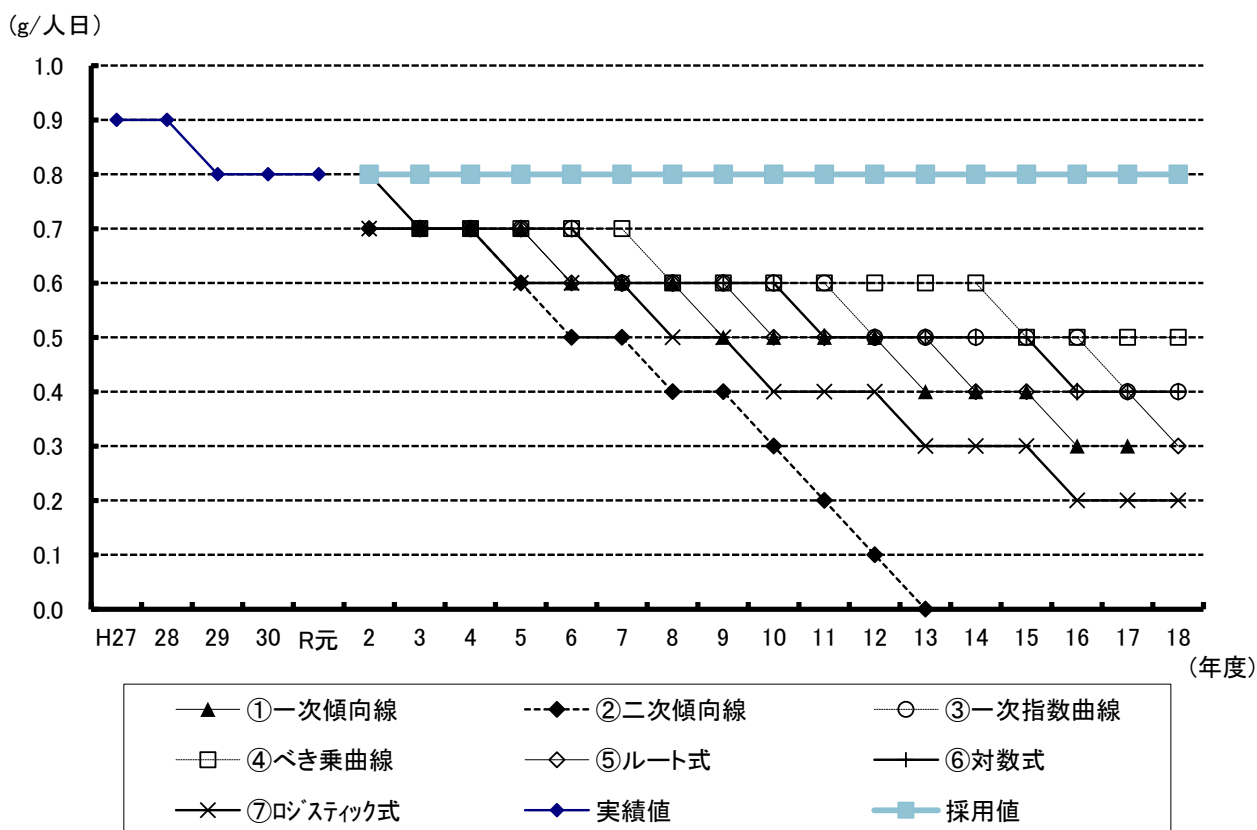


図 3-20 有害ごみの将来予測

4 粗大ごみの予測

令和元（2019）年度は平成27（2015）年度と比べ1人1日当たり排出量が増加しており、各推計式から推計した予測値は、二次傾向線を除き、増加傾向を示す結果となりました。

なお、令和2（2020）年1月に施行した一般廃棄物処理手数料の改定により、八千代市清掃センターへ搬入するときの粗大ごみ処理手数料が品目別の点数制から従量制へ変更となりました。これにより、八千代市清掃センターに搬入した場合の粗大ごみの計量方法が変更となったため、粗大ごみの予測値の推計にあたっては、令和2（2020）年1月以降の計量方法での推計を行うものとし、以下のとおり推移すると予測します。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値(g/人日)	21.2	19.6	20.0	19.7	22.1

※令和2年1月以降の計量方法に換算した値を記載しています。

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(g/人日)	23.0	21.3	21.5	21.7	21.9	22.0	22.2	22.4	22.6	24.1

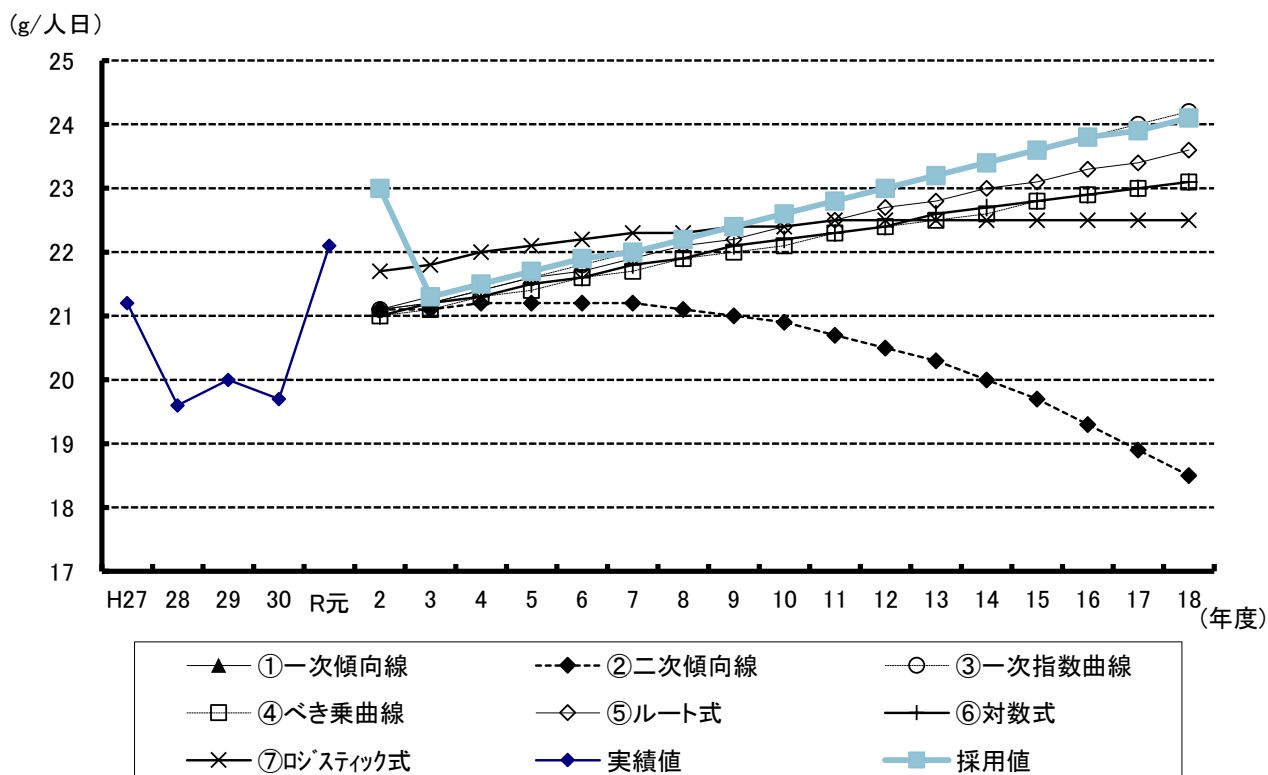


図 3-21 粗大ごみの将来予測

5 資源物の予測

平成27（2015）年度以降の1人1日当たり排出量は減少傾向となっています。

紙類やびん類の需要低下やメーカーによる製品製造時の原材料の使用量減少等により、今後も減少することが考えられますが、一方で、ペットボトルなどの需要は減少しないと考えられます。

品目ごとの動向に違いがあると見込まれることから、品目ごとに予測値を推計し、その合計を資源物の予測値とします。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値(g/人日)	96.3	95.8	90.8	85.8	85.0

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(g/人日)	90.2	78.5	76.0	73.3	70.9	68.4	66.2	64.1	62.0	48.2

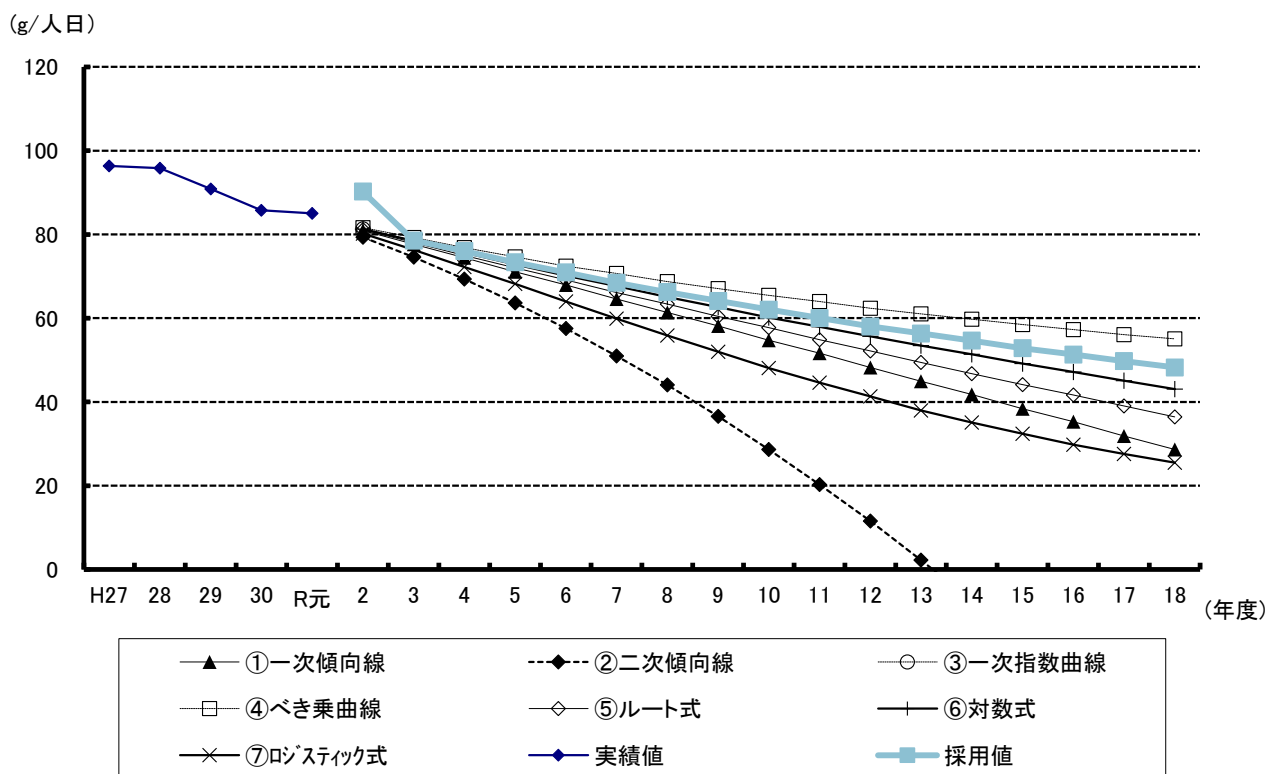


図 3-22 資源物の将来予測

第4節 事業系ごみ排出量の予測

令和元(2019)年度の1日当たり排出量は災害廃棄物の影響により増加したものの、平成27(2015)年度から平成30(2018)年度までは減少傾向となっていました。

各推計式から推計した予測値も、減少傾向を示す結果となったため、令和3(2019)年度以降も減少すると予測します。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値 (t/日)	33.8	33.3	32.7	31.9	33.2

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(t/日)	30.0	32.0	31.8	31.5	31.3	31.1	30.9	30.7	30.5	29.1

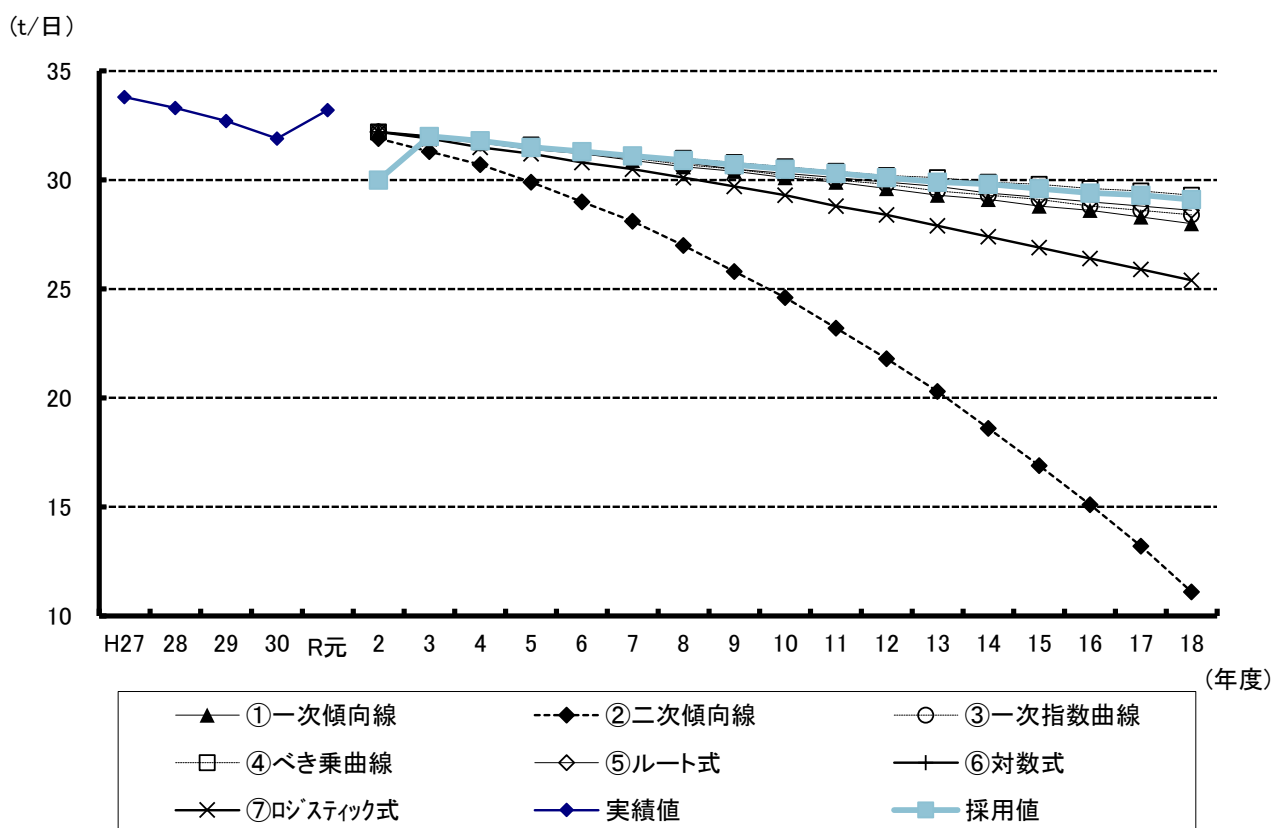


図 3-23 事業系ごみ排出量の将来予測

第5節 その他排出量（不法投棄・ボランティア清掃）の予測

過去5年の1人1日当たり排出量は0.7g～0.9gで推移しています。

今後も多少の増減はあるものの、概ね同程度での推移が予測されることから、過去5年実績の平均値で推移していくものと予測します。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値(g/人日)	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(g/人日)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7

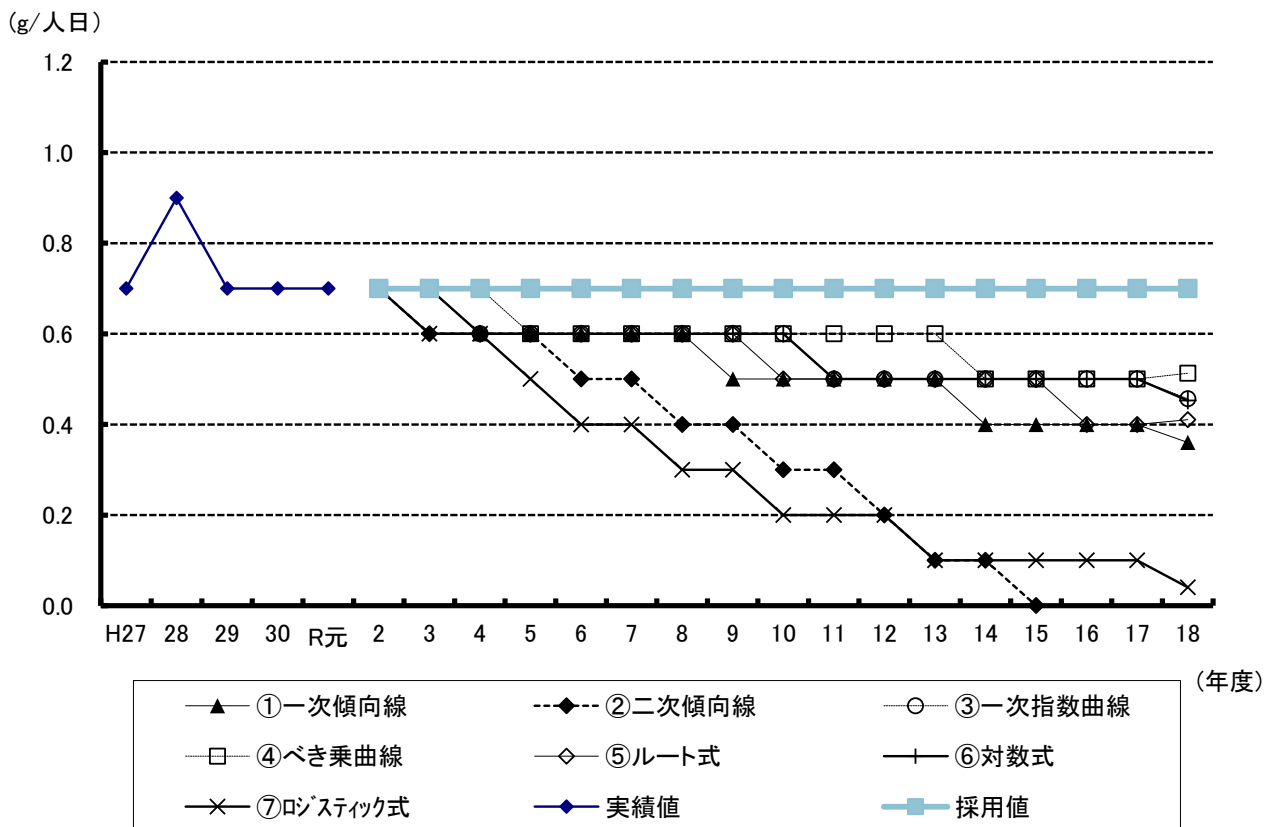


図 3-24 その他排出量の将来予測

第6節 集団回収量の予測

過去5年の1人1日当たり排出量は減少傾向で推移しています。

新聞、雑誌などのペーパーレス化による排出量の減少や、再くるくん協力店などの店頭回収利用者の増加により、集団回収量が減少したものと考えられます。

品目ごとの動向に違いがあると見込まれることから、品目ごとに予測値を推計し、その合計を集団回収量の採用値とします。

〔実績値〕

年度	H27	H28	H29	H30	R元
実績値(g/人日)	29.8	27.8	25.4	23.8	22.3

〔予測値〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R18
採用値(g/人日)	20.7	19.1	17.8	16.5	15.4	14.3	13.3	12.3	11.5	6.4

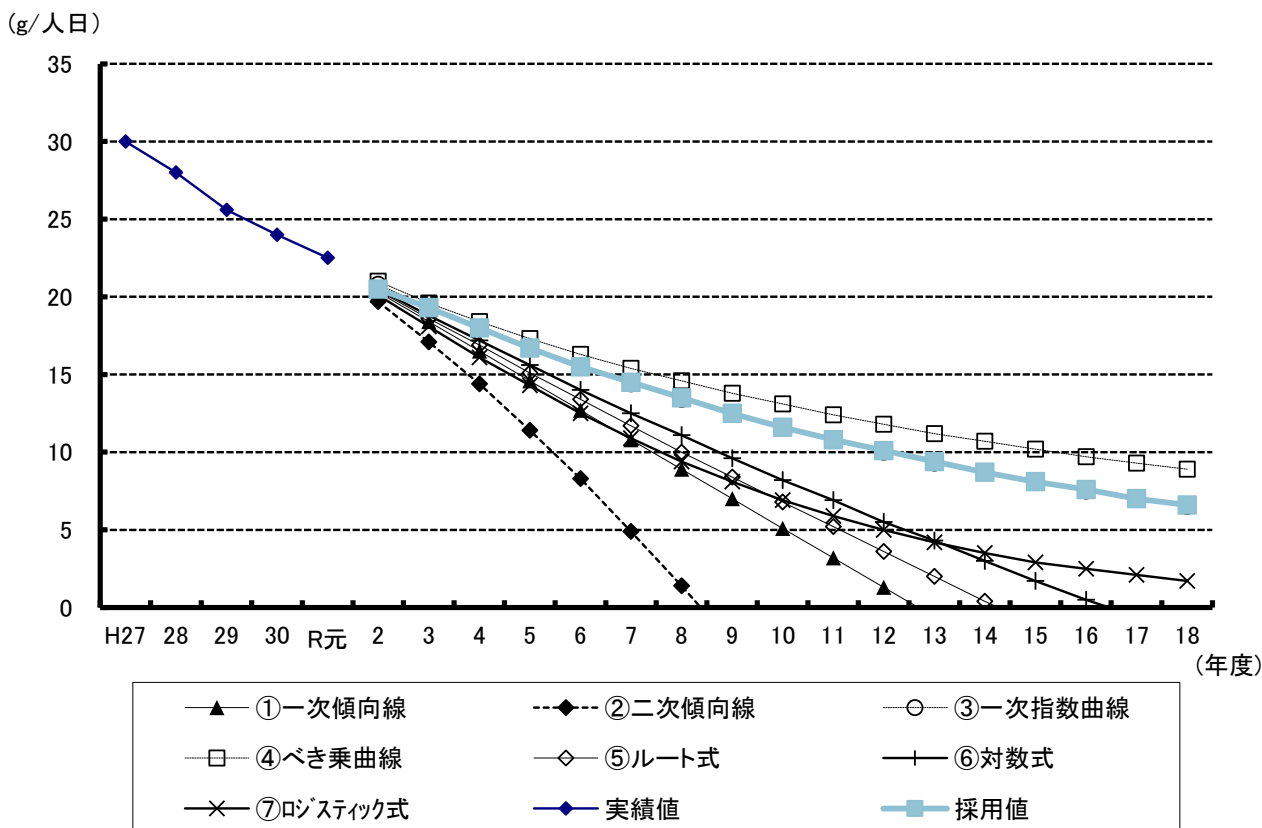


図 3-25 集団回収量の将来予測

第7節 ごみ総排出量の見込み

家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収について、それぞれ予測した結果、現状の傾向が継続した場合のごみ総排出量は、令和10（2028）年度には52,356 t、令和18（2036）年度には48,338 tとなります。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、令和10（2028）年度には479.6g、令和18（2036）年度には467.1gと減少していく予測となっています。

リサイクル率については、令和10（2028）年度には16.8%、令和18（2036）年度には14.8%となり、令和元（2019）年度実績の20.0%から低下してしまう予測となっています。

表 3-29 ごみ総排出量の見込み

区分	単位	実績	予測			
		R元	R2	R6	R10	R18
人口	人	200,275	202,133	205,041	203,921	197,784
ごみ総排出量	t/年	56,772	56,822	54,379	52,356	48,338
ごみ排出量	t/年	55,135	55,295	53,226	51,500	47,876
家庭系ごみ排出量	t/年	42,937	44,293	41,749	40,315	37,203
可燃ごみ	t/年	34,167	34,934	33,888	33,107	31,100
不燃ごみ	t/年	857	944	853	849	823
有害ごみ	t/年	59	59	60	60	58
粗大ごみ	t/年	1,617	1,697	1,639	1,682	1,740
資源物	t/年	6,238	6,659	5,309	4,617	3,482
事業系ごみ排出量	t/年	12,146	10,950	11,425	11,133	10,622
可燃ごみ	t/年	11,711	10,626	11,087	10,804	10,308
不燃ごみ	t/年	8	3	3	3	3
有害ごみ	t/年	2	1	1	1	1
粗大ごみ	t/年	426	320	334	325	310
資源物	t/年	—	—	—	—	—
その他排出量(不法投棄、ボランティア)	t/年	51	52	52	52	51
集団回収量	t/年	1,637	1,527	1,153	856	462
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人日	774.5	770.1	726.6	703.4	669.5
ごみ排出量	g/人日	752.2	749.5	711.2	691.9	663.2
家庭系ごみ排出量	g/人日	585.8	600.3	557.8	541.6	515.3
可燃ごみ	g/人日	466.1	473.5	452.8	444.8	430.8
不燃ごみ	g/人日	11.7	12.8	11.4	11.4	11.4
有害ごみ	g/人日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
粗大ごみ	g/人日	22.1	23.0	21.9	22.6	24.1
資源物	g/人日	85.0	90.2	70.9	62.0	48.2
家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	g/人日	500.7	510.1	486.9	479.6	467.1
事業系ごみ排出量	g/人日	165.7	148.4	152.7	149.6	147.1
その他排出量(不法投棄、ボランティア)	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
集団回収量	g/人日	22.3	20.7	15.4	11.5	6.4
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	33.2	30.0	31.3	30.5	29.1
リサイクル量	t/年	11,350	11,655	9,846	8,807	7,146
リサイクル率		20.0%	20.5%	18.1%	16.8%	14.8%

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※令和元年度実績については、家庭系粗大ごみの排出量を令和2年1月以降の計量方法に換算した値を記載しています。

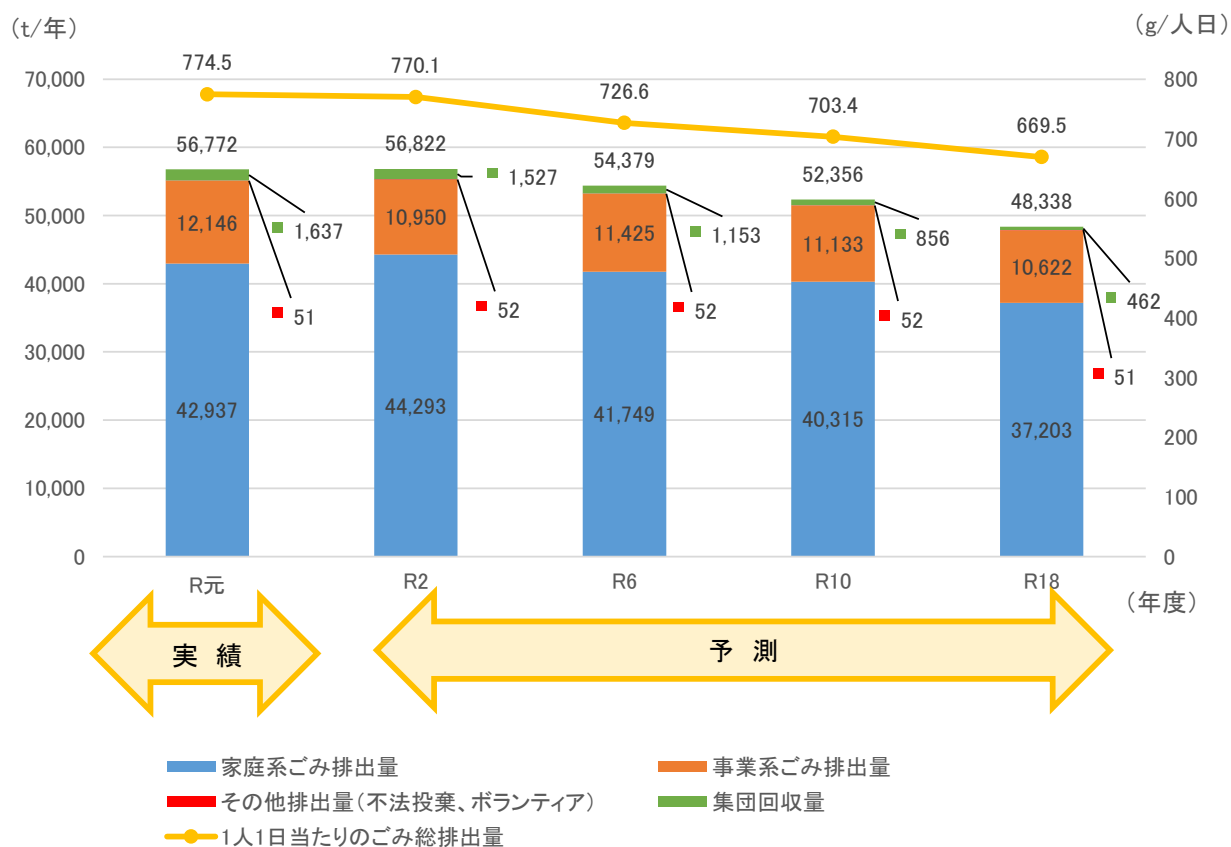


図 3-26 ごみ総排出量の見込み

第1節 ごみ処理の基本目標

持続可能な社会を形成するためには、ごみの発生抑制、減量化、適正処理及び資源の循環的な利用により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することで、自然環境を保全する循環型社会へ転換する必要があります。家庭及び事業所から排出されるごみの処理のみならず、商品の生産、流通、消費という各段階においての施策を講じていくことが重要であり、市民・事業者それぞれが自身に深く関係する問題として捉えていく必要があります。

そこで、前計画に引き続き、本計画の基本目標を以下のとおり設定し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくことを目標とします。

基本目標

自然環境にやさしい「再くる都市 八千代」をめざして
～市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会～

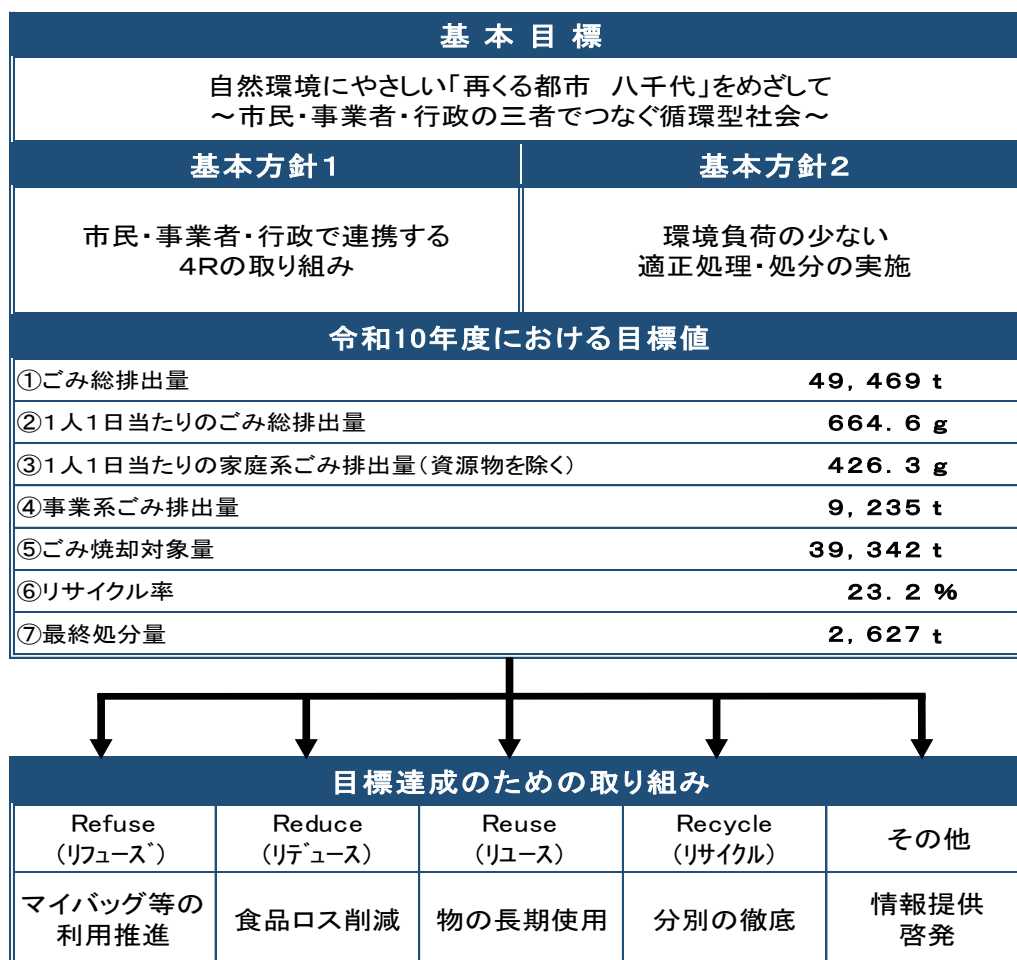


図 3-27 計画の構成図

第2節 ごみ処理の基本方針

基本目標を実現するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1 市民・事業者・行政で連携する4Rの取り組み

循環型社会の形成のためには、ごみの発生抑制や排出抑制の他に資源循環に向けた様々な取り組みが必要であることから、より一層の推進に向けReduce（排出抑制・減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（資源循環）の3RにRefuse（発生抑制・断る）を加えた4Rの取り組みを、前計画に引き続き推進します。

また、重点的な取り組みとして、可燃ごみに多く含まれている資源物となる紙ごみの分別や食品ロス削減を積極的に推進していくとともに、令和6（2024）年度からのプラスチック製容器包装等の分別収集実施に向けた取り組みを進めていきます。

方針2 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

効率的・効果的にごみの減量化と資源化を推進するため、分別収集を継続するとともに、市民・事業者に分別の徹底について啓発します。

また、環境に配慮した安全で適正な処理体制を維持していくため、八千代市清掃センターのごみ処理施設の延命化及び適正な運営・管理に努めていきます。

第3節 市民・事業者・行政の取り組み

基本目標の実現に向け、各主体の取り組みを次のとおりとします。

1 Refuse（リフューズ）〔発生抑制・断る〕

ごみになるものを発生させないようにしましょう。

市民の取り組み

1 レジ袋や包装紙などの容器包装ごみの発生抑制

可燃ごみの中には紙類やプラスチック類等の容器包装ごみの混入が一定程度あります。マイバッグの利用や過剰包装を断ることで、容器包装ごみの発生を抑制しましょう。

2 使い捨て品の使用抑制

マイボトルやマイ箸などを利用し、ペットボトルや紙コップ、割りばしなどの使い捨て品の使用を抑制しましょう。

3 紙ごみの発生抑制

お店からのお知らせやクレジットカード等の利用明細等、電子媒体での受信に変更しペーパーレス化することで、ハガキなどの紙ごみの発生を抑制しましょう。

事業者の取り組み

1 ごみの発生抑制を考慮した事業活動

電子媒体を利用し、ペーパーレス化を推進しましょう。

また、製造業や販売店においては、簡易梱包や簡易包装を実施し、過剰包装等によるごみの発生を抑制しましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

大量のプラスチックを廃棄することによる地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題が地球規模で問題となっており、令和2（2020）年7月から全国でレジ袋の有料化が行われました。本市では、これまでもマイバッグの利用を推進していましたが、更なる推進を図ります。

また、マイボトルやマイ箸等の利用を推進し、使い捨て品等によるごみの発生を抑制するよう、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等で啓発します。

2 Reduce（リデュース）〔排出抑制・減らす〕

ごみとして処分するものを減らしましょう。

市民の取り組み

1 ごみ分別の徹底

捨てるものの中から再利用やリサイクルできるものを分別し、ごみとして処分するものを減らしましょう。

2 食品ロス削減

必要なものを必要な分だけ購入し、買いすぎや作りすぎにより発生するごみを減らしましょう。また、すぐに消費する予定のものは、賞味（消費）期限の近いものから選び購入しましょう。

3 生ごみの水切り

可燃ごみの約24%は生ごみであり、生ごみには多くの水分が含まれています。可燃ごみの水切りを積極的に実施し、ごみを減らしましょう。

事業者の取り組み

1 ごみ分別の徹底

事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、適正な処理を実施しましょう。また、事業所全体として適正な処理を実施するため、従業員教育を行い、従業員1人1人の意識向上に努めましょう。

2 発生源における排出抑制

排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、製造から廃棄までの過程において、ごみの発生を抑制しましょう。

また、多量排出事業者及び事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任するとともに、事業系一般廃棄物減量化計画書を作成し、ごみの減量化に取り組みましょう。

3 食品ロス削減

期限切れによる食品の廃棄を減らすため、販売管理や在庫管理を徹底しましょう。

また、飲食店は小盛りメニューを用意、食べ残しの持ち帰りに協力するなど、食品ロス削減に取り組みましょう。

4 販売体制の見直し

バラ売りや量り売りなどを実施し、消費者が必要な分だけ購入できるようにしましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

適正な分別を実施することによるごみの減量化を促進するために、排出者が分かりやすいごみ分別方法に関するパンフレット等を作成し、引き続き、ごみの分別を啓発します。

また、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会、各種イベント等においても、ごみ減量化の必要性やごみ減量に向けた手法等の情報提供を行います。

情報提供については、より効果的な周知啓発を行うために、民間事業者の活用等、新たな発信手法の検討を行います。

事業者に対して、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別等の適正な処理について、市ウェブサイトやパンフレット、八千代商工会議所の会報誌等を通じて啓発します。

2 食品ロス削減

食品ロス削減月間には、食品ロス削減啓発のチラシを作成し、市ウェブサイトや自治会回覧等により、意識付けの啓発を行います。

また、食品ロス削減アクションプランを策定し、目標値達成に向けた減量方法等を紹介するなど、生ごみの減量化を推進します。

3 多量排出事業者及び大規模事業所への立入検査

多量排出事業者及び大規模事業所に対し、事業系一般廃棄物減量化計画書に沿って、適正な処理が実施されているか立入検査を行います。また、定期的に立入検査を行うことにより、前検査時の指摘事項が改善されているか確認を行うなど適正処理を啓発します。

4 ごみ分別の徹底

市役所庁舎やその他の行政施設から発生する事業系ごみについて、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し適正処理を実施します。また、事業系一般廃棄物に含まれている紙ごみ等の資源物に

ついて、分別を徹底し資源化を推進します。

5 資源化の推進

八千代市清掃センターで受け入れを行ったごみについて、資源化できるものを選別し、ごみとして処分するものの減量化に努めます。

3 Reuse (リユース)〔再利用〕

製品の修理をしたり、必要としている人に譲り繰り返し使用することで、物の寿命を最大限に活かしましょう。

市民の取り組み

1 長期使用の推進

フリーマーケットやリサイクルショップを利用し、不用になったものを必要としている人に譲りましょう。また、使用可能な家具などは修理等を行い長期使用を推進しましょう。

2 詰め替え品の購入

ポンプなどの容器がまだ使用できるものは、詰め替え品を購入し使用しましょう。

事業者の取り組み

1 再利用の推進

社内で使用する封筒やファイルなど、再利用できるものは繰り返し利用しましょう。

2 再利用できる体制の確保

アフターサービス等を充実させ、消費者が製品の修理などを依頼しやすい体制を整備しましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

家庭で不用となった品物情報を収集し、市ウェブサイトや広報紙等に掲載し、必要としている人に譲る場を提供します。

また、リサイクルショップ等の情報を収集し情報提供する等、市民が積極的に再利用を推進できるよう情報提供の内容を検討します。

なお、八千代フリーマーケットの開催を引き続き支援し再利用の場を提供します。

4 Recycle (リサイクル)〔資源循環〕

使い終わったものを正しく分別して、資源として再生しましょう。

市民の取り組み

1 ごみ分別の徹底

資源として再生できるものを適正に分別し、拠点回収や再くるくん協力店などを活用してリサイクルを推進しましょう。

また、可燃ごみの約23%を紙類が占めているため、資源として再生できる紙類の分別を積極的に実施しましょう。

2 再生品の利用推進

商品購入時には再生品で作られた品物を選択し、再生品の利用を推進しましょう。

事業者の取り組み

1 ごみ分別の徹底

排出者責任や拡大生産者責任に基づき、事業系一般廃棄物に含まれている再生できる資源を分別し、食品残渣や枝木、紙おむつなど、資源として再生できるものの資源化を積極的に行いましょう。

2 資源回収の推進

自主的な取り組みとして、白色トレイや卵パックなどの資源物を回収し、市が認定する「再くるくん協力店」として積極的に活動し、資源回収について市民へ啓発することで、リサイクルを促進しましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

リサイクルできるものの適正な分別方法や、「再くるくん協力店」制度について、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等で周知しリサイクルの推進を啓発します。

特に、紙ごみについては、可燃ごみとして捨てられているものが多いことから、紙ごみの分別方法等について、排出者が分かりやすいチラシ等を作成し引き続き啓発に努めます。

2 資源化の推進

八千代市清掃センターで受け入れを行ったごみを選別し、売却可能な資源物を再資源化業者へ売却し、資源化の推進に努めます。

また、バイオマスの利活用として、引き続き廃食用油の資源化を推進するとともに、新たな利活用を検討します。

3 プラスチック製容器包装・製品の分別収集

国では、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを目的として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定し、これに基づく施策を推進していくとされています。

本市においても、令和6（2024）年度からのプラスチック製容器包装等の分別収集開始に向けて、国や県の動向に注視しつつ、適正な手法等を検討し、実施に向けた取り組みを進めていきます。

4 再くるくん協力店の充実

資源物を自主的に回収し資源化している事業所を、「再くるくん協力店」として認定します。

また、再くるくん協力店における回収品目の充実や新規認定による再くるくん協力店の増加、再くるくん協力店に関する情報の発信内容を充実させ、利便性の向上を図ります。

5 リサイクルフェアの実施

経済産業省が普及啓発している「3R推進月間」の活動として、10月にリサイクルフェアを実施し、食品ロス削減に関する情報や、家庭でできるごみの分別、ごみ減量の方法などを掲載したチラシを配布し、リサイクルの必要性等を啓発します。

また、リサイクルフェアにおいて、排出者のごみに関する意識調査を目的としたアンケートを実施し、マイバッグの利用などの普及調査を行い、アンケート結果を市ウェブサイトに掲載するなど、4R推進に向けた更なる取り組みを検討します。

6 集団回収の支援

自治会やPTAなどの自主的な活動として資源物を回収する集団回収の支援を継続します。

5 その他廃棄物処理に係る行政の取り組み

1 ごみ処理に関する情報発信

市民・事業者のごみ減量化等に関する意識を向上させることを目的として、各年度におけるごみ処理の実績や実施状況等について記載した「八千代市廃棄物行政の概要」やごみの排出量実績値を市ウェブサイトに掲載するなど、ごみ処理の現状を積極的に公表します。

2 八千代市廃棄物減量等推進審議会の活用

市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するため、本市では八千代市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

今後も、審議会を活用しながら、ごみの減量、資源化及び適正処理に向けた取り組みの推進を図ります。

3 八千代市廃棄物減量等推進員制度の活用

廃棄物の減量及び適正処理の推進を図るため、各自治会より推薦された廃棄物減量等推進員の制度を活用し、各地域においてごみの減量や資源化を推進するよう啓発します。また、廃棄物減量

等推進員を通じて各家庭へ情報が提供されるよう、チラシの配布など、よりよい方法を検討します。

4 環境学習の推進

小学4年生を対象とした「出前講座」や自治会等を対象とした「ごみ減量学習会」を開催し、4Rの取り組みについての学習機会を積極的に設けます。

ごみ減量学習会については、自治会以外の団体等、受講対象者の拡大を図ります。

また、こども向けの市ウェブサイトを作成するなど、新たな学習機会の提供方法についても検討します。

5 適正な処理体制の確保

今後も安全かつ安定したごみ処理を実施しつつ、ごみ処理施設の延命化を図ること、また、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー化を図ることを目的とし、適正な施設整備事業を実施します。

また、ごみの分別収集を継続し、再生できるものの資源化、ごみとして処分するものの減量化に努めます。

ごみ処理手数料については、将来的に安全で適正なごみ処理を維持できるよう、社会情勢や近隣市の状況等を踏まえた適正な手数料水準の検証を行いながら、現行制度を継続していきます。

6 適正処理困難物への対応

本市のごみ処理施設において適正な処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼し、適正に処理できる体制を構築します。

適正な処理体制を構築するため、市の処理施設では処理が難しく、民間の処理施設においても処理できる施設が限られている廃棄物の適正な処理体制の整備について、環境省や千葉県に対し要望していきます。

7 不法投棄等の防止対策の強化

不法投棄や野外焼却の防止対策として、高性能監視カメラや不法投棄防止看板の設置、不法投棄防止等パトロール、不法投棄防止キャンペーンを実施し、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上に向けた啓発活動等を行います。

また、各地域における不法投棄防止対策について、より効果的な手法について検討します。

8 資源物持ち去りの防止対策の強化

資源物や不燃・有害ごみの持ち去りについて、民間事業者等との協力関係の確立を検討します。

9 地球温暖化防止への取り組み

「八千代市第3次環境保全計画」に掲げる地球温暖化防止対策の目標水準に向けて、各種施策を着実に推進していきます。

可燃ごみなどの焼却対象量を減らし、八千代市清掃センターにおける一般廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の分析を定期的に行い、環境に配慮した適正な施設の運営・管理をします。

10 災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害等の災害が発生した場合には、大量の災害廃棄物が発生するとともに、ごみ処理施設の機能にも重大な影響が生じる可能性があります。「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理を行うことができる体制の確保に努めます。

11 超高齢社会等への対応

自身でごみを排出することが困難な方への支援について、廃棄物減量等推進員を中心とした地域コミュニティでの助け合いを推進するほか、関係部局と協議のうえ、他のサービス等による支援について検討します。

12 新型コロナウイルス感染症への対応

令和元（2019）年度から流行した新型コロナウイルス感染症が流行する状況下であっても、安定したごみ処理を行うことが求められます。ごみの適正な排出方法を周知するとともに、国が令和2（2020）年9月に策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン^{*91}」に基づき、適正な収集・運搬・処理を維持することができる体制の確保に努めます。

第4節 収集運搬計画

1 収集運搬の基本方針

分別排出されたごみは、生活環境に支障が生じないように収集運搬する必要があることから、環境保全の重要性や廃棄物処理の公共性を十分に認識し、適正かつ円滑に収集運搬することができる体制を確保します。

2 収集区域及び収集人口

本市全域を収集区域とします。

行政区域内人口が収集人口となり、令和元（2019）年度時点における収集人口は200,275人ですが、目標年度である令和10（2028）年度には203,921人となり、令和18（2036）年度には197,784人に減少すると見込まれます。

3 収集体制

家庭系ごみの収集運搬は、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ及び資源物はステーション収集方式を、粗大ごみはリクエストによる戸別収集を、白色トレイ、廃食用油は拠点回収を継続して行います。

また、分別収集区分の見直し等に応じて、効率的かつ適正な収集を行うことができる体制の構築に努めます。

4 収集運搬量の見込み

家庭系ごみの収集運搬量の見込みは、以下のとおりです。

表 3-30 家庭系ごみ収集運搬量の予測

(単位:t/年)

区分	実績	見込	中間目標	目標	予測
	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和10年度	令和18年度
可燃ごみ	33,942	34,724	31,475	28,935	26,342
不燃ごみ	719	804	727	723	701
有害ごみ	56	56	56	56	55
粗大ごみ	669	667	676	673	652
資源物	6,238	6,659	6,955	7,595	7,525
計	41,623	42,910	39,890	37,983	35,275

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

第5節 中間処理計画

1 中間処理の基本方針

本市では八千代市清掃センターにおいて中間処理を行っています。

可燃ごみは焼却処理を行い、発生する焼却残渣については、資源化処理を進め、最終処分量の削減を図ります。不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみについては破碎又は選別を行い、可燃性、不燃性のごみ、資源化できるものに分別します。資源物については、種類に応じて圧縮・梱包又は手選別し、資源化を推進します。

また、分別収集区分等の見直しがされた場合も、適正な中間処理を行うことができる体制を構築し、より一層の資源化を推進します。

2 中間処理量の予測

中間処理量の予測は、以下のとおりです。

表 3-31 中間処理量の予測 (単位:t/年)

区分	実績	見込	中間目標	目標	予測
	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和10年度	令和18年度
破碎選別等処理量	5,451	5,623	5,205	4,965	4,540
ごみ焼却対象量	47,167	46,734	43,031	39,342	36,217
可燃ごみ	45,878	45,560	41,831	38,071	34,966
処理後可燃物	1,290	1,174	1,200	1,271	1,251
中間処理量合計	51,329	51,183	47,036	43,036	39,506

※処理後可燃物の量については、破碎選別等処理量に含まれているため、中間処理量合計からは除くものとする。
※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

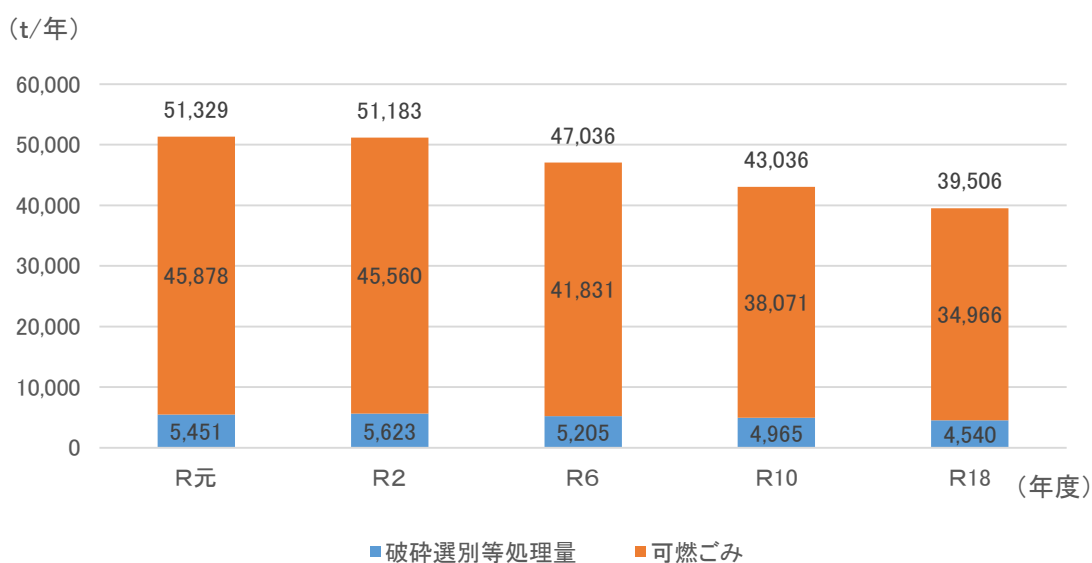


図 3-28 中間処理量の予測

3 中間処理の流れ

中間処理の流れは、以下のとおりとします。

また、中間処理を行うごみの種類等に変更があった場合は、適正な処理を行うことができる中間処理フローを構築します。

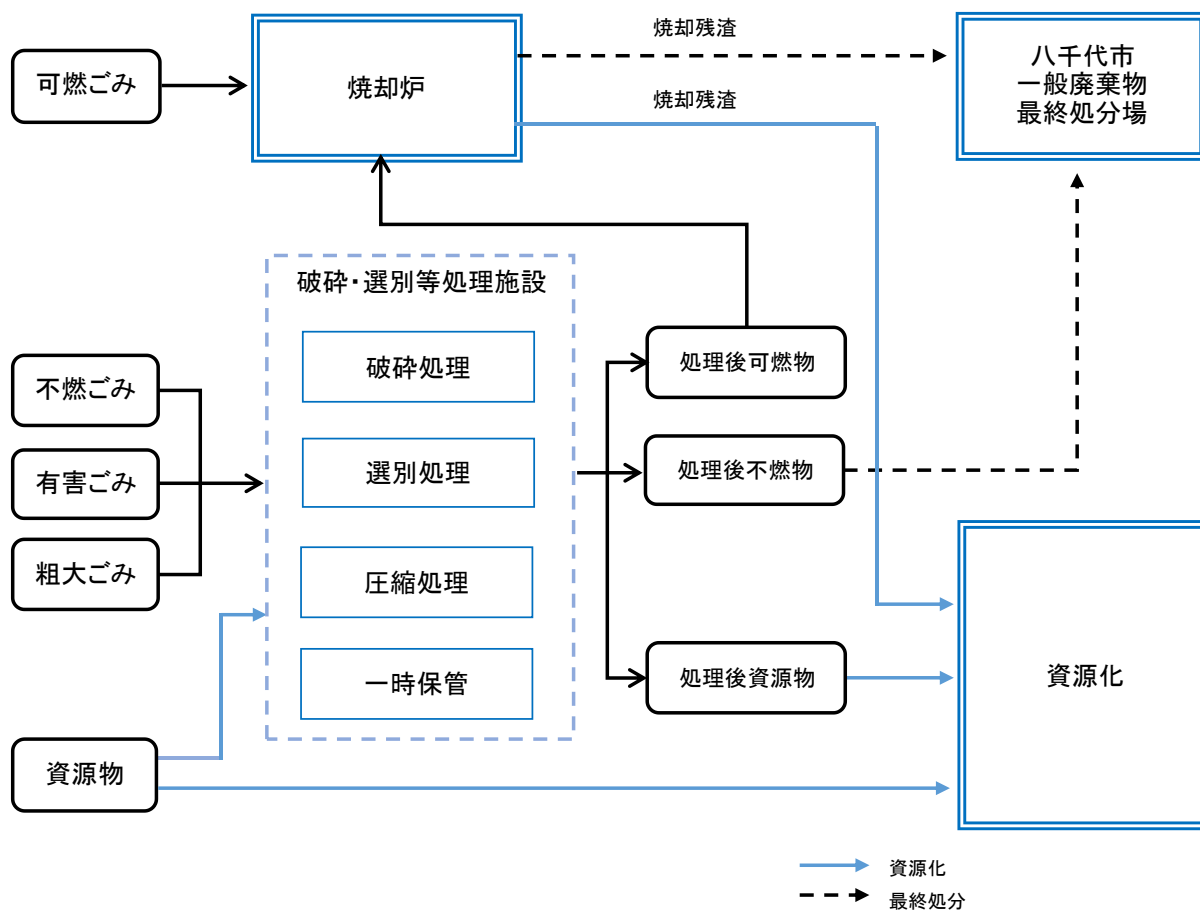


図 3-29 中間処理フロー

4 中間処理施設の整備計画

焼却処理施設について、施設の延命化を図ること、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的として、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度にかけて基幹的設備等改良工事を行いました。

また、各施設について、今後の施設運営を検討し、平成31（2019）年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し、この基本構想に基づき令和2（2020）年3月に「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」を策定しました。安全かつ安定したごみ処理を実施するよう、この方針に基づき施設整備事業を推進していきます。

第6節 最終処分計画

1 最終処分の基本方針

破碎、選別等の中間処理により発生した可燃性のごみは、焼却処理施設で焼却します。焼却により発生した焼却残渣（主灰・飛灰）については、埋立処理を実施するとともに、資源化处理を行い最終処分量の削減を図っていきます。

今後も引き続き、焼却残渣の資源化に努め、計画的に最終処分を行います。

2 最終処分量の予測

最終処分量の予測は、以下のとおりです。

表 3-32 最終処分量の予測

(単位:t/年)

区分	実績	見込	中間目標	目標	予測
	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和10年度	令和18年度
焼却残渣	2,688	2,664	2,453	2,242	2,064
不燃ごみ等処理後残渣	338	355	363	385	379
最終処分量	3,026	3,019	2,816	2,627	2,443

(t/年)

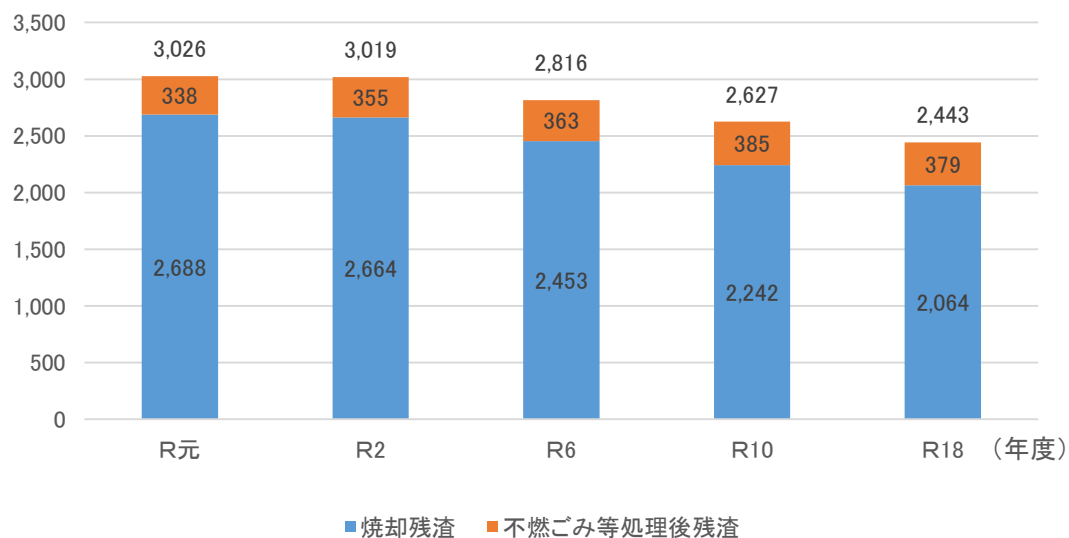
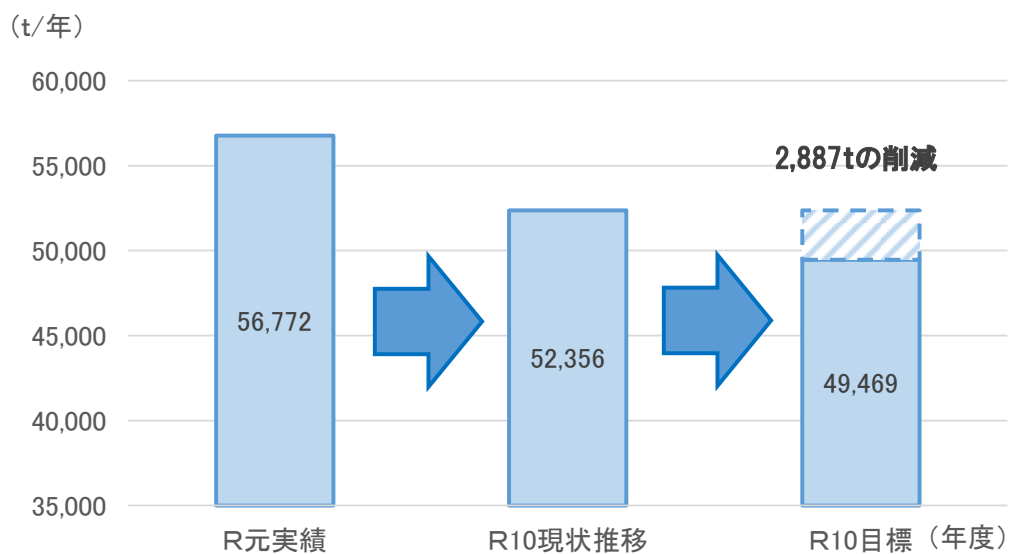


図 3-30 最終処分量の予測

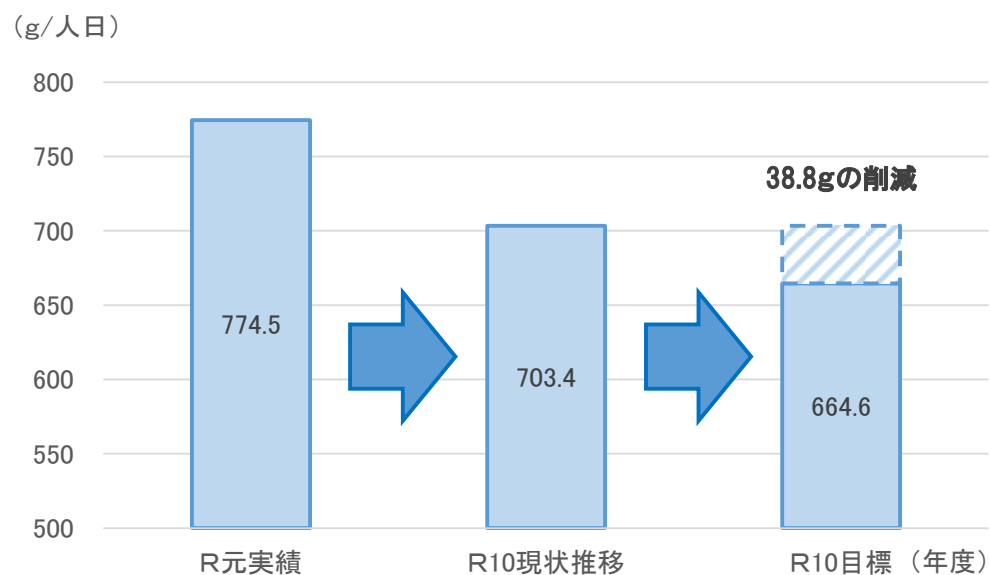
第7節 目標値

基本目標を実現するために、市民・事業者・行政の三者が連携して取り組む目標値を以下のとおり定めます。

① ごみ総排出量

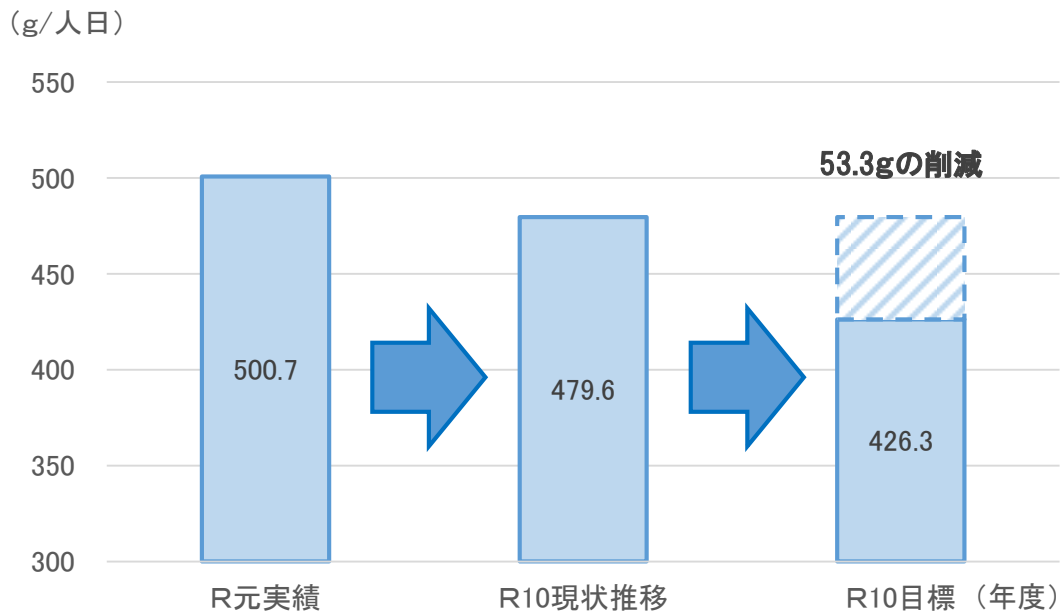


② 1人1日当たりのごみ総排出量



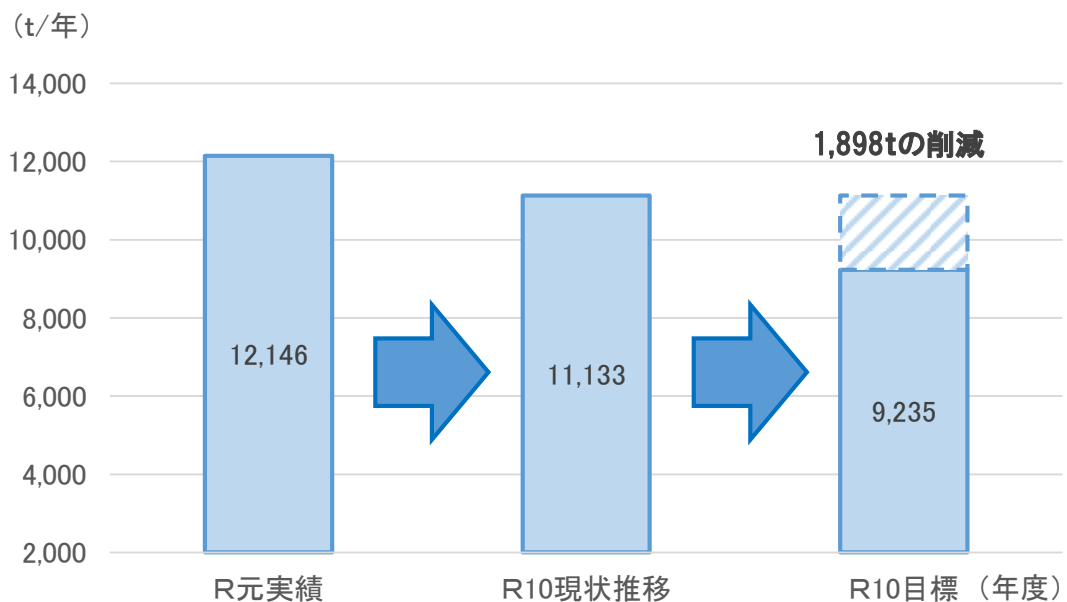
③

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）



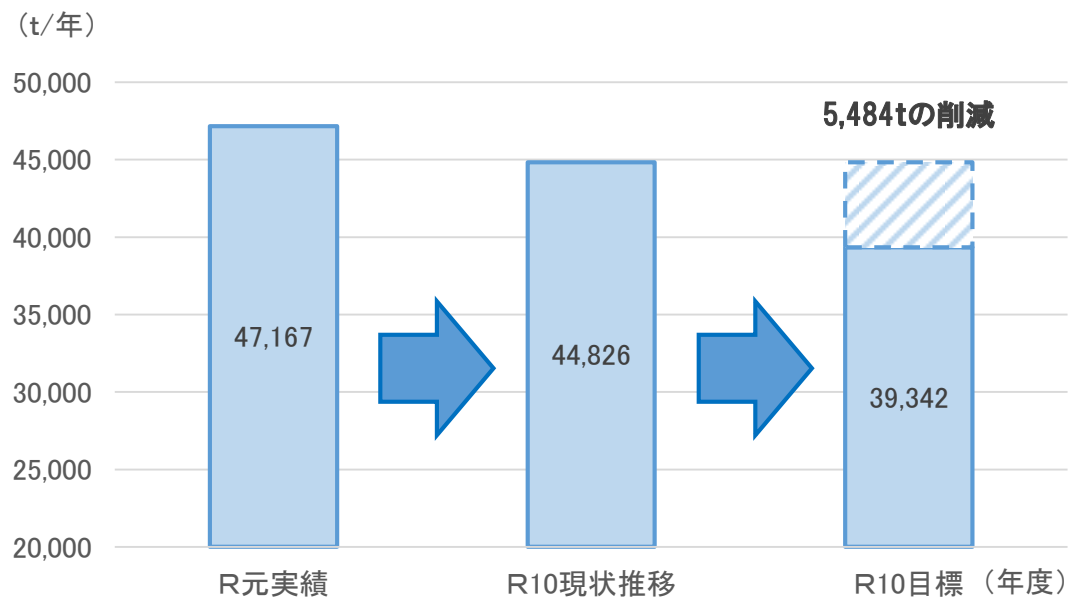
④

事業系ごみ排出量



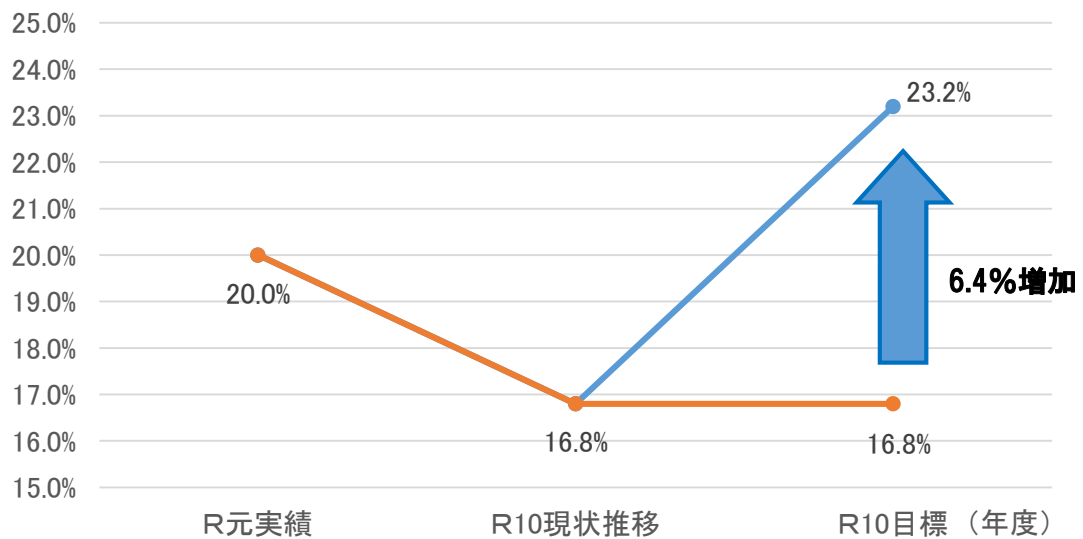
⑤

ごみ焼却対象量



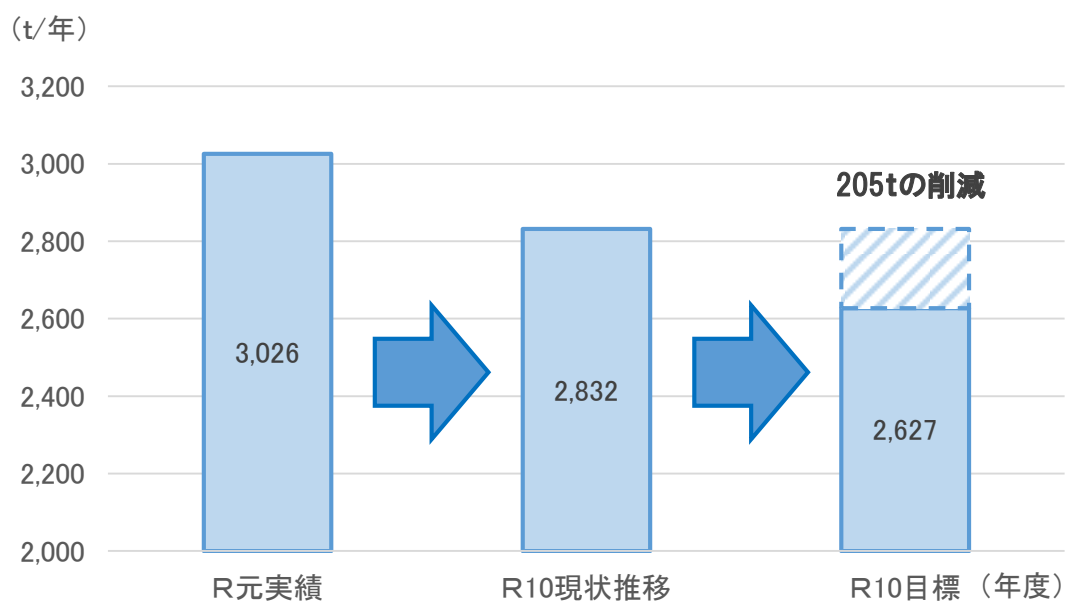
⑥

リサイクル率



⑦

最終処分量



1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の削減目標について

本計画では、「③ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）」（83ページ）のとおり、目標値を設定しています。

家庭系ごみの中でも可燃ごみには、紙類、容器包装等のプラスチック、食べ残し等の厨芥類やその中に含まれる水分など、より一層減量化することができるものがあります。

それぞれにおいて排出量の削減や分別を推進することにより、家庭系可燃ごみの1人1日当たり排出量を、令和10年度には令和元年度と比べて約75g減らすことを目標とします。

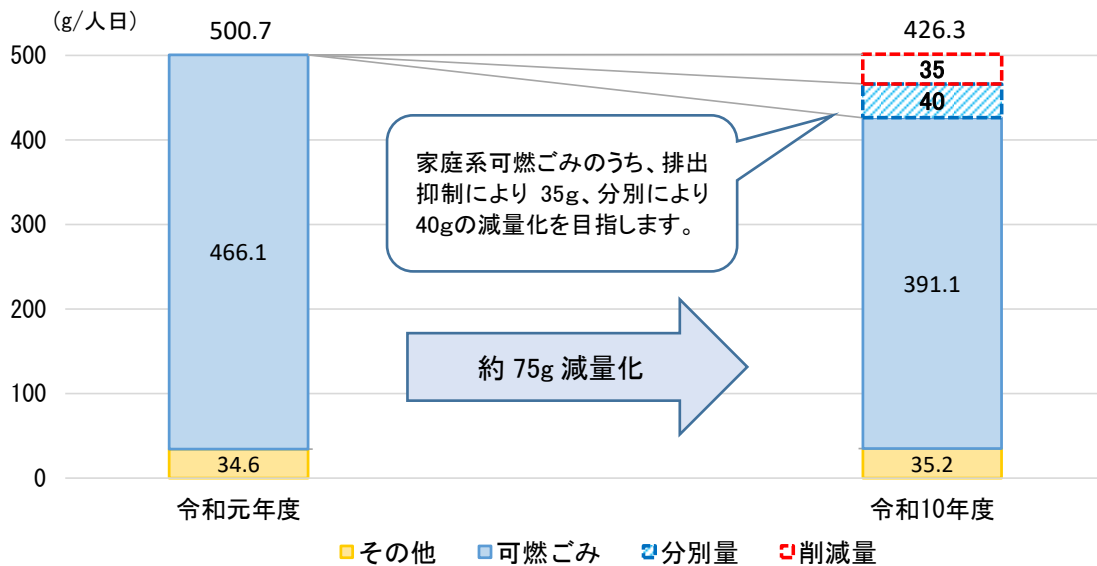


図 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の実績値と目標値

表 家庭系可燃ごみ排出量の内訳と令和10年度における削減目標

区分	ごみ質 (湿ベース) ※H27～R元 年度の平均	R元年度実績		R10年度目標		備考	
		家庭系ごみ 排出量	原単位	削減目標	削減割合		
		%	t	g/人日	%		
可燃 ごみ 組成	紙類	23.4	7,995	109.1	15.0	14.0	
	排出抑制	—	—	—	5.0	5.0	ペーパーレス化の推進
	分別	—	—	—	10.0	9.0	資源物としての分別排出の徹底
	布類	8.7	2,973	40.6	0.0	0.0	
	草木類	14.3	4,886	66.6	0.0	0.0	
	プラスチック類	25.7	8,781	119.8	40.0	33.0	
	排出抑制	—	—	—	10.0	8.0	マイバッグ利用によるレジ袋の削減等
	分別	—	—	—	30.0	25.0	容器包装プラスチックの分別
	厨芥類	24.1	8,233	112.3	20.0	18.0	
	食品ロス	—	—	40.7	12.0	11.0	食品ロス削減の徹底
	水分	—	—	—	8.0	7.0	水切り強化による削減
	不燃物類	0.9	308	4.2	0.0	0.0	
	その他	2.9	991	13.5	0.0	0.0	
合計	100.0	34,167	466.1	75.0	16.0		

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

可燃ごみを減らすための取り組み

1 紙類の削減 令和10年度目標：1人1日当たり15g削減

紙類は可燃ごみの約23.4%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和元年度の排出量は109.1gとなります。このうち約14%に当たる15gを削減することを目標とします。これは新聞紙に換算すると約3/4枚分となります。

- ペーパーレス化を推進し、紙ごみの発生を抑制しましょう。
- 分別を徹底し、資源物として排出しましょう。



2 プラスチック類の削減 令和10年度目標：1人1日当たり40g削減

プラスチック類は可燃ごみの25.7%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和元年度の排出量は119.8gとなります。このうち約33%に当たる40gを削減することを目標とします。

- マイバッグなどを積極的に利用し、レジ袋などの容器包装ごみの発生を抑制しましょう。

※1人1日当たり10gの削減を目標とします。これは、レジ袋に換算するとレジ袋（大：容量約14L）約1枚分となります。

- ペットボトルなどの容器包装プラスチックの分別を徹底し、資源物として排出しましょう。
※1人1日当たり30gの分別を推進することを目標とします。これは500mlペットボトルに換算すると約1本となります。（500mlペットボトルは1本約18g～25g）



3 食品ロスの削減 令和10年度目標：1人1日当たり12g削減

厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの24.1%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和元年度の排出量は112.3gとなります。

この約36%にあたる約40gが食べ残しなどの食品ロスと考えられます。

食品ロス削減に向けた取り組みを実践し、食品ロスを12g削減することを目標とします。これは、ごはんに換算するとお茶碗1杯の約10分の1となります。（お茶碗1杯は約150g）



4 水切りの強化などによる水分の削減 令和10年度目標：1人1日当たり8g削減

可燃ごみとして排出されるごみ量のうち、半分近くが厨芥類（生ごみ）などに含まれる水分です。水切りの強化などにより8g削減することを目標とします。これはペットボトルのキャップに換算すると約1.5杯分となります。（ペットボトルのキャップの容量は約5ml（5g））



表 3-33 目標値を達成した場合のごみ排出量

区分	単位	実績	見込	中間目標	目標	予測
		令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和10年度	令和18年度
年間日数	日	366	365	365	365	365
人口	人	200,275	202,133	205,041	203,921	197,784
ごみ総排出量	t/年	56,772	56,822	52,935	49,469	45,804
ごみ排出量	t/年	55,135	55,295	51,782	48,613	45,342
家庭系ごみ排出量	t/年	42,937	44,293	41,254	39,326	36,567
可燃ごみ	t/年	34,167	34,934	31,665	29,110	26,501
不燃ごみ	t/年	857	944	853	849	823
有害ごみ	t/年	59	59	60	60	58
粗大ごみ	t/年	1,617	1,697	1,721	1,712	1,660
資源物	t/年	6,238	6,659	6,955	7,595	7,525
紙・布類	t/年	3,767	4,073	3,510	3,305	3,054
ペットボトル	t/年	568	598	599	610	628
白色トレイ	t/年	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
廃食用油	t/年	3	3	3	3	3
缶・金属類	t/年	625	679	576	536	462
びん類	t/年	1,275	1,306	1,070	908	635
プラスチック類	t/年	-	0	1,197	2,233	2,743
事業系ごみ排出量	t/年	12,146	10,950	10,476	9,235	8,724
その他排出量（不法投棄、ボランティア）	t/年	51	52	52	52	51
集団回収量	t/年	1,637	1,527	1,153	856	462
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人日	774.5	770.1	707.3	664.6	634.4
ごみ排出量	g/人日	752.2	749.5	691.9	653.1	628.1
家庭系ごみ排出量	g/人日	585.8	600.3	551.2	528.3	506.5
可燃ごみ	g/人日	466.1	473.5	423.1	391.1	367.1
不燃ごみ	g/人日	11.7	12.8	11.4	11.4	11.4
有害ごみ	g/人日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
粗大ごみ	g/人日	22.1	23.0	23.0	23.0	23.0
資源物	g/人日	85.0	90.2	92.9	102.0	104.2
紙・布類	g/人日	51.4	55.2	46.9	44.4	42.3
ペットボトル	g/人日	7.7	8.1	8.0	8.2	8.7
白色トレイ	g/人日	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
廃食用油	g/人日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
缶・金属類	g/人日	8.5	9.2	7.7	7.2	6.4
びん類	g/人日	17.4	17.7	14.3	12.2	8.8
プラスチック類	g/人日	-	0.0	16.0	30.0	38.0
家庭系ごみ排出量（資源物を除く）	g/人日	500.7	510.1	458.3	426.3	402.3
事業系ごみ排出量	g/人日	165.7	148.4	140.0	124.1	120.8
その他排出量（不法投棄、ボランティア）	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
集団回収量	g/人日	22.3	20.7	15.4	11.5	6.4
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	33.2	30.0	28.7	25.3	23.9
ごみ焼却対象量	t/年	47,167	46,734	43,031	39,342	36,217
可燃ごみ	t/年	45,878	45,560	41,831	38,071	34,966
処理後可燃物	t/年	1,290	1,174	1,200	1,271	1,251
破砕選別等処理量	t/年	5,451	5,623	5,205	4,965	4,540
リサイクル量	t/年	11,350	11,655	11,358	11,492	10,833
リサイクル率		20.0%	20.5%	21.5%	23.2%	23.7%
最終処分量	t/年	3,026	3,019	2,816	2,627	2,443
焼却残渣	t/年	2,688	2,664	2,453	2,242	2,064
不燃ごみ等処理後残渣	t/年	338	355	363	385	379
最終処分率		5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※令和元年度実績については、家庭系粗大ごみの排出量を令和2年1月以降の計量方法に換算した値を記載しています。

第4部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

第1節 生活排水処理の状況

本市の生活排水は、公共下水道^{*92}及び合併処理浄化槽^{*93}によって処理しており、台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）をし尿と併せて処理します。単独処理浄化槽^{*94}世帯やし尿汲み取り世帯では、生活雑排水は未処理のまま近くの公共用水域^{*95}に放流されるため、水質汚濁の原因のひとつとなっています。そのため、本市では公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及啓発等により、単独処理浄化槽世帯やし尿汲み取り世帯を減少させるよう、発生源対策を推進してきました。

1 生活排水処理の沿革

年	月	内容
昭和 40年	7月	・吉橋し尿処理場操業開始（処理能力 36kl/日）
42年	6月	・八千代市衛生公社にし尿収集業務を委託
43年	10月	・勝田台単独公共下水道供用開始 ・「八千代市下水道条例」制定
50年	1月	・流域関連公共下水道供用開始
51年	3月	・八千代市衛生センター竣工（処理能力 100 kl /日）
56年	12月	・勝田台 1・2・7丁目、単独公共下水道から流域関連公共下水道に切替え
58年	6月	・高津団地、集合合併浄化槽から公共下水道に接続替え
平成 元年	4月	・八千代市衛生センターに高度処理施設（リン除去設備）を建設
5年	4月	・米本団地、集合合併浄化槽から公共下水道に接続替え
8年		・「千葉県全県域汚水適正処理構想」策定
	3月	・八千代市衛生センター基幹整備（処理能力 40 kl/日に変更）
9年	3月	・勝田台単独公共下水道区域を流域関連公共下水道に接続替え
14年	9月	・ごみ及び生活排水処理に関する市民意識調査実施
15年		・「千葉県全県域汚水適正処理構想」の見直し
	7月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定
18年	2月	・「八千代市循環型社会形成推進地域計画」作成
	4月	・下水道事業が上水道事業と組織統合し、上下水道局となる。
19年	3月	・八千代市衛生センター改修工事竣工（脱臭設備更新）
20年	3月	・八千代市衛生センター改修工事竣工 （沈砂除去装置、メタノール注入設備設置）
	12月	・八千代市衛生センター焼却炉等改修工事竣工
22年		・「千葉県全県域汚水適正処理構想」の見直し
23年	1月	・「第二期八千代市循環型社会形成推進地域計画」作成

年	月	内 容
平成 23 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定
26 年	8 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結 (株式会社森山工業)
27 年	9 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結 (八千代清掃事業協同組合)
28 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」策定
		・「千葉県全県域汚水適正処理構想」の見直し
平成 31 年	3 月	・「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定
令和 元年	6 月	・「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正
	10 月	・一般廃棄物処理手数料の改定（消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う改定） (1)し尿処理手数料 (2)浄化槽汚泥処理手数料
2 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」策定
3 年	1 月	・「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」締結 (公益社団法人船橋市清美公社)

2 生活排水処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、以下のとおりです。

生活排水処理人口^{*96}は増加しており、令和元（2019）年度には生活排水処理率が97%を超えました。一方、生活雑排水未処理人口^{*97}は年々減少しており、行政区域内人口の約3%となっています。

表 4-1 処理形態別人口の推移

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口	人	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275
処理人口（自家処理を除く人口）	人	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275
生活排水処理人口	人	188,329	189,389	191,101	192,698	194,391
	%	96.4	96.6	96.7	96.9	97.1
公共下水道人口	人	177,860	178,832	180,597	181,994	183,497
集落排水 ^{*98} 処理人口	人	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント ^{*99} 人口	人	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	10,469	10,557	10,504	10,704	10,894
生活雑排水未処理人口	人	7,042	6,755	6,622	6,267	5,884
	%	3.6	3.4	3.3	3.1	2.9
単独処理浄化槽人口	人	6,002	5,903	5,808	5,585	5,263
汲み取り人口	人	1,040	852	814	682	621

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。

表 4-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿収集量	kl/年	1,501	1,443	1,291	1,152	1,434
浄化槽汚泥量	kl/年	9,308	9,709	9,646	9,755	9,762
合併処理浄化槽汚泥量	kl/年	6,853	7,195	7,169	7,356	7,498
単独処理浄化槽汚泥量	kl/年	2,455	2,514	2,477	2,399	2,264
処理量	kl/年	10,809	11,152	10,937	10,907	11,196
年間日数	日	366	365	365	365	366

4 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

し尿の汲み取りは申請者からの届出制としており、委託業者が収集しています。また、浄化槽汚泥は八千代市浄化槽清掃業許可業者が収集しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料は、以下のとおりです。

表 4-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料

人頭制	従量制
し尿の処理手数料 (作業1回につき)	し尿の処理手数料
1人～2人 520円	(1)店舗、事業所、学校、寮その他これらに準ずるもの 10リットルにつき 70円
3人～4人 820円	(2)仮設便所で臨時に収集するもの 10リットルにつき 110円
5人～6人 1,140円	
7人以上 1,440円	浄化槽汚泥の処理手数料 100リットルにつき 120円

※上記の手数料の額には消費税及び地方消費税を含む。

※し尿処理手数料は2か月分を奇数月に、浄化槽汚泥処理手数料は毎月請求。

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

し尿及び浄化槽汚泥は、八千代市衛生センターで処理しています。施設の概要は、以下のとおりです。

八千代市衛生センターは、昭和51（1976）年3月に日量100klの処理能力を有するし尿処理施設として建設されました。また、水質汚濁防止法^{*100}の改正による地下浸透の規制、事故時措置の導入により、平成元（1989）年度に高度処理施設（リン除去設備）を建設しました。

その後、公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り世帯の減少、浄化槽世帯の増加など搬入状況の変化が生じたため、平成6（1994）年度から平成7（1995）年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、処理能力を日量40klにし、処理方式を標準脱窒素処理方式としました。

表 4-4 し尿処理施設の概要

名 称	八千代市衛生センター
所在地	八千代市大和田新田 584 番地 1
敷地面積	11,555m ²
竣工年月	平成8年3月(改修)
処理方法	標準脱窒素処理方式+凝集分離処理
処理能力	40 kl/日
放流先	印旛放水路(新川)

6 生活排水の処理体系

生活排水の処理体系は、以下のとおりです。

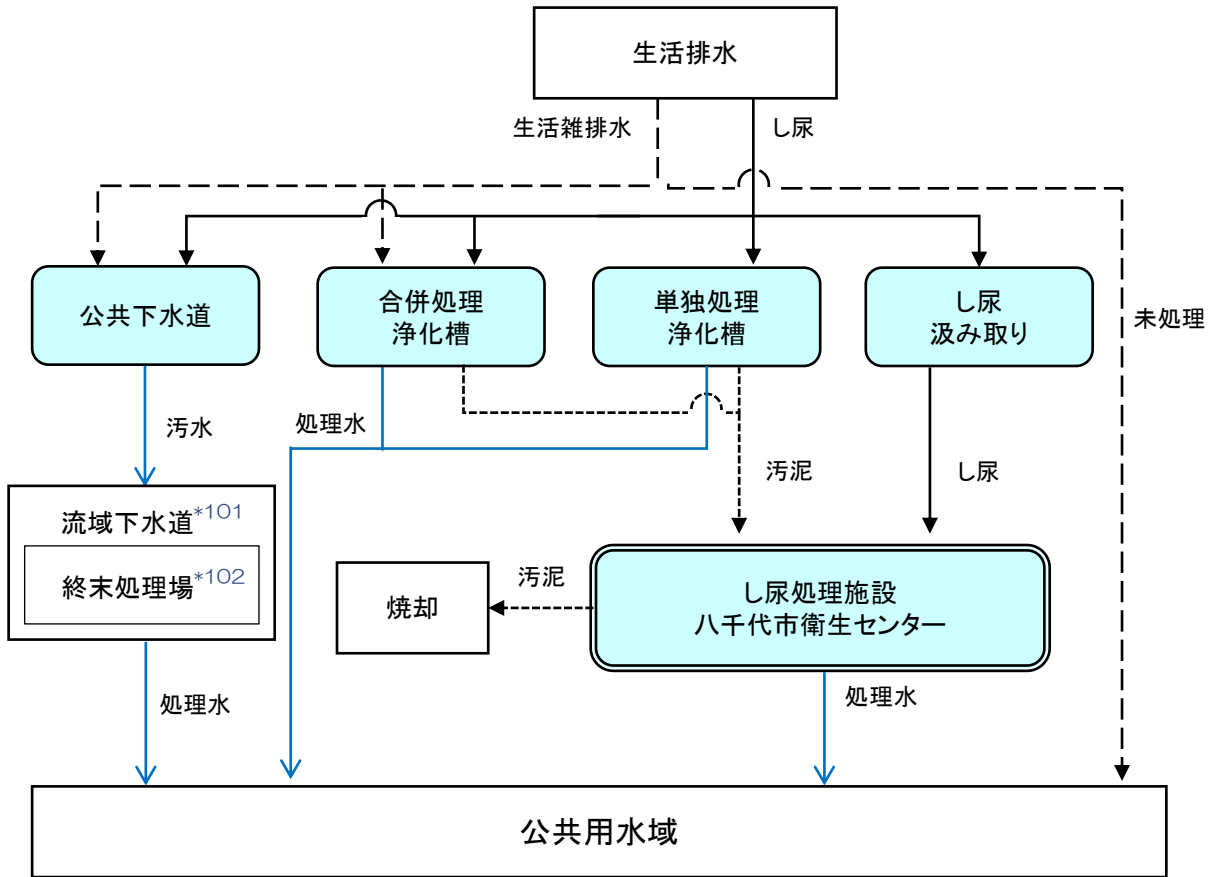


図 4-1 生活排水の処理体系

第2節 水質保全の状況

印旛放水路（上流）八千代橋における公共用水域水質測定結果は、以下のとおり概ね横ばいで推移しています。

窒素やリンを含む生活雑排水の公共用水域への流入は、これを栄養とする植物プランクトン^{*103}の繁殖につながり、水質の改善を阻害する要素のひとつと考えられます。

表 4-5 八千代橋における水質測定結果（平均値）（単位：mg/L）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
BOD ^{*104}	5.3	5.9	5.1	6.1	4.9
COD ^{*105}	9.0	8.8	8.0	9.4	8.5
全窒素 ^{*106}	4.5	4.6	4.3	4.4	4.3
全リン ^{*107}	0.13	0.16	0.15	0.19	0.17

資料：千葉県利根川及び流入河川 公共用水域水質測定結果

※「水質汚濁に係る環境基準」により、河川の類型ごとに基準値が定められており、印旛放水路上流の BOD については 5mg/L 以下であることとしております。COD、全窒素及び全リンについては、いずれも湖沼や海域における環境基準はありますが、河川である印旛放水路上流における環境基準はありません。

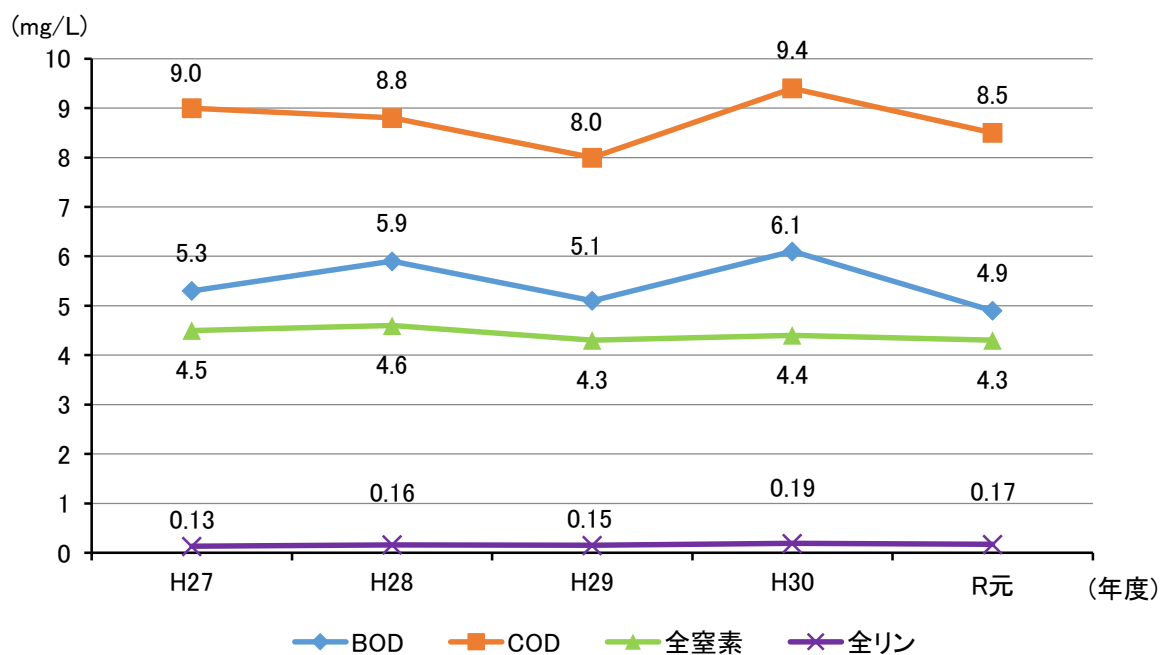


図 4-2 八千代橋における水質測定結果（平均値）

第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理経費

し尿及び浄化槽汚泥処理経費は、概ね横ばいで推移しています。

表 4-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費

(単位:千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0		
		中間処理施設	15,282	7,776	5,054	8,402	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		小計	15,282	7,776	5,054	8,402	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
	(組合分担金)	0	0	0	0	0		
計		15,282	7,776	5,054	8,402	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	17,432	24,582	20,385	17,664	15,377	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
		小計	17,432	24,582	20,385	17,664	15,377	
	処理費	収集運搬費	137	135	218	410	239	
		中間処理費	35,535	31,947	28,184	31,541	22,844	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
		小計	35,672	32,082	28,402	31,951	23,083	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	19,478	19,881	19,006	16,155	16,075	
		中間処理費	64,673	68,945	88,991	78,989	96,982	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
		その他	366	342	84	2,274	2,279	
		小計	84,517	89,168	108,081	97,418	115,336	
	(組合分担金)		0	0	0	0	0	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
計		137,621	145,832	156,868	147,033	153,796		
その他		1,358	1,378	2,702	1,055	1,128		
合計		154,261	154,986	164,624	156,490	154,924		
処理量(kl/年)		10,809	11,152	10,937	10,907	11,196		
1kl当たりの処理経費(円/kl)		14,272	13,898	15,052	14,348	13,837		

資料:一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

表 4-7 千葉県及び全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
千葉県	処理経費	千円	11,248,190	11,532,622	11,789,674	10,589,151
	処理量	kl/年	807,576	798,881	780,758	772,330
	1kl当たりの処理経費	円/kl	13,928	14,436	15,100	13,711
全国	処理経費	千円	298,281,938	292,376,299	294,565,934	282,779,105
	処理量	kl/年	21,169,057	20,879,303	20,535,070	20,355,831
	1kl当たりの処理経費	円/kl	14,090	14,003	14,345	13,892

資料:一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

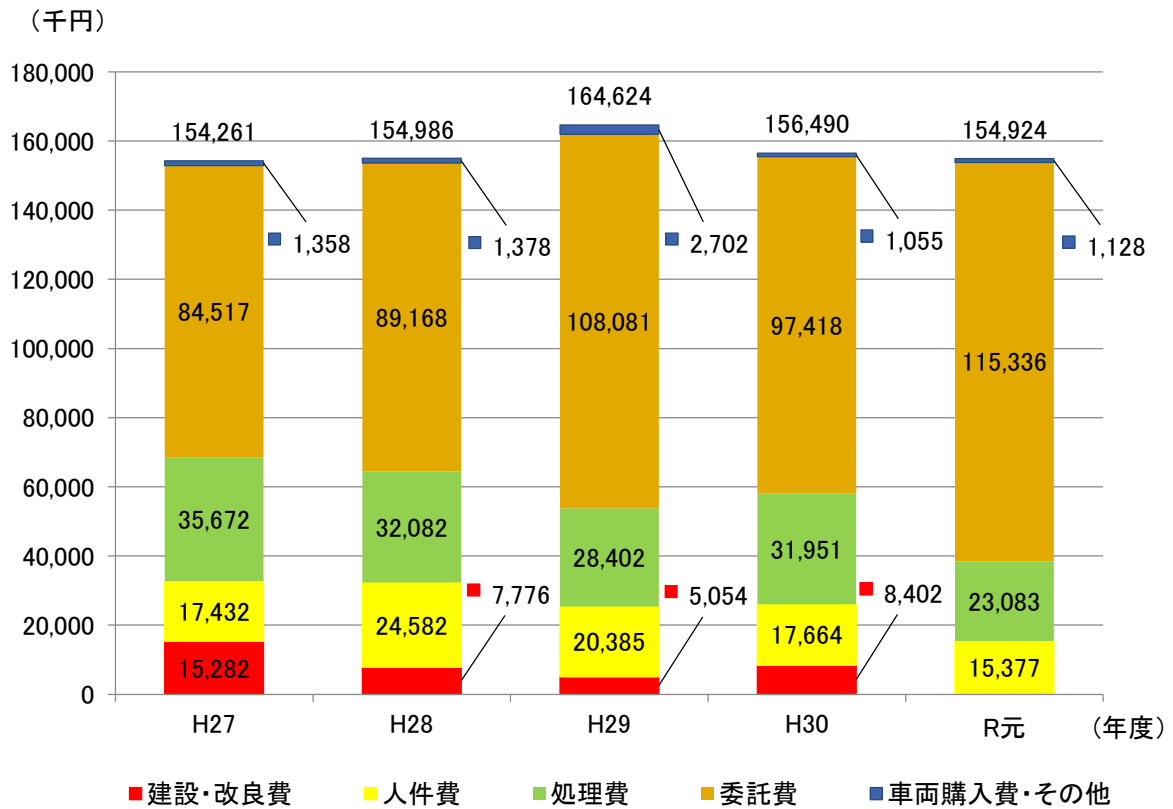


図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費

第4節 生活排水処理の課題

本市では、令和元（2019）年度に生活排水処理率が97%以上となりましたが、今後も公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、高度処理型合併処理浄化槽¹⁰⁸の新設や単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水対策を推進する必要があります。

第2章 し尿及び浄化槽汚泥の予測

第1節 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の予測は、以下のとおりです。

公共下水道人口は、公共下水道の整備により徐々に増加する見込みであり、合併処理浄化槽人口は、公共下水道の整備とともに減少する見込みです。

単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換により、減少する見込みです。

なお、予測値の推計にあたっては、八千代市污水適正処理構想（平成29（2017）年度策定）における公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口を、八千代市人口ビジョン（令和2（2020）年3月策定）の人口に換算し予測人口として採用しています。千葉県において、令和4（2022）年度に千葉県全域污水適正処理構想の見直しが予定されており、八千代市污水適正処理構想についても見直しを行うことが見込まれます。

このことから、八千代市污水適正処理構想の見直しが行われた場合は、本計画の見直しを検討することとします。

表 4-8 処理形態別人口の予測

区分	単位	実績	見込み	中間目標	目標	予測	
		令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和10年度	令和18年度	
行政区域内人口	人	200,275	202,133	205,041	203,921	197,784	
処理人口（自家処理を除く人口）	人	200,275	202,133	205,041	203,921	197,784	
生活排水処理人口	人	194,391	197,514	202,301	202,274	197,784	
	%	97.1	97.7	98.7	99.2	100.0	
	公共下水道人口	人	183,497	185,220	188,815	192,926	194,552
	集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	人	10,894	12,294	13,486	9,348	3,232
生活雑排水未処理人口	人	5,884	4,619	2,740	1,647	0	
	%	2.9	2.3	1.3	0.8	0.0	
単独処理浄化槽人口	人	5,263	4,054	2,405	1,446	0	
汲み取り人口	人	621	565	335	201	0	

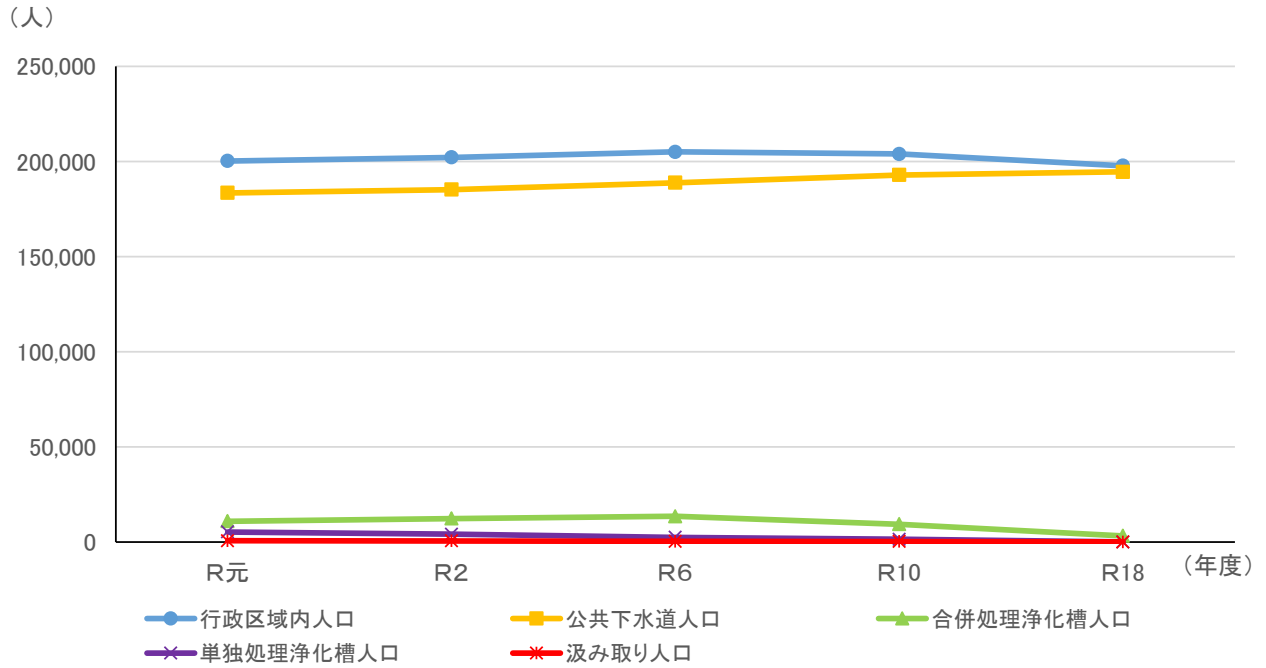


図 4-5 処理形態別人口の予測

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測は、以下のとおりです。

表 4-9 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

区分	単位	実績	見込み	中間目標	目標	予測	原単位 (L/人日)
		令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和10年度	令和18年度	
し尿収集量	kl/年	1,434	985	584	350	0	4.77
浄化槽汚泥量	kl/年	9,762	10,059	10,168	6,954	2,192	
合併処理浄化槽汚泥量	kl/年	7,498	8,337	9,146	6,340	2,192	1.86
単独処理浄化槽汚泥量	kl/年	2,264	1,722	1,022	614	0	1.16
処理量	kl/年	11,196	11,044	10,752	7,304	2,192	
年間日数	日	366	365	365	365	365	

第3章 生活排水処理の基本方針



第1節 生活排水処理の基本方針

日常生活に伴って排出されるし尿や台所、洗濯、風呂などからの生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などによって適正に処理し、放流する必要があり、本市においても適正な処理を進めてきました。

しかしながら、都市化に伴い、生活排水による印旛沼流域の水質汚濁が進んだことから、水質汚濁防止法により平成5（1993）年3月に生活排水対策重点地域に指定されました。そのため、本市では生活排水処理基本計画の他に生活排水対策推進計画を策定し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置普及を図ってきました。その結果、市内の生活排水による汚濁負荷は軽減されてきましたが、全ての地域で生活排水の適正処理が十分に行われているとは言えず、大幅な河川の水質改善につながらない状況にあります。

そこで、前計画に引き続き、本計画における基本目標を以下のとおり設定し、市民・事業者・行政の三者が一体となって河川環境を保全していくことを目標とします。

基本目標

市民・事業者・行政の協働による河川環境の保全
～恵みの沼を再び～

第2節 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、以下のとおりです。

表 4-10 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	行政
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市民・事業者
単独処理浄化槽	し尿	市民・事業者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	行政

2 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域は本市全域とし、行政人口を対象とします。

3 処理の目標

処理目標は、人口に対する生活排水処理人口の割合（生活排水処理率）で示します。生活排水処理人口は、し尿及び生活雑排水を適正に処理している人口で、公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を合計した人口になります。

今後の公共下水道の整備、接続の推進、合併処理浄化槽の設置促進により、目標年度である令和10（2028）年度の処理目標を99%以上とします。

処 理 目 標

生活排水処理率 99 %以上

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

し尿は委託業者が収集し、浄化槽汚泥は八千代市浄化槽清掃業許可業者が収集しています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、衛生面に配慮し、適正かつ円滑に実施するよう、収集業者に対し指導します。

2 中間処理計画

排出されるし尿及び浄化槽汚泥について、適正な処理を行うことができるよう施設の運転管理及び整備を実施します。

3 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の焼却残渣は、引き続き八千代市清掃センターにて中間処理し、資源化・埋立処分を行います。

第4節 施設整備に関する計画

1 公共下水道事業計画

本市における公共下水道事業は、下水道法^{*109}第4条に基づき定めた下水道事業計画^{*110}により施設整備を推進していきます。

本市の公共下水道は、印旛沼流域関連公共下水道として整備を進めています。本市公共下水道が接続する印旛沼流域下水道は、千葉県が事業主体となり、印旛沼や周辺河川の水質汚濁防止や地域の生活環境の向上と沼の水質保全を図る目的で、印旛沼周辺の13市町の下水道全体計画^{*111}区域27,391haの生活排水や工場排水を集め、千葉市にある花見川終末処理場と千葉市と習志野市に跨る花見川第二終末処理場で処理し、東京湾に放流しています。

本市は、処理方式は分流式を採用し、現在は汚水施設として、汚水管渠延長約515km・ポンプ場施設2箇所を有しており、現行の下水道事業計画においては、市街化区域を中心として、下水道計画区域を10の処理分区に分けて、令和5（2023）年度を目標に合計2,111.3haを整備すべく事業を進めております。

また、下水道施設の整備開始から50年以上が経過し、施設全体の老朽化が進行するなか、重要なライフラインである下水道を今後も長期的に維持していく必要があることから、令和2（2020）年度から老朽化が進んだ下水道施設の計画的な点検・調査および改築事業も併せて実施しております。

今後、上位計画である印旛沼流域下水道事業計画等の見直しに合わせて、本市の下水道事業計画等も変更していく予定です。

2 合併処理浄化槽の設置

公共下水道計画区域以外の地域については、「八千代市第3次生活排水対策推進計画」に基づき、高度処理型合併処理浄化槽への転換・普及を推進します。

また、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから高度処理型合併処理浄化槽への転換を促進するため、転換する者に対し、高度処理型浄化槽設置整備事業補助金^{*112}の交付時に、設置費だけでなく配管

費及び撤去費を上乗せする形で、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進していきます。

3 し尿処理施設の整備

令和2（2020）年3月に策定した「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」に基づき、近隣の地方公共団体等との広域処理を優先とし、適正な施設の整備及び処理に向けた取り組みを進めます。

第5節 啓発事業における取り組み

1 情報提供の充実

広報・啓発用のチラシ配布、市ウェブサイトの充実などによって、生活排水対策の必要性や下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

2 環境学習の推進

千葉県などと連携し、水辺の見学会や学習会などを行い、水辺の環境保全や発生源における水質保全対策について学習する機会を増やしていきます。

また、子どもたちが水辺の生き物や水の大切さについて学習することで、環境問題に関心を持ち、環境にやさしい生活を送ることができるように講座を開催します。

3 各種イベントの開催

千葉県などと連携し、水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした清掃活動などのイベントを開催し、公共用水域の保全と環境について、市民の意識高揚を図ります。

4 浄化槽の適正管理に関する啓発

浄化槽は適正に管理されていないと機能が十分に発揮されず、水質汚濁等の一因になるおそれがあります。浄化槽法^{*113}では、浄化槽の管理者に、年1回の法定検査、定期的な保守点検及び清掃を行う義務を定めています。

浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適正管理の必要性について周知し、適正な維持管理を徹底するよう啓発していきます。

第6節 災害への対応

「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時には被害状況の把握等を行い、状況に応じて仮設トイレの設置やし尿等の収集運搬等、迅速に対応・処理できる体制の確保に努めます。

資料

【あ】

・アフターメダルプロジェクト【*72】

環境省において、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト^{*71}」の成果をレガシーとして活用し、自治体、認定事業者等と連携した使用済み小型家電の回収促進に取り組むプロジェクトのこと。集めたりサイクル金属は、自治体等で開催されるスポーツ大会等のメダルなどに加工され再生利用される。

・一般廃棄物【*45】

廃棄物処理法^{*55}で定められている産業廃棄物^{*76}以外の廃棄物のこと。家庭から排出されるごみ、し尿、事業所から排出される紙くずなどを指す。

・一般廃棄物処理施設整備基本構想【*41】

今後整備が必要となる本市が所有する一般廃棄物処理施設について、最適な処理システムを構築する視点から検討を進め、施設整備内容を設定することを目的として、平成 31（2019）年 3 月に策定した構想。

・温室効果ガス【*51】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することにより地球温暖化^{*1}の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が温室効果ガスと定められている。

【か】

・海洋プラスチックごみ問題【*88】

陸上で製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、海洋へ流出し、自然分解することなく破碎・細分化され残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業等へ悪影響を及ぼす問題のこと。世界全体で、年間数百万 t を超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されており、特に、近年、マイクロプラスチック（一般的に 5 mm 以下の微細なプラスチック粒子）による海洋生態系への影響が懸念されている。

・拡大生産者責任【*26】

生産者が、自ら生産する製品等について、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

・合併処理浄化槽【*93】

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）も併せて処理することができる浄化槽のこと。BOD^{*104}除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20 mg/L 以下となる処理性能を持つ。

・家庭系ごみ【*12】

一般廃棄物^{*45}のうち、家庭から排出されるごみのこと。

・家電リサイクル法【*58】

正式名称は、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機について、適正な収集運搬や再商品化等の実施を促し、廃棄物としての排出を抑制するとともに、再資源化^{*15}を推進することを目的として

制定された法律。製造業者等に回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた。

・ **環境基本法** [*53]

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的に推進することを目的として制定された法律（平成5年法律第91号）。

・ **感染性廃棄物** [*43]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により規定されている医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体が付着した、又は、付着している恐れのある廃棄物のこと。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなど。

・ **基幹的設備等改良工事** [*39]

施設の基幹となる設備を大規模に改修し、施設の延命化を図る工事のこと。

・ **グリーン購入** [*32]

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

国等の公的機関が率先して環境に配慮した物品等の調達を推進するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）が制定された。

・ **下水** [*92-2]

生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因・付随する廃水（污水）又は雨水のこと。

・ **下水道** [*92-3]

下水^{*92-2}を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体のこと。

下水道の管渠の構造として、合流式と分流式の二種類がある。合流式とは、雨水と污水を同一の管渠により排除し、終末処理場^{*102}で処理する方式であり、分流式とは、雨水と污水を別々の管渠の系統により排除し、雨水は終末処理場へ入れることなく、公共用水域^{*95}へ排出し、污水は、終末処理場で処理したうえで、公共用水域へ放流する方式である。

本市の公共下水道^{*92}は、分流式を採用している。

・ **下水道事業計画** [*110]

公共下水道^{*92}にあつては、公共下水道管理者が、下水道法^{*109}第4条に基づき定める計画。流域下水道^{*101}にあつては、流域下水道管理者が、下水道法第25条の3に基づき定める計画。

下水道整備の基本となる下水道全体計画^{*111}に基づき、5～7年で整備する区域について、具体的な計画を立案する。

・ **下水道全体計画** [*111]

将来的な下水道施設の配置計画を定める計画。これまでは、将来フレームの想定年次を概ね20年後としてきたが、人口減少社会の到来等を踏まえ、平成20（2008）年6月に「人口減少下の下水道計画手法のあり方について（案）」が策定され、以下の事項などが示されている。

○将来フレームの想定年次を概ね20～30年後の間でフレームが過大なものにならないように適切に設定すること

○長期的な人口見通しを踏まえた下水道整備の手法のあり方

○処理施設の高度化、汚泥処理の集約化など、下水道施設の質的向上を含めた段階的な整備計画のあり方

・下水道法〔*109〕

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道^{*92}、流域下水道^{*101}及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域^{*95}の水質の保全に資することを目的として制定された法律（昭和33年法律第79号）。

・建設リサイクル法〔*60〕

正式名称は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、一定規模以上の建設工事に伴って発生する廃棄物の分別・リサイクルの義務付けなどを定めた法律。

・公共下水道〔*92〕

主として市街地における下水^{*92-2}を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道^{*92-3}で、終末処理場^{*102}を有するもの（単独公共下水道）又は流域下水道^{*101}に接続するもの（流域関連公共下水道）であり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

本市の公共下水道は、千葉県が管理する印旛沼流域下水道に接続する流域関連公共下水道である。

・公共用水域〔*95〕

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等のこと。

・高度処理型合併処理浄化槽〔*108〕

通常の合併処理浄化槽^{*93}よりも有機物の除去率が高い浄化槽や、通常の合併処理浄化槽では十分に処理できない窒素やリンを除去する機能がある浄化槽のこと。

・高度処理型浄化槽設置整備事業補助金〔*112〕

生活排水による公共用水域^{*95}の水質汚濁防止を目的とし、従来の合併処理浄化槽^{*93}に比べて、水質汚濁の原因となる窒素やリンの流出を抑えることができる高度処理型合併処理浄化槽^{*108}の普及を促進するために本市で実施している補助金制度。

・小型家電リサイクル法〔*47〕

正式名称は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）。

携帯電話端末、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器等には有用な金属等が含まれているにも関わらず廃棄されていることから、それらの再資源化^{*15}を推進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として制定された法律。

・ごみ焼却対象量〔*14〕

可燃ごみ及び分別・破碎処理等の中間処理^{*46}後に焼却処理の対象となったごみの量を合計したものの。

・ごみ総排出量〔*18〕

一般廃棄物処理基本計画対象区域から排出されたごみ量の総量のこと。

本計画では、ごみ排出量^{*11}と集団回収^{*16}量の合計を指す。

・ごみ排出量〔*11〕

一般廃棄物処理基本計画対象区域から排出されたごみ量のこと。

本計画では、家庭系ごみ^{*12}排出量と事業系ごみ^{*13}排出量、その他排出量（不法投棄、ボランティア清掃）の合計を指し、集団回収^{*16}量は含まない。

・ **コミュニティ・プラント** [*99]

下水道^{*92-3} 施設が整備されていない団地等に設置する汚水処理施設。廃棄物処理法^{*55}に基づき、地方公共団体が設置する。

【さ】

・ **災害廃棄物** [*52]

地震や台風などの自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

・ **再くるくん協力店** [*27]

資源循環、ごみ減量化を目的として、事業者自らが自主的に店頭で資源物を回収するなど、資源化^{*10}を推進している店舗で、本市が定める要件を満たし認定された店舗のこと。

・ **再資源化** [*15]

廃棄物を分別・破砕処理等し、有用なものを資源として再利用すること。

前計画では、集団回収^{*16}を除いた資源物及び分別・破砕処理等の中間処理^{*46}後に資源物となったものの合計を「再資源化量」としていたが、本計画においては、「再資源化量」に代わり「リサイクル量（集団回収を除く）」という用語を用いる。

・ **最終処分** [*17]

中間処理^{*46}によって発生した焼却残渣^{*40}や不燃ごみ等を最終処分場に埋立又は海洋投入処分すること。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。

・ **在宅医療廃棄物** [*44]

在宅医療に伴い家庭から排出される使用済みの注射針やカテーテルなどの廃棄物のこと。

・ **雑がみ** [*24]

新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外の紙のこと。具体的には、チラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙などがある。

その他紙、雑紙、ミックスペーパー、雑古紙などの呼び方が使われることもある。

・ **産業（大分類）別人口** [*68]

就業者を業種により、以下の区分に分類した人口を指す。

○ 第一次産業・・・農業、林業、漁業

○ 第二次産業・・・建設業、製造業など

○ 第三次産業・・・電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、教育、医療、福祉など

・ **産業廃棄物** [*76]

廃棄物処理法^{*55}で定められている燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体やふん尿など 20 種類の廃棄物のこと。事業者に適正な処理が義務付けられている。

・ **事業系一般廃棄物減量化計画書** [*30]

多量排出事業者^{*28}及び事業用大規模建築物^{*29}の所有者又は占有者で、本市処理施設へ事業系ごみ^{*13}（事業系一般廃棄物）を搬入する事業者に作成が義務付けられている計画。当該事業者における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する今後の計画などを定めるもの。

・ **事業系ごみ** [*13]

事業活動に伴って排出されるごみのこと。

・ **事業用大規模建築物** [*29]

店舗や事務所などの用途に供される部分の延べ床面積が 3,000 m²以上の建築物のこと。

・ **資源化** [*10]

ごみとなったものを、そのまま又は分別・破砕処理等を行い、資源として再生すること。

・ **資源有効利用促進法** [*56]

正式名称は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）。

循環型社会^{*8}を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的として制定された法律。事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を講じることにより、循環型経済システムの構築を目指す。

・ **自然共生社会** [*79]

人間と地球に生きるすべての生物がともに暮らし、自然からの恩恵を受けつづけることができる社会のこと。

・ **持続可能な開発のための 2030 アジェンダ** [*3]

平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標。

序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs）^{*2}、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

・ **持続可能な開発目標（SDGs）** [*2]

平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{*3}」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。以下の 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成される。

【17 の目標】

① 貧困をなくそう、② 飢餓をゼロに、③ すべての人に健康と福祉を、④ 質の高い教育をみんなに、⑤ ジェンダー平等を実現しよう、⑥ 安全な水とトイレを世界中に、⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑧ 働きがいも経済成長も、⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩ 人や国の不平等をなくそう、⑪ 住み続けられるまちづくりを、⑫ つくる責任つかう責任、⑬ 気候変動に具体的な対策を、⑭ 海の豊かさを守ろう、⑮ 陸の豊かさも守ろう、⑯ 平和と公正をすべての人に、⑰ パートナリシップで目標を達成しよう

・ **自動車リサイクル法** [*61]

正式名称は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）。

自動車の製造業者、輸入業者、販売業者、所有者などの役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的として制定された法律。自動車メーカー・輸入業者に、エアバッグ類、フロン類などの引き取り・リサイクルを義務付け、その処理費用を、リサイクル料金として、所有者が負担することとしている。

・ **集団回収** [*16]

自治会や PTA などの市民団体が主体となり、資源物を回収し資源回収業者へ売却する活動のこと。

・ 終末処理場 [*102]

下水^{*92-2}を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道^{*92-3}の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

個々の処理施設の組合せとその配列は、それぞれの処理場の置かれている諸状況(流入水の水質、放流先の状況、污泥処理の制約条件等)を考慮して決定される。

・ 集落排水 [*98]

小規模集合処理方式の汚水処理施設。分類としては、農業集落排水や漁業集落排水、林業集落排水などがある。

・ 循環型社会 [*8]

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて提示された概念。

循環型社会形成推進基本法^{*54}では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

・ 循環型社会形成推進基本計画 [*4]

循環型社会形成推進基本法^{*54}に基づき、政府全体の循環型社会^{*8}の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針などを定める計画。平成15(2003)年に第1次計画、平成30(2018)年6月に第4次計画が閣議決定・国会報告された。

第4次計画では令和7(2025)年度を目標年度とし、循環型社会形成のための指標や数値目標、国の取り組み、各主体の役割などを定めている。

・ 循環型社会形成推進基本法 [*54]

循環型社会^{*8}の形成に向けた廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画^{*4}の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律(平成12年法律第110号)。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としている。

・ 循環型社会形成推進交付金対象事業 [*77]

循環型社会形成推進地域計画^{*70}に位置付けられたマテリアルリサイクル推進施設(プラスチック等の資源化施設など)や、エネルギー回収型廃棄物処理施設、最終処分場等の整備、既存のごみ処理施設の基幹的設備改良事業等が交付金の対象となる。交付率は、対象事業経費の3分の1、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については2分の1となる。

・ 循環型社会形成推進地域計画 [*70]

地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する目標値を設定し、達成に向けた具体的な施策を講じ、ごみ処理施設等の整備を図るために市町村が策定する計画。

当計画の策定は、市町村が廃棄物の3Rを総合的に推進するために、平成17(2005)年度に国が創設した「循環型社会形成推進交付金制度」による交付金を受けるための要件とされている。

・ 浄化槽法 [*113]

浄化槽の設置や保守点検等の規制、浄化槽工事業者の登録制度等の整備、浄化槽設備士等の資格などについて定めており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として制定された法律(昭和58年法律第43号)。

・ 焼却残渣 [*40]

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残りなどを指す。

・ **食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針**〔*86〕

食品リサイクル法^{*59}に基づき定められた方針。食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物^{*85}等の増大が見込まれることから、食品産業の健全な発展を図るためにも、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取り組みを促進し、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進することが定められている。

・ **食品廃棄物**〔*85〕

食品由来の廃棄物の総称。

・ **食品リサイクル法**〔*59〕

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）。

食品関連事業者から排出される食品廃棄物^{*85}等について、その排出抑制と資源としての有効利用を推進することを目的として制定された法律。再生利用事業者の登録制度や食品関連事業者の再生利用等の実施状況の報告などの措置が定められている。

・ **食品ロス**〔*21〕

食品廃棄物^{*85}のうち、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどを指す。

・ **食品ロス削減アクションプラン**〔*22〕

まだ食べられる食料の有効活用やごみの減量化を図るため、食品ロス^{*21}削減に向けた本市の取り組みを定めたもの。市民や事業者に向けた食品ロス削減の啓発や関係部局との連携による推進などを主な取り組みとしている。

・ **食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**〔*6〕

食品ロスの削減の推進に関する法律^{*5}第11条の規定に基づき、令和2（2020）年3月に定められた食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進に向けた国の基本的な方針。国、地方公共団体、事業者、消費者等、各主体の役割や行動を定めており、令和12（2030）年度における、食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標を設定している。

・ **食品ロスの削減の推進に関する法律**〔*5〕

食品ロス^{*21}の削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律（令和元年法律第19号）。

・ **植物プランクトン**〔*103〕

プランクトンのうち独立栄養生物の総称のこと。植物プランクトンが増加すると有機物が増加するため、COD^{*105}値は高くなる。

・ **水質汚濁防止法**〔*100〕

工場及び事業場から公共用水域^{*95}に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透に関する規制や生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることなどを目的として制定された法律（昭和45年法律第138号）。

・ **生活雑排水未処理人口**〔*97〕

台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま公共用水域^{*95}に放流されている人口のこと。生活排水処理人口^{*96}以外の人口であり、本計画では単独処理浄化槽^{*94}及び汲み取り人口の合計を指す。

・生活排水処理人口〔*96〕

日常生活に伴って排出されるし尿や台所、洗濯、風呂などからの生活排水を、公共下水道^{*92}、集落排水^{*98}、コミュニティ・プラント^{*99}、合併処理浄化槽^{*93}等の生活排水処理施設で処理している人口。

本市では、集落排水及びコミュニティ・プラントによる処理を行っていないため、本計画では、公共下水道及び合併処理浄化槽人口の合計を指す。

・生活排水対策推進計画〔*66〕

「生活排水対策重点地域」に指定された市町村が、水質汚濁防止法^{*100}に基づき策定する計画。生活排水処理施設の整備や啓発事業を推進し、水質汚濁の改善を図っている。

・全県域污水適正処理構想〔*62〕

より一層効率的かつ適正な污水处理施設の整備を推進する観点から、平成7(1995)年に厚生省(現環境省)、農林水産省、建設省(現国土交通省)の連名により発出された通知に基づき、都道府県が作成している污水处理施設整備に関する総合的な構想。各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定するものであり、各種污水处理施設の有する特性、水質保全効果、経済性、汚泥の処理等の将来管理、污水处理施設整備の緊急性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定することとされている。

千葉県では、住み良いまち、きれいな水を未来に残すため、「千葉県全県域污水適正処理構想」を、平成8(1996)年度に策定し、その後、3回の見直しを行い、下水道^{*92-3}、集落排水^{*98}、合併処理浄化槽^{*93}等の各污水处理施設の整備を推進している。

・全窒素〔*106〕

有機および無機(アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態)の窒素化合物の総量。水環境を富栄養化させる要素の一つであり、環境基本法^{*53}において湖沼等の環境基準として定められている。

・全リン〔*107〕

水中に溶解している無機リンと有機リンの総量。水環境を富栄養化させる要素の一つであり、環境基本法^{*53}において湖沼等の環境基準として定められている。

【た】

・ダイオキシン類〔*69〕

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンなどの210種の有機塩素化合物の総称のこと。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するとされている。

・多量排出事業者〔*28〕

事業活動に伴い発生する事業系ごみ^{*13}を1日平均100kg以上排出する事業者のこと。

・単独処理浄化槽〔*94〕

水洗トイレからの排水のみを処理する浄化槽のこと。

・地域循環共生圏〔*80〕

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

・地球温暖化〔*1〕

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス^{*51}の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象。

・ **ちば食べエコ協力店**〔*87〕

千葉県における「ちば食べエコ登録制度」に登録している飲食店又は食品を取り扱う小売店のこと。店舗において、小盛りメニューの設定や宴会等における食べきりの呼びかけなど、食べきりの促進に向けた取り組みを実践している。

・ **厨芥類**〔*73〕

野菜などの調理くずや食べ残しなどのごみ。

・ **中間処理**〔*46〕

廃棄物の無害化・減量化、再資源化^{*15}あるいは安定化を図るため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。鉄やアルミ、ガラスなど資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

・ **低炭素社会**〔*78〕

地球温暖化^{*1}の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

・ **出口側の循環利用率**〔*82〕

廃棄物等の発生量に占める循環利用量（再使用・再生利用量）の割合を表す指標のこと。国や千葉県において使用されている指標であり、本計画におけるリサイクル率^{*19}と同義。

・ **特別管理一般廃棄物**〔*48〕

一般廃棄物^{*45}のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有する廃棄物のこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により規定されている。特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用される。

・ **都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト**〔*71〕

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5000 個の金・銀・銅メダルを、全国各地から集めた使用済み小型家電に含まれるリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトのこと。東京 2020 組織委員会が主催し、東京 2020 大会をきっかけに、持続可能な社会の構築に取り組んでいる。

【な】

・ **生ごみ処理器**〔*20〕

微生物等による分解や水分除去により、生ごみを減量化・たい肥化させる機器のこと。コンポスト容器やEM容器、電気式処理機などがある。

・ **二輪車リサイクルシステム**〔*74〕

国内二輪車メーカー4社と輸入事業者による、対象車両を廃棄時に処理費用をユーザーが負担することなく適正処理・再資源化^{*15}することができる仕組みのこと。

【は】

・ **バイオマス**〔*38〕

Bio（生物資源）と mass（量）を表す概念で、動植物に由来する有機物性資源で化石資源を除いたもののこと。ライフサイクル全体で見ると大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。

廃棄物系バイオマスとしては、家畜排せつ物、食品廃棄物^{*85}、建設発生木材、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用のほ

か、燃焼による発電やアルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがある。

・ **廃棄物からの資源回収率** [*83]

中間処理^{*46}後、資源となったもののごみ量に占める割合。分別後の回収だけでなく、焼却灰等のセメント化やごみのRDF^{*84}化による資源化^{*10}も該当する。

・ **廃棄物管理責任者** [*31]

事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務における責任者のこと。多量排出事業者^{*28}及び事業用大規模建築物^{*29}の所有者又は占有者で、本市処理施設へ事業系ごみ^{*13}(事業系一般廃棄物)を搬入する事業者を選任が義務付けられている。

・ **廃棄物減量等推進員** [*34]

一般廃棄物^{*45}の減量及び適正処理に関し、熱意と識見を有する市民のうち、市長が委嘱する者。ごみの減量化や資源化^{*10}を推進するため、地域のリーダーとして活動し、各家庭に向けて周知・啓発することを役割としている。

・ **廃棄物減量等推進審議会** [*37]

一般廃棄物^{*45}の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する合議体。学識経験者、廃棄物処理業者、事業者、市民等から構成される。

・ **廃棄物処理法** [*55]

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）。
廃棄物の排出を抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された法律。廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理基準の規定等を内容としている。

・ **廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン** [*91]

令和2（2020）年9月に国が策定した、廃棄物処理に関する新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン。ごみ排出時の感染防止策や適正な処理のために講ずる対策、処理体制の維持のために取るべき措置等について記載されている。

・ **排出者責任** [*25]

廃棄物処理法^{*55}第3条において規定されている事業者の廃棄物についての責務のこと。事業者には、事業活動に伴い発生する廃棄物等について、自らの責任において、発生の抑制又は循環的な利用、適正な処分を行う責務を有するとされている。

・ **廃消火器リサイクルシステム** [*75]

耐用年数が過ぎたり、錆・傷などによって使用に耐えられなくなった消火器等を一般社団法人日本消火器工業会が回収しリサイクルする仕組みのこと。

・ **フードバンク** [*23]

まだ食べられるにも関わらず廃棄される予定の食品や食材を、家庭や企業などから引き取り、食料を必要としている人や施設などに無償で提供する活動のこと。

・ **不法投棄連絡員** [*49]

地域の環境に関心のある市民のうち、市長が委嘱する者。地域の不法投棄に関して市への通報、市が実施する不法投棄防止に向けた啓発活動への参加等を役割としている。

・プラスチック資源循環戦略【*7】

海洋プラスチックごみ問題^{*88}、地球温暖化^{*1}、アジア各国による廃棄物の輸入規制に伴う国内の廃プラスチック貯留量増加等の幅広い課題に対応するために、令和元（2019）年5月に国が策定した、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。この戦略では、令和12（2030）年度までに『リデュース：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累積25%排出抑制』、『リユース・リサイクル：容器包装プラスチックの6割をリユース・リサイクル』、『Renewable：再生利用を倍増』といった目標を掲げている。

・プラスチック製容器包装【*89】

商品を入れた容器や包装のうち、プラスチック製のもの。スーパーのレジ袋、食品などの包装フィルム、カップ麺の容器、シャンプーや洗剤のボトルなど。

【や】

・八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針【*42】

一般廃棄物処理施設整備基本構想^{*41}に基づき、長期的な展望のもと、経済性、継続的な安全性及び安定性の観点から、本市が所有する一般廃棄物処理施設の整備に関する基本事項を検討し、最適な一般廃棄物処理システムを構築することを目的として、令和2（2020）年3月に策定した方針。

・八千代市污水適正処理構想【*65】

国及び千葉県が示す基本方針に基づき、市内全域を対象として効率的かつ効果的に污水处理施設整備を実施するために、公共下水道^{*92}及び合併処理浄化槽^{*93}による整備区域を設定するもの。

・八千代市環境保全計画【*64】

現在及び将来の市民が、健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策・事業を示す計画のこと。

・八千代市人口ビジョン【*90】

本市の人口の現状を把握し、目指すべき将来の方向及び人口の将来展望を示したもの。

・八千代市総合計画【*63】

本市の最上位計画に位置付けられ、まちづくりを進めていく上での将来都市像と基本理念を示し、それを実現するための手段等を体系的に整理したものであり、総合的な行政運営の指針となるもの。
令和3（2021）年3月に第5次計画を策定し、計画期間は令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間としている。

・八千代市率先実行計画【*50】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した本市の事務及び事業に関する温室効果ガス^{*}₅₁排出の抑制等のための措置について定めた計画。現在は、名称を「八千代市地球温暖化対策実行計画^{*67}（事務事業編）」と改めている。

・八千代市地球温暖化対策実行計画【*67】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した温室効果ガス^{*51}排出の抑制等のための措置に関する計画。本市の事務事業に関する計画である「事務事業編」と市域全体での計画である「区域施策編」から構成される。

・八千代フリーマーケット実行委員会【*35】

市民によるごみの減量化及びリサイクル等の意識向上を目的として開催する「八千代フリーマーケット」を主催する団体。ごみの減量化及びリサイクル等に関心のある市民や市内大学の学生等から構成されている。

・有料指定ごみ袋制度【*9】

市町村が一般廃棄物^{*45}の処理等にかかる費用の一部を手数料として上乗せした指定ごみ袋を導入する制度のこと。一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などを目的とする。

手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に求める場合については「有料化」に該当しない。

・容器包装リサイクル法【*57】

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）。

容器包装廃棄物の排出抑制と再資源化^{*15}を促進することを目的として制定された法律。

一般廃棄物^{*45}の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めている。

びんや缶、紙パックなどの容器・包装材の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けるもので、平成7（1995）年に制定され、平成9（1997）年に一部施行、平成12（2000）年4月から完全施行されている。

【ら】

・リサイクル率【*19】

ごみ総排出量^{*18}に占めるリサイクル量の割合を表す指標。なお、リサイクル量は、分別収集した資源物、不燃ごみ等中間処理^{*46}後資源物、集団回収^{*16}量の合計量を指す。

・流域下水道【*101】

地方公共団体（市町村）が管理する流域関連公共下水道^{*92}により排除する下水を受けて、排除・処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道であり、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、終末処理場^{*102}を有するものをいう。

千葉県の流域下水道は、平成31（2019）年3月現在、印旛沼、手賀沼、江戸川左岸の3つの流域下水道があり、本市の公共下水道は、印旛沼流域下水道に接続している。

【数字・アルファベット】

・3R推進月間【*36】

経済産業省や環境省などの3R関係8省庁が、リデュース、リユース、リサイクルの「3R」を普及啓発するために、毎年10月に実施する活動のこと。

・4R【*33】

リデュース（排出抑制・減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（資源循環）の3Rにリフューズ（発生抑制・断る）を加えたもの。4Rを推進することで、ごみの発生を限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷をできる限り減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会^{*8}）を目指す。

・BOD【*104】

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。

有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値のことであり、数値が大きくなるほど水質汚濁が著しくなる。環境基本法^{*53}において、河川等の環境基準として定められている。

・COD【*105】

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。

有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させたときに消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値のこと。数値が大きくなるほど汚濁

が著しくなる。環境基本法^{*53}において、湖沼等の環境基準として定められている。

・ **PCB [*81]**

ポリ塩化ビフェニルの略。

昭和4（1929）年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で分解されにくく、生物に蓄積しやすく、かつ、慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49（1974）年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき製造及び輸入が原則禁止された。

・ **RDF [*84]**

Refuse Derived Fuel の略。

家庭ごみなどの一般廃棄物^{*45}を主原料として作られる固形燃料のこと。現在は、品質優位性で古紙や廃プラスチック類等から作られるRPF（Refuse Paper & Plastic Fuel）が主流となっている。作られた固形燃料は、ボイラー用燃料等として使用されている。

